【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	外竜巻 00-02　Ｒ５
提出年月日	令和３年 10 月５日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（外竜巻）

（ＭＯＸ燃料加工施設）

１．概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

２．本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙１：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
    事業変更許可　本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙２：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
    基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第１回申請の対象、第２回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙３：基本設計方針の添付書類への展開
    基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙４：添付書類の発電炉との比較
    添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙５：補足説明すべき項目の抽出
    基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙６：変更前記載事項の既工認等との紐づけ
    基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
    ※本別紙は、別紙１による基本設計方針の記載事項の確定後に示

す。
注：当該条文は、変更前の記載がないため、対象外とする。

別紙

外竜巻00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(外竜巻)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/30	4	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	10/5	3	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	10/5	3	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	10/5	1	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	10/5	1	
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	8/10	0	当該条文は、変更前の記載がないため、対象外とする。

令和３年９月 30 日　Ｒ４

別紙１

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（1 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
（外部からの衝撃による損傷の防止） 第八条　安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。竜①-１，竜②-１，２，③-２	第１章　共通項目 3.自然現象 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2　竜巻 安全機能を有する施設は，事業許可（変更許可）を受けた想定される竜巻（以下「設計竜巻」という。）が発生した場合において，作用する荷重を設定し，その荷重に対して影響評価を行い，必要に応じ対策を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。竜①-1、竜①-4 設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。竜①-2、竜①-3 また，その施設の倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響竜①-3 及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。竜④-1	【本文】 （ト）　その他主要な構造 （１）安全機能を有する施設 ①　外部からの衝撃による損傷の防止 ａ．竜巻 安全機能を有する施設は，想定される竜巻が発生した場合においても，作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。竜①-1 竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は 100m/s とし，設計荷重は，設計竜巻による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。竜②-1 安全機能を有する施設の安全機能を損なわないようにするため，安全機能を有する施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策として，飛来物となる可能性のあるもののうち，運動エネルギ及び貫通力の大きさを踏まえ，設計上考慮すべき飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。竜 ⅠⅠ飛来物となり得る資機材及び車両のうち，衝突時に与える運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては，固定，固縛，建屋収納，退避又は撤去を実施する。竜③-1 また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものがある場合は，設計飛来物としての考慮の要否を検討する。竜 ⅠⅠ 竜巻に対する防護設計においては，機械的強度を有する建物により保護すること等により，安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とすること，若しくは竜巻によ	添付書類五 ②　竜巻防護に関する設計 ａ．竜巻防護に関する設計方針竜 ① 原子力規制委員会の定める事業許可基準規則の第九条では，外部からの衝撃による損傷の防止として，安全機能を有する施設は，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており，敷地の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして，竜巻を挙げている。 ＭＯＸ燃料加工施設の供用期間中に極めてまれに発生する突風，強風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随伴事象等によって安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計であることを評価するため，「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成 25 年６月 19 日　原規技発第 13061911 号　原子力規制委員会決定）（以下「竜巻ガイド」という。）を参照し，以下の竜巻影響評価について実施する。 （ａ）　設計竜巻及び設計荷重（設計竜巻荷重及びその他の組合せ荷重）の設定竜 ① （ｂ）　ＭＯＸ燃料加工施設における飛来物に係る調査竜 ① （ｃ）　飛来物発生防止対策竜 ① （ｄ）　考慮すべき設計荷重に対する設計対処施設の構造健全性等の竜 ①評価を行い，必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることの確認竜①-4	(1) 自然現象 a. 竜巻 外部事象防護対象施設は竜巻防護に係る設計時に，設置（変更）許可を受けた最大風速 100 m/s の竜巻（以下「設計竜巻」という。）が発生した場合について竜巻より防護すべき施設に作用する荷重を設定し，外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないよう，それぞれの施設の設置状況等を考慮して影響評価を実施し，外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は，影響に応じた防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。 また，重大事故等対処設備は，「5.1.2　多様性，位置的分散等」の位置的分散，「5.1.3　悪影響防止等」及び「5.1.5　環境条件等」を考慮した設計とする。 ①(P2)へ さらに，外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響について考慮した設計とする。 なお，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて管理する。 ②(P2)へ	竜②-1（P6 へ） 竜①-2（P3 から） 竜①-3（P3 から） 竜④-1（P19 から） 竜③-1（P9，21 へ）

【許可からの変更点等】
記載の適正化を図った。

【「等」の解説】
「臨界防止及び閉じ込め等」の指す内容は以下の通り分類される。
- 放射性物質の閉じ込め機能（放出経路の維持機能，放射性物質の捕集・浄化及び排気機能）
- 安全に係るプロセス量等の維持機能（爆発等に係るプロセス量等の維持機能）
- 体系の維持機能（核的制限値（寸法）の維持機能）
- 異常の発生防止機能に係る支援機能
- 閉じ込め機能の維持機能
- 安全に係るプロセス量等の維持機能
- 異常の拡大防止機能に係る支援機能
- 放射性物質の過度の放出防止機能（放出経路の維持機能，放射性物質の捕集・浄化及び排気機能）
- 影響緩和機能に係る支援機能

【「等」の解説】
設計飛来物よりも衝撃荷重が大きくなるものは飛散させないよう、固定，固縛を実施すること及び車両については周辺防護区域への入構管理及び退避する運用とすることから、「等」はそのままとした。

【許可からの変更点等】
MOX 燃料加工施設については系統申請している設備はないが，設備を構成する系統についても防護することを明確にするため，表現を見直した。

【許可からの変更点等】
「倒壊等」について対象を明確にした。

【許可からの変更点等】
「(2) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策」にて詳細設計を記載するため、冒頭宣言の記載とした。

（双方の記載）
＜不一致の理由＞
発電炉では前段の記載で、設計基準対象施設のうち竜巻から防護する施設を外部事象防護対象施設として整理している。整理の流れは同じであるが、MOX燃料加工施設では、許可整合性の観点から安全機能を有する施設のうち安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、安全上重要な施設を竜巻から防護する施設を竜巻防護対象施設として整理しているため。

【凡例】
下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
紫字：ＳＡ設備に関する記載
：発電炉との差異の理由　　：許可からの変更点等
：他条文から展開した記載

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（2 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では自然現象の冒頭で本定義をしているが，MOX 燃料加工施設では許可整合性の観点でこの位置に記載する。 （当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は重大事故等対処設備も防護対象として整理していることを明記するため。 （当社の記載） ＜不一致の理由＞ 重大事故等対処設備のうち，一部例外設備に対する当社特有の方針を記載。 第 30 条重大事故等対処設備に係る設計（8.1.5 環境条件等）とのつながりとして記載。 【許可からの変更点等】 「修理等」について対象を明確化。 【許可からの変更点等】 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備の運用を明確化。 ~~【許可からの変更点等】~~ ~~運用に係る事項をまとめて記載した。~~ ~~【許可からの変更点等】~~ ~~「資機材」だけではなく、屋外の施設も対象であることから「等」を追記。また、「資機材等」の対象の考え方は添付書類にて示す。~~ ~~（以下同じ）~~	上記に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。竜①-4 さらに，重大事故等対処設備についても，竜巻からの影響に対し，~~よりも~~必要な機能が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる~~を損なわない~~設計とする。竜⑥-1、竜⑥-2、竜⑥-14、竜⑥-15 ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。竜⑥-3、竜⑥-4、竜⑥-16、竜⑥-17 ~~竜巻に関する事項として，以下を保安規定に定めて，管理する。~~ ~~・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと~~竜⑤-1、竜⑤-2 ~~・重大事故等対処設備及び資機材~~	る損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。竜 ① ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （２）重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 a．共通要因故障に対する考慮 （ａ）共通要因故障に対する考慮 共通要因のうち自然現象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。竜⑥-1 ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （２）重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 ｃ．環境条件等 （ａ）環境条件 自然現象については，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。竜⑥-2 ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （２）重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 a．共通要因故障に対する考慮 （ａ）共通要因故障に対する考慮 ｉ．常設重大事故等対処設備 ただし，内的事象を要因とする重大事	イ．安全設計 （ハ）重大事故等対処施設 （１）重大事故等対処設備に関する設計 ①共通要因故障に対する考慮等 ａ．共通要因故障に対する考慮 共通要因のうち自然現象については，地震，津波に加え，敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害等の事象を考慮する。その上で，これらの事象のうち，敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。竜⑥-14 ③ 環境条件等 ａ．環境条件 自然現象の選定に当たっては，地震，津波に加え，敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず，国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害等の事象を考慮する。その上で，これらの事象のうち，重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性，重大事故等対処設備への影響度，事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から，重大	（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 当社では 3.3 の全体方針の中で記載しているため，個別事象では記載しない。 ①(P1)から (1) 自然現象 a．竜巻 *(中略)* また，重大事故等対処設備は，「5.1.2 多様性，位置的分散等」の位置的分散，「5.1.3 悪影響防止等」及び「5.1.5 環境条件等」を考慮した設計とする。 【「等」の解説】 「関連する工程を停止すること等」が指す具体的な内容は設備によって異なり，保安規定に基づき策定する手順書において明確化するため，基本設計方針では等のままとした。 ②(P1)から ~~(1) 自然現象~~ ~~a．竜巻~~ ~~*(中略)*~~ ~~なお，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて管理する。~~ ⑦(P10)から ~~(1) 自然現象~~ ~~a．竜巻~~ ~~*(中略)*~~ ~~重大事故等対処設備，資機材等の固縛，固定又は外部事象防護対象施設からの離隔を実施すること，並びに車両については入構管理及び退避を実施することを保安規定に定めて管理する。~~	竜①-4（P3 から） 竜⑥-1（P20 へ） 竜⑥-16（P2 から） 竜⑥-17（P2 から） 竜⑥-2（P20 へ） ~~竜⑤-1（P6 から）~~ ~~竜⑤-2（P9 から）~~

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（3 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	~~等の固定，固縛並びに車両の周辺防護区域への入構管理及び退避場所へ退避を行うこと~~竜③-1、竜③-2、竜③-3 ~~【許可からの変更点等】~~ ~~設計飛来物を超える飛来物に係わる許可の記載について以下のとおり分割し、ここでは3.について記載する。~~ ~~1.設計飛来物の設定における条件~~ ~~2.上記の条件を達成するための設計方針~~ ~~3.上記の条件を達成するための運用要求~~	故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を確保する設計とする。その他の常設重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。竜⑥-3 ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （２）重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 ｃ．環境条件等 （ａ）環境条件 ｉ．常設重大事故等対処設備 ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪，火山の影響，凍結，高温及び降水により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を確保する。竜⑥-4	事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として，地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては，地震，風（台風），積雪及び火山の影響を考慮する。竜⑥-15 （ａ）常設重大事故等対処設備 ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと，関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を確保する設計とする。その他の常設重大事故等対処設備についても，可能な限り多様性，独立性，位置的分散を考慮した設計とする。竜⑥-16 ③ 環境条件等 （ａ）常設重大事故等対処設備 自然現象及び人為事象に対して内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，当該設備が地震，風（台風），竜巻，積雪，落雷，火山の影響，凍結，高温，降水及び航空機落下により機能が損なわれる場合，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を確保する。また，上記機能が確保できない場合に備え，関連する工程を停止する等の手順を整備する。竜⑥-17 安全機能を有する施設は，ＭＯＸ燃料加工施設が竜巻の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために，竜巻に対して安全機能を損なわない設計とする。 その上で，竜巻によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を，ＭＯＸ燃料加工施設の全ての安全機能を有する構築物及び設備・機器とする。竜 ◇2設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物及び設備・機器を		竜⑥-16（P1 へ） 竜⑥-17（P1 へ）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（4 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物及び設備・機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。竜①-2 また，その施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設及び竜巻防護対象施設を収納する建屋は，機械的強度を有すること等により，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。竜①-3 ここで，竜巻防護対象施設，竜巻防護対象施設を収納する建屋及びその施設の倒壊等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設を併せて，設計対処施設という。竜 ◇2 　上記に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。竜①-4 ｂ．設計対処施設 設計対処施設は，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう，設計竜巻に対して設計上の考慮を行う施設全体とする。 安全機能を有する施設のうち安全評価上その機能を期待する施設の安全機能を維持し，かつ，火災・爆発の防止，臨界防止等の安全機能を損なわないようにするため，安全上重要な施設を竜巻防護対象施設とする。竜 ◇2 これらの施設を添５第 16 図から添５第 18 図に示す選定フローに従い，竜巻による風圧力，気圧差及び飛来物に対する設計対処施設として選定するとともに竜巻防護対象施設を収納する建屋を設計対処施設として選定する。また，建屋に収納される竜巻防護対象施設のうち添５第 19 図に示す選定フローに従い選定される竜 ◇2 設計荷重（竜巻）に対して十分な耐力を有しない建屋に収納される竜巻防護対象施設及び開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施		竜①-2（P1 へ） 竜①-3（P1 へ） 竜①-4（P2 へ）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（5 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			設のうち竜③-4 添５第 20 図に示す選定フローに従い選定される竜巻防護対象施設は，建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設として選定する。竜 ◇2 以上の選定結果から，竜巻防護対象施設は以下のように分類できる。竜 ◇2 ⅰ．建屋に収納される竜巻防護対象施設（外気と繋がっている竜巻防護対象施設を除く）竜 ◇2 ⅱ．屋外の竜巻防護対象施設竜 ◇2 ⅲ．建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設竜 ◇2 ⅳ．建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設竜 ◇2 なお，屋外の竜巻防護対象施設に該当する施設はない。竜 ◇2 また，安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設については，当該施設の破損等により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせる可能性がある施設又はその施設の特定の区画を，竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設として選定する。竜 ◇2 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設としては，竜巻防護対象施設等を除く構築物及び設備・機器の中から，竜 ◇2 竜巻防護対象施設等に対し，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び付属施設の破損等による機能的影響を及ぼし得る施設を以下のとおり選定する。竜①-9 竜巻防護対象施設等に機械的影響を及ぼし得る施設としては，建物・構築物の高さと，竜巻防護対象施設等との距離を考慮して，破損又は倒壊により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設に機械的影響を及ぼし得る施設として選定する。竜 ◇2 　竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設としては，竜巻防護対象施設の付属設備のうち，屋外にあるもので，風圧力，気圧差及び飛来物の衝突による破損等により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわせるおそれがある施設を竜巻防護対象施設に機能的影響を及ぼし得る施設として選定する。選定した結果から，設計対処施設は以下に分類される。竜 ◇2 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜		竜③-4（P14 へ） 竜①-9（P14 へ）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（6 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の記載である「竜巻以外の荷重」を明確化したため。 【許可からの変更点等】 風圧力による荷重，気圧差による荷重の設定を具体化するために追記した。	(1)影響評価における荷重の設定 構造健全性等の評価においては，設計竜巻（最大風速 100m/ｓ）による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻）を設定する。竜②-1 風圧力による荷重，気圧差による荷重としては，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。竜②-2、竜②-3	【許可からの変更点等】 許可の記載である「自然現象等」の「等」にあたる設計基準事故時荷重は考慮する必要がないことから「等」を削除した。	巻防護対象施設 ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 ・竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 設計対処施設を以下のとおり，分類ごとに選定する。竜 ◇2 （ｉ）　竜巻防護対象施設を収納する建屋 （ｉ）-１　燃料加工建屋竜 ◇2 （ⅱ）　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設竜 ◇2 （ⅱ）-１　気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備竜 ◇2 （ⅱ）-２　気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備竜 ◇2 （ⅱ）-３　非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系竜 ◇2 （ⅲ）　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設竜 ◇2 （ⅲ）-１　非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系竜 ◇2 （ⅳ）　竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設竜 ◇2 （ⅳ）-１　気体廃棄物の廃棄設備の排気筒竜 ◇2 c．設計荷重（竜巻）の設定 （ａ）　設計竜巻の設定 設計竜巻の特性値については，現状，設定に足る十分な信頼性を有した観測記録等が無いため，竜巻ガイドを参考に設定する。竜②-2 設計竜巻の特性値を添５第 16 表に示す。また，設計竜巻については，今後も継続的に観測データ及び増幅に関する新たな知見の収集に取り組み，必要な事項については適切に反映を行う。竜⑤-1 添５第 16 表　設計竜巻の特性値 最大風速 V_D (m/s) ｜ 移動速度 V_T (m/s) ｜ 最大接線風速 V_{Rm} (m/s) ｜ 最大接線風速半径 R_m (m) ｜ 最大気圧低下量 ΔP_{max} (hPa) ｜ 最大気圧低下率 $(dp/dt)_{max}$ (hPa/s) 100 ｜ 15 ｜ 85 ｜ 30 ｜ 89 ｜ 45 竜②-3 ｉ．設計竜巻の移動速度（V_T）竜 ◇3 設計竜巻の移動速度（V_T）は，独立行政法人原子力安全基盤機構が東京工芸大学に委託した研究の成果[50]（以下「東京工芸大学委託成果」という。）を参考に，日本の竜巻における移動速度と最大竜巻風速の関係に基づく以下の式を用いて算定する。 $V_T = 0.15 \times V_D$	(a) 影響評価における荷重の設定 構造強度評価においては，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに竜巻以外の荷重を適切に組み合わせた設計荷重を設定する。 風圧力による荷重及び気圧差による荷重としては，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	竜⑤-1（P2 へ） 竜②-1（P1 から）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（7 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			V_D（m/s）：設計竜巻の最大風速 ⅱ．設計竜巻の最大接線風速（V_{Rm}）竜 ◇3 設計竜巻の最大接線風速（V_{Rm}）は，米国原子力規制委員会の基準類(52)を参考に，以下の式を用いて算定する。 $V_{Rm}=V_D-V_T$ ⅲ．設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径（R_m）竜 ◇3 設計竜巻の最大接線風速が生じる位置での半径（R_m）は，東京工芸大学委託成果(50)による日本の竜巻の観測記録を基に提案されたモデルを参考として，以下の値を用いる。 $R_m=30$（m） ⅳ．設計竜巻の最大気圧低下量（ΔP_{max}）竜 ◇3 設計竜巻の最大気圧低下量（ΔP_{max}）は，米国原子力規制委員会の基準類(52)のランキン渦モデルによる風速分布を参考に，以下の式を用いて算定する。 $\Delta P_{max}=\rho\times V_{Rm}^2$ ρ：空気密度（1.22（kg/m^3）） ⅴ．設計竜巻の最大気圧低下率（$(dp/dt)_{max}$）竜 ◇3 設計竜巻の最大気圧低下率（$(dp/dt)_{max}$）は，米国原子力規制委員会の基準類(52)のランキン渦モデルによる風速分布を参考に，以下の式を用いて算定する。 $(dp/dt)_{max}=(V_T/R_m)\times\Delta P_{max}$ （b）　設計飛来物の設定竜 ◇4 竜巻ガイドを参考に再処理事業所内をふかんした現地調査及び検討を行い，再処理事業所内の資機材の設置状況を踏まえ，設計対処施設に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。抽出した飛来物に竜巻ガイドに例示される飛来物を加え，それぞれの寸法，質量及び形状から飛来の有無を判断し，運動エネルギ及び貫通力の大きさを考慮して，設計竜巻により設計対処施設に衝突し得る飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギ又は貫通力が設計飛		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（8 / 23）

<table>
<tr><th>技術基準規則</th><th>設工認申請書　基本設計方針</th><th>事業変更許可申請書　本文</th><th>事業変更許可申請書　添付書類五</th><th>発電炉設工認　基本設計方針</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>来物によるものより大きくなるものについては，浮き上がり又は横滑りの有無を考慮した上で，固定，固縛，建屋収納又は敷地からの撤去により飛来物とならないようにする。
設計対処施設以外のエネルギー管理建屋，エネルギー管理建屋の屋外機器及び第１高圧ガストレーラ庫の水素ガス貯蔵容器（以下「屋外機器等」という。）は，衝突時に設計対処施設に与える運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物より大きくなるものを発生させることのないよう，エネルギー管理建屋の屋根及び外壁については飛散させない対策を実施する。また，屋外機器等については，固定又は固縛する対策を実施することから，飛来物の発生源として考慮しない。竜 ◇3
車両については，周辺防護区域への入構を管理するとともに，竜巻の襲来が予想される場合には，停車又は走行している場所に応じて固縛するか避難場所へ退避することにより，飛来物とならないよう管理を行うことから，設計飛来物として考慮しない。竜③-2
また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から設計対処施設までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると，ブレードが設計対処施設まで到達するおそれはないことから，ブレードは設計飛来物として考慮しない。竜②-6
以上のことから，竜巻ガイドに例示される鋼製材を設計飛来物として設定する。竜②-4
なお，降下火砕物の粒子による影響については，設計飛来物の影響に包絡される。竜 ◇7
添５第 17 表にＭＯＸ燃料加工施設における設計飛来物を示す。
添５第 17 表　ＭＯＸ燃料加工施設における設計飛来物
<table><tr><th>飛来物の種類</th><th>鋼製材</th></tr><tr><td>寸法
（m）</td><td>長さ×幅×奥行き
4.2×0.3×0.2</td></tr><tr><td>質量
（kg）</td><td>135</td></tr><tr><td>最大水平速度
（m/s）</td><td>51</td></tr><tr><td>最大鉛直速度
（m/s）</td><td>34</td></tr></table>竜②-5</td><td></td><td>竜③-2（P10，20へ）
竜②-6（P9 へ）
竜②-4（P9 へ）
竜②-5（P9 へ）</td></tr>
</table>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（9 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
【許可からの変更点等】 設計飛来物のうち衝撃荷重として考慮する飛来物を明確にした。	飛来物の衝撃荷重としては，事業許可（変更許可）を受けた設計飛来物である鋼製材（長さ 4.2m×幅 0.3 m×奥行き 0.2m，質量 135ｋｇ，最	【許可からの変更点等】 記載の適正化を図った。	（ｃ）　荷重の組合せと許容限界　竜 ⑤ ｉ．設計対処施設に作用する設計竜巻荷重 設計竜巻により設計対処施設に作用する設計竜巻荷重を以下に示す。 （ｉ）　風圧力による荷重 竜巻の最大風速による荷重であり，竜巻ガイドを参考に次式のとおり算出する。 ＷＷ＝ｑ×Ｇ×Ｃ×Ａ ここで， ＷＷ　：風圧力による荷重 ｑ　：設計用速度圧 Ｇ　：ガスト影響係数（＝1.0） Ｃ　：風力係数 Ａ　：施設の受圧面積 ｑ＝(1/2) ×ρ×ＶＤ2 である。ここで， ρ　：空気密度 ＶＤ：設計竜巻の最大風速 である。 ただし，竜巻による最大風速は，一般的には水平方向の風速として算定されるが，鉛直方向の風圧力に対してぜい弱と考えられる設計対処施設が存在する場合には，鉛直方向の最大風速に基づいて算出した鉛直方向の風圧力による荷重についても考慮した設計とする。 （ⅱ）　気圧差による荷重 外気と隔離されている区画の境界部が気圧差による圧力影響を受ける設備並びに竜巻防護対象施設を収納する建屋の壁及び屋根においては，設計竜巻による気圧低下によって生じる設計対処施設の内外の気圧差による圧力荷重を考慮し，より厳しい結果を与える「閉じた施設」を想定して次式のとおり算出する。「閉じた施設」とは通気がない施設であり，施設内部の圧力が竜巻の通過以前と以後で等しいとみなせる。一方，施設の外側の圧力は竜巻の通過中に変化し，施設内外に気圧差を生じさせる。 ＷＰ＝ΔＰmax×Ａ ここで， ＷＰ　：気圧差による荷重 ΔＰmax　：最大気圧低下量 Ａ　：施設の受圧面積 である。 （ⅲ）　飛来物の衝撃荷重	東海発電所を含む当社敷地内において，飛来物の衝撃荷重としては，設置（変更）許可を受けた設計飛来物である鋼製材（長さ 4.2 m×幅 0.3 m×高さ	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（10 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
【許可からの変更点等】 設計飛来物を超える飛来物に係わる許可の記載について以下のとおり分割し、ここでは1.について記載する。 1.設計飛来物の設定における条件 2.上記の条件を達成するための設計方針 3.上記の条件を達成するための運用要求	大水平速度51m／ｓ，最大鉛直速度34m／ｓ）が衝突する場合の荷重を設定する。竜②-4、竜②-5 鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなるものは，固定，固縛，建屋収納，車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避又は撤去を実施することから荷重としては考慮しない。竜③-1 さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。 また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，設計飛来物の衝撃荷重を上回ると想定される飛来物は，飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから，飛来物として考慮しない。竜②-6 なお，設計飛来物よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる重大事故等対処設備及び資機材等は，設置状況を踏まえ，固定，固縛を実施することにより，飛来物とならない設計とする。③-1、竜③-2、竜③-3、竜⑥	【許可からの変更点等】 設計飛来物のほかに荷重として考慮すべき飛来物を必要に応じて設定するため。 【許可からの変更点等】 前段で設計飛来物を鋼製材として選定していることから「再処理事業所内からの飛来物」を「設計飛来物」に明確化 （双方の記載） ＜不一致の理由＞ 立地条件の差異であり、再処理事業所外から竜巻防護対象施設等に到達するおそれのある飛来物がないことを確認しているため。 【許可からの変更点等】 設置状況を踏まえることで建屋収納，退避又は撤去を実施した資機材等は除外されるため適正化した。 【許可からの変更点等】 設計飛来物を超える飛来物に係わる許可の記載について以下のとおり分割し、ここでは2.について記載する。 1.設計飛来物の設定における条件 2.上記の条件を達成するための設計方針 3.上記の条件を達成するための運用要求	竜巻ガイドを参考に，衝突時の荷重が大きくなる向きで設計飛来物が設計対処施設に衝突した場合の衝撃荷重を算出する。 また，貫通評価においても，設計飛来物の貫通力が大きくなる向きで衝突することを考慮して評価を行う。 ⅱ．設計竜巻荷重の組合せ 設計対処施設の設計に用いる設計竜巻荷重は，竜巻ガイドを参考に，風圧力による荷重（WW），気圧差による荷重（WP）及び設計飛来物による衝撃荷重（WM）を組み合わせた複合荷重とし，複合荷重WT1及びWT2は米国原子力規制委員会の基準類(53)を参考として，以下のとおり設定する。 WT1＝WP WT2＝WW＋(1/2)×WP＋WM 設計対処施設にはWT1及びWT2の両荷重をそれぞれ作用させる。 ⅲ．設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は，以下のとおりとする。 （ⅰ）　通常時に作用している荷重 （ⅱ）　竜巻以外の自然現象による荷重 竜巻は積乱雲又は積雲に伴って発生する現象であり(35)，積乱雲の発達時に竜巻と同時に発生する可能性がある自然現象は，落雷，積雪，降雹及び降水である。これらの自然現象により発生する荷重の組合せの考慮は，以下のとおりとする。 なお，風（台風）に対しては，「①ｂ．竜巻，森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針」にて考慮することとしている建築基準法に基づく風荷重が設計竜巻を大きく下回ることから，設計竜巻荷重に包絡される。 ただし，竜巻と同時に発生する自然現象については，今後も継続的に新たな知見の収集に取り組み，必要な事項については適切に反映を行う。竜⑤-2 (ⅱ)-１　落雷 竜巻及び落雷が同時に発生する場合においても，落雷による影響は雷撃であり，荷重は発生しない。 (ⅱ)-２　積雪 ＭＯＸ燃料加工施設の立地地域は，冬季においては積雪があるため，冬季における竜	0.2 m，質量135 kg，飛来時の水平速度51 m/s，飛来時の鉛直速度34 m/s）よりも運動エネルギ又は貫通力が大きな重大事故等対処設備，資機材等は設置場所及び障害物の有無を考慮し，固縛，固定又は外部事象防護対象施設等からの離隔を実施すること，並びに車両については入構管理及び退避を実施することにより飛来物とならない措置を講じることから，設計飛来物が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。 さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。 また，当社敷地近傍の隣接事業所から，設計飛来物である鋼製材の運動エネルギ又は貫通力を上回る飛来物が想定される場合は，隣接事業所との合意文書に基づきフェンス等の設置により飛来物となるものを配置できない設計とすること若しくは当該飛来物の衝撃荷重を考慮した設計荷重に対し，外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する区画の構造健全性を確保する設計とすること若しくは当該飛来物による外部事象防護対象施設の損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること若しくは安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とする。 なお，飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備，資機材等については，その保管場所，設置場所及び障害物の有無を考慮し，外部事象防護対象施設，飛来物の衝突により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう設置する防護措置（以下「防護対策施設」という。）及び外部事象防護対象施設を内包する施設に衝突し，外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には，固縛，固定又は外部事象防護対象施設等からの離隔によって浮き上がり又は横滑りにより外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼすような飛来物とならない設計とする。	竜②-4（P8から） 竜②-5（P8から） （発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 設計方針の違いであるため。 竜③-1（P1から） （発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 後段の「なお，飛来した場合の・・・」にて記載していることから、本施設では本記載は省略し、設計飛来物と資機材等に対する措置を分けて記載するため。 竜②-6（P8から） 竜③-1（P1から） 竜③-2（P7から） 竜③-3（P20から） (発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 設計飛来物より大きくなる資機材及び重大事故等対処設備への設置状況を踏まえた方針は同様であるが、建物・構築物により防護することを基本としており，防護対策施設により防護する箇所はMOX燃料加工施設には無いため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（11 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			巻の発生を想定し，建築基準法に基づいて積雪の荷重を適切に考慮する。 (ⅱ)-３　降雹 降雹は積乱雲から降る直径５mm 以上の氷の粒であり，仮に直径 10cm 程度の大型の降雹を仮定した場合でも，その質量は約 0.5kg である。竜巻及び降雹が同時に発生する場合においても，直径 10cm 程度の降雹の終端速度は 59m/s[36]，運動エネルギは約 0.9kＪであり，設計飛来物の運動エネルギと比べて十分小さく，降雹の衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。 (ⅱ)-４　降水 竜巻及び降水が同時に発生する場合においても，降水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく，また降水による荷重は十分小さいため，設計竜巻荷重に包絡される。 (ⅲ)　設計基準事故時荷重 設計対処施設に作用させる設計竜巻荷重には，設計基準事故時に生ずる応力の組合せを適切に考慮する設計とする。すなわち，竜巻により設計対処施設に作用する荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重を，それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせて設計する。また，設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる竜巻により，設計対処施設に作用する荷重と設計基準事故時に生ずる荷重を適切に設計する。 設計対処施設は，設計竜巻に対して安全機能を損なわない設計とすることから，設計竜巻と設計基準事故は独立事象となる。設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいことから，設計基準事故時荷重と設計竜巻荷重の組合せは考慮しない。 　仮に，設計基準事故発生時に，風速が小さく発生頻度の高い竜巻が襲来した場合，安全上重要な施設に荷重を加える設計基準事故である「露出した状態でＭＯＸ粉末を取り扱い，火災源となる潤滑油を保有しているグローブボックスにおいて火災が発生し，火災の影響を受けたＭＯＸ粉末が飛散し，外部に放射性物質が放出される事象」による荷重との組合せが考えられる。この設計基準事故により荷重を受ける安全上重要な施設であるグ	重大事故等対処設備，資機材等の固縛，固定又は外部事象防護対象施設からの離隔を実施すること，並びに車両については入構管理及び退避を実施することを保安規定に定めて管理する。 ⑦(P2)へ	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（12 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	(2)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策		ローブボックスは，竜巻による荷重を受けることは無いため，設計基準事故時荷重と竜巻の組合せは考慮しない。 以上のことから，設計竜巻荷重と設計基準事故時荷重の組合せは考慮しない。 ⅳ．許容限界 建屋・構築物の設計において，設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については，貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに，設計荷重（竜巻）により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる以下の規格及び基準等による許容応力度等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。 ・建築基準法 ・日本産業規格 ・日本建築学会等の基準，指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987（日本電気協会） ・原子力エネルギー協会（ＮＥＩ）の基準・指針類 設備の設計においては，設計飛来物の衝突による貫通の有無の評価について，貫通が発生する限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに，設計荷重（竜巻）により発生する応力が安全上適切と認められる以下の規格及び基準等による許容応力等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。 ・日本産業規格 ・日本建築学会等の基準，指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987（日本電気協会） ・原子力エネルギー協会（ＮＥＩ）の基準・指針類 ｄ．竜巻防護設計竜 ⑥ 竜巻に対する防護設計においては，竜巻ガイドを参考に，基準竜巻，設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し，竜巻防護対象施設を収納する区画の構造健全性を確保するため，機械的強度を有する，建物の外壁及び屋根により建物全体を保護し，以下の事項に対して安全機能を損なわない設計とする。 （ａ）　飛来物の衝突による建屋・構築物	(b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 屋外の外部事象防護対象施設は，安全機能を損なわないよう，設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し，要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。 ③(P14)へ 屋内の外部事象防護対象施設については，設計荷重に対して安全機能を損なわないよう，外部事象防護対象施設を内包する施設により防護する設計とすることを基本とし，外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は，加	(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設では、竜巻防護対象施設を燃料加工建屋に収納することを基本としており、該当する施設が無いため。 (発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 建物・構築物によって，防護することを基本としており，該当する施設がないため。	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（13 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
~~【「等」の解説】~~ ~~「建屋等」とは燃料加工建屋、第１保管庫、第２保管庫などであり、添付書類で示すため当該箇所では等を用いる。~~ ~~（以下同じ）~~ ~~第30条重大事故等対処設備に係る設計条件（8.1.5 環境条件等）に係る事項として記載。~~	【許可からの変更点等】 評価内容及び設計の担保事項を明確化した。 竜巻防護対象施設を収納する燃料加工建屋~~及び重大事故等対処設備を収納する建屋等~~は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の竜巻防護対象施設~~及び重大事故等対処設備~~の安全機能を損なわない設計とする。竜①-5	~~ロ．加工施設の一般構造~~ ~~(ト) その他の主要な構造~~ ~~(2) 重大事故等対処施設~~ ~~② 重大事故等対処設備~~	の貫通，裏面剥離及び設備・機器の損傷 （ｂ）　設計竜巻荷重及びその他の荷重（通常時に作用している荷重，運転時荷重，竜巻以外の自然現象による荷重及び設計基準事故時荷重）を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻） （ｃ）　竜巻による気圧の低下 竜巻防護対象施設，竜巻防護対象施設を収納する建屋及び竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計竜巻からの防護設計方針を以下に示す。 （発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 設計飛来物より大きくなる資機材及び重大事故等対処設備への設置状況を踏まえた方針は同様であるが、建物・構築物により防護することを基本としており，防護対策施設により防護する箇所はMOX燃料加工施設には無いため。 ｉ．竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して構造健全性を維持する設計とし，施設内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また，設計飛来物の衝突に対しては，貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。竜①-5 ~~イ．安全設計~~ ~~(ハ) 重大事故等対処施設~~ ~~(1) 重大事故等対処設備に関する設計~~ ~~③ 環境条件等~~ ~~a．環境条件~~ ~~(a) 常設重大事故等対処設備~~	わるおそれがある設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。 外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。 ④(P14)へ 屋外の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，外部事象防護対象施設及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を考慮した保管とすることにより，重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮する設計とする。 ⑤(P15)へ 屋内の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，環境条件を考慮して竜巻による荷重により機能を損なわないように，重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計とすることを基本とする。 ⑥(P13)へ 防護措置として設置する防護対策施設としては，防護ネット（硬鋼線材：線径φ4 mm，網目寸法40 mm），防護鋼板（炭素鋼：板厚16 mm 以上），架構及び扉（炭素鋼：板厚31.2 mm 以上）を設置し，内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう，外部事象防護対象施設の機能喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。防護対策施設は，地震時において外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備を内包する施設については，設計荷重に対する構造強度評価を実施し，内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の機能を損なわないよう，飛来物が，内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突することを防止可能な設計とすることを基本とする。 ⑦(P15)へ (1) 自然現象 ⑥(P12)から a. 竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（14 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設~~である工程室排気設備及びグローブボックス排気設備~~は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。 非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設~~である非常用発電機の給気系及び排気系~~は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。 竜①-6	~~c．環境条件等~~ ~~(a) 環境条件~~ ~~i．常設重大事故等対処設備~~ ~~屋内の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋，再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し，重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。竜⑥~~	~~風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発に対して常設重大事故等対処設備は，建屋等に設置し，外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。竜⑥~~ ⅱ．建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。 気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備，グローブボックス排気設備並びに非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は，気圧差荷重に対して，構造健全性を維持できるよう十分な強度を有する設計とする。竜①-6	~~(中略)~~ ~~屋内の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，環境条件を考慮して竜巻による荷重により機能を損なわないように，重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計とすることを基本とする。~~ ③(P12)から (1) 自然現象 a．竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 *(中略)* 屋内の外部事象防護対象施設については，設計荷重に対して安全機能を損なわないよう，外部事象防護対象施設を内包する施設により防護する設計とすることを基本とし，外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は，加わるおそれがある設計荷重に対して外部事象防護対象施設の構造強度評価を実施し，安全機能を損なわないよう，要求される機能を維持する設計とすることを基本とする。	（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 建物・構築物によって，防護することを基本としており，該当する施設がないため。
	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施設のうち安全機能を損なうおそれがある竜巻防護対象施設であり，建物・構築物による防護対策を講ずることにより，設計荷重（竜巻）による影響に対して，安全機能を損なわない設計とする。具体的には，設計飛来物の侵入を防止するため，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については建物により迷路構造とすることで設計飛来物の侵入を防止する。非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系はその一部を構成する構築物である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分	（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に関する具体的な設計方針を整理しているため。	ⅲ．建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設には，非常用所内電源設備の非常用発電機が該当する。竜 ⑥設計荷重（竜巻）による影響に対して非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とするため，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系に対しては，設計飛来物の侵入による損傷を考慮する。竜 ⑥具体的には，設計飛来物の侵入を防止するため，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については建物により迷路構造とすることで設計飛来物の侵入を防止し，排気系はその一部を構成する構築物である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止する設計とす	飛来物が，内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突し，その機能を損なうおそれがある場合には，防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。 ④(P12)から (1) 自然現象 a．竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 *(中略)* 外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがある場合には，防護措置その他の適切な措置を講じる設計とする。	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（15 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	な板厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止する設計とする。竜①-7、竜③-4 【許可からの変更点等】 設計を実施するにあたり、明確化した（転倒とした）。 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造健全性を維持することにより，周辺の竜巻防護対象施設の安全機能~~及び重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能~~を損なわない設計とする。竜①-8、竜①-9、竜⑥		る。竜①-7 ⅳ．竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設については，設計荷重（竜巻）を考慮しても倒壊に至らないよう必要に応じて補強すること等により，竜 ◇6 周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。竜①-8 気体廃棄物の廃棄設備の排気筒は，倒壊に至った場合には，燃料加工建屋に波及的影響を及ぼすおそれがあることから，設計飛来物の衝突による貫通及び風圧力による荷重を考慮しても倒壊に至らない設計とし，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。竜 ◇6	⑧(P18)へ また，外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は，設計荷重により，機械的及び機能的な波及的影響により機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設に対して，重大事故等対処設備を含めて機械的な影響を及ぼす可能性がある施設は，設計荷重に対し，当該施設の倒壊，損壊等により外部事象防護対象施設に損傷を与えない設計とする。 当該施設が機能喪失に陥った場合に外部事象防護対象施設も機能喪失させる機能的影響を及ぼす可能性がある施設は，設計荷重に対し，必要な機能を維持する設計とすることを基本とする。	竜③-4（P3 から） 竜①-9（P4 から） （発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設には、機能的影響を及ぼし得る施設がないため。
【「等」の解説】 「建屋等」とは燃料加工建屋、第１保管庫、第２保管庫などであり、添付書類で示すため当該箇所では等を用いる。 （以下同じ）	重大事故等対処設備を収納する建屋等は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の重大事故等対処設備の機能を損なうおそれがない設計とする。竜⑥-5、竜⑥-18 第 30 条重大事故等対処設備に係る設計条件（8.1.5 環境条件等）に係る事項として記載。	ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （２）重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 ｃ．環境条件等 （ａ）環境条件 ｉ．常設重大事故等対処設備 屋内の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，第１保管庫・貯水所，第２保管庫・貯水所，緊急時対策建屋，再処理施設の制御建屋及び洞道に設置し，重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。竜⑥-5	イ．安全設計 （ハ）重大事故等対処施設 （１）重大事故等対処設備に関する設計 ｃ．環境条件等 （ａ）環境条件 ｉ．常設重大事故等対処設備 風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，近隣工場等の火災，爆発に対して常設重大事故等対処設備は，建屋等に設置し，外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。竜⑥-18	(1) 自然現象 a. 竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 (*中略*) 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備を内包する施設については，設計荷重に対する構造強度評価を実施し，内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の機能を損なわないよう，飛来物が，内包する外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に衝突することを防止可能な設計とすることを基本とする。 ⑦(P13)から	
第 30 条重大事故等対処設備に係る設計条件（8.1.5 環境条件等）に係る事項として記載。	建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重を考慮	ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （２）重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 ｃ．環境条件等 （ａ）環境条件 ⅱ．可搬型重大事故等対処設備 風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内	（ａ）環境条件 ⅱ．可搬型重大事故等対処設備 風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積	(1) 自然現象 a. 竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 (*中略*) 屋内の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重を考慮して他 ⑤(P18)から	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（16 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	して他の設備に悪影響を及ぼさないよう，重大事故等対処設備を収納する建屋等により防護する設計とする。竜⑥-6、竜⑥-19	の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し，重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。竜⑥-6	雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し，重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。竜⑥-19	の設備に悪影響を及ぼさないよう，重大事故等対処設備を内包する施設により防護する設計とする。内包する重大事故等対処設備の機能を損なうおそれがある場合には，防護措置その他適切な措置を講じる。 （発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 建物・構築物によって，防護することを基本としているため。	
	屋外の重大事故等対処設備は，位置的分散により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。竜⑥-7、竜⑥-8、竜⑥-20	ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （２）重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 ｃ．環境条件等 （ａ）環境条件 ⅰ．常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発に対する健全性を確保する設計とする。竜⑥-7 ⅱ．可搬型重大事故等対処設備 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。竜⑥-8	イ．安全設計 （ハ）重大事故等対処施設 （１）重大事故等対処設備に関する設計 ③ 環境条件等 ａ．環境条件 （ａ）常設重大事故等対処設備 風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。竜⑥-20	(1) 自然現象 ⑤(P12)から a．竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 *(中略)* 屋外の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，外部事象防護対象施設及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を考慮した保管とすることにより，重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮する設計とする。 （発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設には、屋外の竜巻防護対象施設がないため。	竜⑥-7（P18 へ） 竜⑥-8（P16 から）
	~~竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価を実施し，構造健全性を維持することにより，周辺の竜巻防護対象施設の安全機能及び重大事故等対処設~~ ~~【許可からの変更点等】~~ ~~設計を実施するにあたり、明確化した（転倒とした）。~~ ~~第 30 条重大事故等対処設備に係る設計条件（8.1.5 環境条件等）に係る事項として記載。~~	~~ロ．加工施設の一般構造~~ ~~（ト）その他の主要な構造~~ ~~（２）重大事故等対処施設~~ ~~② 重大事故等対処設備~~ ~~a．共通要因故障に対する考慮~~ ~~（ａ）共通要因故障に対する考慮~~ ~~ⅰ．常設重大事故等対処設備~~ ~~常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発に対する健全性を確保する設計とする。~~ ~~ロ．加工施設の一般構造~~				竜⑥-8（P15 へ）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（17 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
第 30 条重大事故等対処設備に係る設計条件（8.1.5 環境条件等）に係る事項として記載。	~~備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。~~ ~~竜①-8、竜①-9、竜⑥~~ ~~屋外の重大事故等対処設備は，位置的分散により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。竜⑥~~	~~(ト) その他の主要な構造~~ ~~(2) 重大事故等対処施設~~ ~~② 重大事故等対処設備~~ ~~c．環境条件等~~ ~~(a) 環境条件~~ ~~i．常設重大事故等対処設備~~ ~~常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発に対する健全性を確保する設計とする。~~ ~~ロ．加工施設の一般構造~~ ~~(ト) その他の主要な構造~~ ~~(2) 重大事故等対処施設~~ ~~② 重大事故等対処設備~~ ~~c．環境条件等~~ ~~(a) 環境条件~~ ~~i．常設重大事故等対処設備~~ ~~常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発に対する健全性を確保する設計とする。~~ ~~ii．可搬型重大事故等対処設備~~ ~~屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は，自然現象，人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して，設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。~~ ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （2）重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 a．共通要因故障に対する考慮 （b）悪影響防止 重大事故等対処設備が竜巻により飛来	~~イ．安全設計~~ ~~(ハ) 重大事故等対処施設~~ ~~(1) 重大事故等対処設備に関する設計~~ ~~③ 環境条件等~~ ~~a．環境条件~~ ~~(a) 常設重大事故等対処設備~~ ~~風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。竜⑥~~ イ．安全設計 （ハ）重大事故等対処施設 （1）重大事故等対処設備に関する設計 ③ 環境条件等 a．環境条件	~~(1) 自然現象~~ ~~a．竜巻~~ ~~(b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策~~ ~~(中略)~~ ~~屋外の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，外部事象防護対象施設及び同じ機能を有する他の重大事故等対処設備と位置的分散を考慮した保管とすることにより，重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮する設計とする。~~ ⑤(P12)から ~~(発電炉の記載)~~ ~~＜不一致の理由＞~~ ~~MOX 燃料加工施設には，屋外の竜巻防護対象施設がないため。~~	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（18 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
第 30 条重大事故等対処設備に係る設計条件（8.1.3 悪影響防止）に係る事項として記載。	屋外の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，竜巻防護対象施設及び重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計とする。竜⑥-9、竜⑥-10、竜⑥-21	物となる影響については風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。竜⑥-9 c．環境条件等 （a）環境条件 i．常設重大事故等対処設備 屋外の常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。竜⑥-10	（a）常設重大事故等対処設備 竜巻による影響を考慮する重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする，又は風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要により当該設備の固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。風（台風）及び竜巻に対する健全性については，「イ．（ハ）（１）③環境条件等」に記載する。竜⑥-21	屋外の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，外部事象防護対象施設及び重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は，浮き上がり若しくは横滑りを拘束することにより，悪影響を防止する設計とする。ただし，浮き上がり又は横滑りを拘束する車両等の重大事故等対処設備のうち，地震時の移動等を考慮して地震後の機能を維持する設備は，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，余長を有する固縛で拘束する。	
第 30 条重大事故等対処設備に係る設計条件（8.1.5 環境条件等）に係る事項として記載。	屋外の重大事故等対処設備は，拘束することにより浮き上がり又は横滑りを防止し，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。竜⑥-9、竜⑥-11、竜⑥-22	~~ロ．加工施設の一般構造~~ ~~（ト）その他の主要な構造~~ ~~（２）重大事故等対処施設~~ ~~② 重大事故等対処設備~~ ~~c．共通要因故障に対する考慮等~~ ~~（b）悪影響防止~~ ~~重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については風荷重を考慮し，屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。竜⑥~~ c．環境条件等 （a）環境条件 ii．可搬型重大事故等対処設備 屋外の可搬型重大事故等対処設備は，風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。竜⑥-11	イ．安全設計 （ハ）重大事故等対処施設 （１）重大事故等対処設備に関する設計 ③ 環境条件等 a．環境条件 （b）可搬型重大事故等対処設備 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる。竜⑥-22		竜⑥-11（P18 から）
【「等」の解説】 「車両等」の指す内容は車両、燃料加工建屋可搬型発電機などであり、添付書類で示すため当該箇所では「車両等」とした。	ただし，拘束する車両等の重大事故等対処設備のうち，地震時の移動を考慮して地震後の機能を維持する設備は，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，余長を有する固縛で拘束する。竜⑥-12、竜⑥-22	ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （２）重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 c．環境条件等 （a）環境条件 ii．可搬型重大事故等対処設備 地震に対して可搬型重大事故等対処設備は，当該設備の落下防止，転倒防止，固縛の措置を講ずる。竜⑥-12 ~~ロ．加工施設の一般構造~~ ~~（ト）その他の主要な構造~~ ~~（２）重大事故等対処施設~~ ~~② 重大事故等対処設備~~ ~~c．環境条件等~~ ~~（a）環境条件~~ ~~ii．可搬型重大事故等対処設備~~			竜⑥-11（P17 へ）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（19 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	~~建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重を考慮して他の設備に悪影響を及ぼさないよう，重大事故等対処設備を収納する建屋等により防護する設計とする。竜⑥~~	~~風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し，重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。~~			
第 30 条重大事故等対処設備に係る設計条件（8.1.5 環境条件等）に係る事項として記載。	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造健全性を維持することにより，重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。竜①-8、竜①-9、竜⑥-7、竜⑥-13	ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （２）重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 ａ．共通要因故障に対する考慮 （ａ）共通要因故障に対する考慮 ｉ．常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発に対する健全性を確保する設計とする。竜⑥-13 ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （２）重大事故等対処施設 ② 重大事故等対処設備 ｃ．環境条件等 ~~（ａ）環境条件~~ ~~ｉ．常設重大事故等対処設備~~ ~~常設重大事故等対処設備は，風（台風），竜巻，凍結，高温，降水，積雪，落雷，火山の影響，生物学的事象，森林火災，塩害，航空機落下，有毒ガス，敷地内における化学物質の漏えい，電磁的障害，近隣工場等の火災，爆発に対する健全性を確保する設計とする。竜⑥~~		⑧(P14)から (1) 自然現象 a. 竜巻 (b) 竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 (*中略*) また，外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は，設計荷重により，機械的及び機能的な波及的影響により機能を損なわない設計とする。外部事象防護対象施設に対して，重大事故等対処設備を含めて機械的な影響を及ぼす可能性がある施設は，設計荷重に対し，当該施設の倒壊，損壊等により外部事象防護対象施設に損傷を与えない設計とする。	竜⑥-7（P15 から）
	(3) 竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及び MOX 燃料加工施設の配置から，竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備がその機能を損なわない設計とする。竜④-1、竜④-2、竜④-3、竜④-4		ｅ．竜巻随伴事象に対する設計 竜巻ガイドを参考に，過去の他地域における竜巻被害状況及びＭＯＸ燃料加工施設の配置を図面等により確認した結果，竜巻随伴事象として以下の事象を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。竜④-1	竜巻随伴事象を考慮する施設は，過去の竜巻被害の状況及び発電所における施設の配置から竜巻の随伴事象として想定される火災，溢水及び外部電源喪失による影響を考慮し，竜巻の随伴事象に対する影響評価を実施し，外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備に竜巻による随伴事象の影響を及ぼさない設計とする。	竜④-1（P1 へ） 竜④-3（P20 から） 竜④-4（P20 から）
	竜巻随伴事象のうち火災に対して		（ａ） 火災	竜巻随伴による火災に対しては，火災	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（20 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	は，火災源と竜巻防護対象施設~~及び重大事故等対処設備~~の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設~~及び重大事故等対処設備~~の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は外部火災に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」の「(2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針」において示す。竜④-2		竜巻により再処理事業所内の屋外にある危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所及びディーゼル発電機用燃料受入れ・貯蔵所）が損傷し，漏えい及び防油堤内での火災が発生したとしても，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の許容温度を超えない設計とすることにより，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「③　外部火災防護に関する設計」にて考慮する。竜④-2 建屋内に収納される竜巻防護対象施設のうち，開口部を有する室に設置されるものは，設計飛来物に対して建物・構築物による防護対策を講ずることを考慮すると，設計飛来物が当該室に侵入することはないことから，設計竜巻により建屋内に火災が発生し，竜巻防護対象施設に影響を及ぼすことは考えられない。竜 ⑥	による損傷の防止における想定に包絡される設計とする。	
	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設~~及び重大事故等対処設備~~の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設~~及び重大事故等対処設備~~の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため，「6.　加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。竜④-3		（ｂ）　溢水 再処理事業所内の屋外タンク等の破損による溢水を想定し，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能が損なわれないよう必要に応じて堰を設ける等の防護対策を講じ，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「（９）　溢水による損傷の防止」にて考慮する。竜④-3 建屋内に収納される竜巻防護対象施設のうち開口部を有する室に設置されるものは，設計飛来物に対して建物・構築物による防護対策を講ずることを考慮すると，設計飛来物が当該室に侵入することはないことから，設計竜巻により建屋内に溢水が発生し，竜巻防護対象施設に影響を及ぼすことは考えられない。また，竜巻防護対象施設のない開口部を有する室については，設計竜巻による建屋内の溢水が発生したとしても安全機能に影響を与えることはない。竜 ⑥	また，竜巻随伴による溢水に対しては，溢水による損傷の防止における溢水量の想定に包絡される設計とする。	竜④-3（P19 へ）
	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。竜④-4		（ｃ）　外部電源喪失 設計竜巻，設計竜巻と同時に発生する雷・雹等，あるいはダウンバースト等により，送電網に関する施設等が損傷する等による外部電源喪失に対しては，非常用所内電源設備の安全機能を確保できる設計とすることにより，竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。竜④-4	さらに，竜巻随伴による外部電源喪失に対しては，ディーゼル発電機による電源供給が可能な設計とする。	竜④-4（P19 へ）

【許可からの変更点等】
「安全機能を確保」の記載を明確化するため、「による電源供給を可能とすることで」に変更。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（21 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	竜巻随伴事象として火災，溢水が発生した場合においても，重大事故等対処設備がその機能を損なうおそれがない設計とする。竜⑥-1、竜⑥-2 竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は外部火災に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」の「(2)近隣の産業施設の火災及び爆発に対する設計方針」に基づく設計とする。竜⑥-1、竜⑥-2 竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。竜⑥-1、竜⑥-2	（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 竜巻防護対象施設と重大事故等対処設備の記載を分割したため	ｆ．手順等 設計竜巻による飛来物の発生防止及び竜巻による安全機能を有する施設への影響の軽減を図るため，以下の事項を考慮した手順を定める。竜 ◇ （ａ）　設計対処施設以外の建屋，屋外施設及び資機材で飛来物となる可能性のあるものは，浮き上がり又は横滑りの有無を考慮した上で，飛来時の運動エネルギ及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて，設置場所に応じて固縛，建屋収納又は敷地からの撤去等を実施することを手順に定める。竜 ◇ （ｂ）　車両については，ＭＯＸ燃料加工施設が再処理施設及び廃棄物管理施設と同じ周辺防護区域に位置するため，再処理施設及び廃棄物管理施設が設定する飛来対策区域を考慮した以下の運用とする。竜 ◇ ・車両については，周辺防護区域内への入構を管理するとともに，竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう竜 ◇固縛又は飛来対策区域外の退避場所へ退避する。竜③-3 ・飛来対策区域は，車両から距離を取るべき離隔対象施設と車両との間に取るべき離隔距離を考慮して設定する。竜 ◇ 離隔距離の検討に当たっては，先ず解析により車両の最大飛来距離を求める。解析においては，フジタモデル(54)の方がランキン渦モデルよりも地表面における竜巻の風速場をよく再現していること及び車両は地表面にあることから，フジタモデルを適用する。車両の最大飛来距離の算出結果は170ｍであるが，フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため，算出結果に安全余裕を考慮して，離隔距離を 200ｍとする。竜 ◇ ・車両の退避場所は，周辺防護区域内及び周辺防護区域外に設ける。また，フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため，周辺防護区域内の退避場所に退避する車両については固縛の対象とする。竜 ◇ （ｃ）　竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし，教育及び訓練を定期的に実施する。竜 ◇ （ｄ）　竜巻によりＭＯＸ燃料加工施設に影響を及ぼすおそれが予見される場合は，		竜⑥-1（P2 から） 竜⑥-2（P2 から） 竜⑥-1（P2 から） 竜⑥-2（P2 から） 竜⑥-1（P2 から） 竜⑥-2（P2 から）
第 30 条重大事故等対処設備に係る設計とのつながりとして記載	(4)必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。竜③、竜⑤、竜⑥ ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと。竜⑤-1、竜⑤-2 ・重大事故等対処設備及び資機材等の固定，固縛並びに車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。竜③-1、竜③-2、竜③-3	第 30 条重大事故等対処設備に係る設計とのつながりとして記載 【許可からの変更点等】 「資機材」だけではなく、屋外の施設も対象であることから「等」を追記。また、「資機材等」の対象の考え方は添付書類にて示す。 （以下同じ）		(1)　自然現象 a.　竜巻 *（中略）* なお，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて管理する。 ②(P1)から (1)　自然現象 a.　竜巻 *（中略）* 重大事故等対処設備，資機材等の固縛，固定又は外部事象防護対象施設からの離隔を実施すること，並びに車両については入構管理及び退避を実施することを保安規定に定めて管理する。 ⑦(P10)から	竜⑤-1（P6 から） 竜⑤-2（P9 から） 竜③-1（P1 から） 竜③-2（P7 から） 竜③-3（P10 へ）

【許可からの変更点等】
運用に係る事項をまとめて記載した。

【許可からの変更点等】
設計飛来物を超える飛来物に係わる許可の記載について以下のとおり分割し、ここでは3. について記載する。
1. 設計飛来物の設定における条件
2. 上記の条件を達成するための設計方針
3. 上記の条件を達成するための運用要求

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（22 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			竜巻による安全機能を有する施設への影響を軽減させるため，全工程停止に加え，グローブボックス排風機以外の送排風機を停止し，ＭＯＸ燃料加工施設を安定な状態に移行する措置を講ずるとともに，工程室排風機後の排気系統に手動ダンパを設置する設計とし，閉止の措置を行う手順を定める。竜⑦ ⑧　外部からの衝撃による損傷の防止竜④，竜⑦，竜⑨，竜⑩ （外部からの衝撃による損傷の防止） 第九条　安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 ２　安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 ３　安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。 適合のための設計方針 第１項及び第２項について 安全機能を有する施設は，設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対してＭＯＸ燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。また，安全上重要な施設は，想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。 ｂ．竜巻 日本で過去（1961 年～2013 年 12 月）に発生した最大の竜巻から，設計竜巻の最大風速は 92m/s となるが，竜巻に対する設計に当たっては，蓄積されている知見の少なさといった不確定要素を考慮し，将来の竜巻発生に関する不確実性を踏まえ，基準竜巻の最大風速を安全側に切り上げて，設計竜巻の最大風速を 100m/s とし，安全機能を有する施設の安全機能を損なわないよう，飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第八条　（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））（23 / 23）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			策を行う。 （ａ）　飛来物の発生防止対策 竜巻により再処理事業所内の資機材が飛来物となり，安全機能を有する施設の安全機能を損なわないよう，以下の対策を行う。 ｉ．飛来物となる可能性のあるものを固定，固縛，建屋収納又は敷地から撤去する。 ⅱ．車両の周辺防護区域内への入構の管理，竜巻の襲来が予想される場合の車両の固縛又は飛来対策区域外の退避場所への退避を行う。 （ｂ）　竜巻防護対策 安全機能を有する施設は，設計荷重（竜巻）に対して安全機能を損なわない設計とすること，若しくは竜巻による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。安全上重要な施設は，竜巻防護対象施設とし，建物の外壁及び屋根により建物全体で適切に防護することにより安全機能を損なわない設計とすることを基本とする。 竜巻の発生に伴い，降雹が考えられるが，降雹による影響は竜巻防護設計にて想定している設計飛来物の影響に包絡される。また，冬季における竜巻の発生を想定し，積雪による荷重を適切に考慮する。		

設工認申請書　各条文の設計の考え方

第八条（外部からの衝撃による損傷の防止）（竜巻）

１．技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方

No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
竜①	竜巻防護設計の方針	技術基準の要求を受けている内容	1	－	a
竜②	設計条件 （風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重，安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等）	設計荷重（竜巻）による影響評価に必要な事項	1	－	a
竜③	竜巻防護措置	竜巻防護をするための必要な措置、運用	1	－	a
竜④	竜巻随伴事象	竜巻防護設計において考慮するべき事項	1	－	a
竜⑤	影響評価の定期的な実施	影響評価の実施について、保安規定にて担保する。	1	－	a
竜⑥	重大事故等対処施設への措置	技術基準の影響を受けている内容	1	－	a

２．事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
竜1	添付書類五を基本とした記載	具体的な設計方針となっている添五を採用するため記載しない。	－

３．事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
竜1	本文と添五における同じ趣旨の記載	各説明における冒頭宣言又は導入説明であることから記載しない。	－
竜2	設計対処施設	設計対処施設の選定方針については竜①で説明しており、詳細は竜巻への影響を考慮する施設として添付書類にて記載する。	a
竜3	設計荷重の設定	設計荷重の設定については竜②で説明しており、詳細は添付書類にて記載する。	a，b
竜4	設計飛来物の設定	設計飛来物の設定については竜②で説明しており、詳細は添付書類にて記載する。	a
竜5	荷重の組合せと許容限界	荷重の組合せと許容限界については竜②で説明しており、詳細は添付書類にて記載する。	a，b
竜	設計方針の詳細	設計方針について竜①で説明しており、詳細は添	a，b

設工認申請書　各条文の設計の考え方

⑥		付書類にて記載する。	
竜⑦	手順等	手順等については竜③で説明しており，詳細は保安規定（運用）で記載する。	－

４．添付書類等

No.	書類名
a	Ⅴ-1-1-1-2　竜巻への配慮に関する説明書
b	Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針

令和３年10月５日　Ｒ３

別紙２

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請 説明対象	第１回申請 申請対象設備（○項変更①）	第１回申請 仕様表	第１回申請 添付書類	第１回申請 添付書類における記載	第２回申請 説明対象	第２回申請 申請対象設備（○項変更②）	第２回申請 申請対象設備（1項新規①）	第２回申請 仕様表	第２回申請 添付書類	第２回申請 添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3. 自然現象 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2　竜巻 安全機能を有する施設は，事業許可（変更許可）を受けた想定される竜巻（以下「設計竜巻」という。）が発生した場合において，作用する荷重を設定し，その荷重に対して影響評価を行い，必要に応じ対策を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・安全機能を有する施設は，設計竜巻によりその安全機能が損なわないよう，設計時にそれぞれの施設の設置状況等を考慮して，竜巻より防護すべき施設に対する設計竜巻からの影響を評価し，安全機能を有する施設が安全機能を損なうおそれがある場合は，影響に応じた防護対策を講ずる設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・安全機能を有する施設が，設計竜巻によりその安全機能が損なわないよう，設計時にそれぞれの施設の設置状況等を考慮して，竜巻より防護すべき施設に対する設計竜巻からの影響を評価し，安全機能を有する施設が安全機能を損なうおそれがある場合は，影響に応じた防護対策を講ずる設計とする。	第1回申請と同じ					
2	設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有することを等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針 対象選定	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1　竜巻より防護すべき施設	【2.1.1　竜巻より防護すべき施設】 ○竜巻防護対象施設等 ・事業許可（変更許可）を受けたとおり，竜巻より防護すべき施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の機能の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 ・竜巻より防護すべき施設は，竜巻防護対象施設等とする。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1　竜巻より防護すべき施設	【2.1.1　竜巻より防護すべき施設】 ○竜巻防護対象施設等 ・事業許可（変更許可）を受けたとおり，竜巻より防護すべき施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の機能の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 ・竜巻より防護すべき施設は，竜巻防護対象施設等とする。	第1回申請と同じ					
					2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計 (1)　設計方針 a.　竜巻の影響を考慮する施設を収納する建屋	【2.1.3(1)a.　竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また，設計飛来物の衝突に対しては，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。				2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計 (1)　設計方針 a.　竜巻の影響を考慮する施設を収納する建屋	【2.1.3(1)a.　竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また，設計飛来物の衝突に対しては，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同じ					
					b.　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.3(1)b.　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対し安全機能を損なわないよう要求機能を維持する設計とする。				b.　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.3(1)b.　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対し安全機能を損なわないよう要求機能を維持する設計とする。	第1回申請と同じ					
					c.　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【2.1.3(1)c.　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計荷重（竜巻）に対し安全機能を損なわないよう要求機能を維持する設計とする。				c.　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【2.1.3(1)c.　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計荷重（竜巻）に対し安全機能を損なわないよう要求機能を維持する設計とする。	第1回申請と同じ					
					V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び周辺対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は，建屋にて防護されることから，竜巻防護対象施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻より防護すべき施設を収納する建屋を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は，建屋にて防護されることから，重大事故等対処設備を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻より防護すべき施設を収納する建屋を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 ○竜巻防護対象施設 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設については竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻防護対象施設を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。				V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び周辺対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は，建屋にて防護されることから，竜巻防護対象施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻より防護すべき施設を収納する建屋を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は，建屋にて防護されることから，重大事故等対処設備を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻より防護すべき施設を収納する建屋を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 ○竜巻防護対象施設 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設については竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻防護対象施設を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。	○	－	基本方針	－	V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び周辺対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○竜巻防護対象施設 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻防護対象施設を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は，建屋にて防護されることから，重大事故等対処設備を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻より防護すべき施設を収納する建屋を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。
					V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 2.　設計の基本方針	【2.　設計の基本方針】 ○竜巻の影響を考慮する施設の設計方針について MOX燃料加工施設に影響を与える可能性がある竜巻の発生により竜巻より防護すべき施設が，その安全機能又は重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないようにするため，竜巻の影響を考慮する施設の設計を行う。竜巻の影響を考慮する施設は，設計竜巻に対して，その機能が維持できる設計とする。 竜巻の影響を考慮する施設の設計に当たっては，施設分類ごとの要求機能を整理するとともに，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。				V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 2.　設計の基本方針	【2.　設計の基本方針】 ○竜巻の影響を考慮する施設の設計方針について MOX燃料加工施設に影響を与える可能性がある竜巻の発生により竜巻より防護すべき施設が，その安全機能又は重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないようにするため，竜巻の影響を考慮する施設の設計を行う。竜巻の影響を考慮する施設は，設計竜巻に対して，その機能が維持できる設計とする。 竜巻の影響を考慮する施設の設計に当たっては，施設分類ごとの要求機能を整理するとともに，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。	第1回申請と同じ					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章　共通項目 3. 自然現象 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2　竜巻 　安全機能を有する施設は，事業許可（変更許可）を受けた想定される竜巻（以下「設計竜巻」という。）が発生した場合において，作用する荷重を設定し，その荷重に対して影響評価を行い，必要に応じ対策を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
2	設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
			○	－	基本方針	－	V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○竜巻防護対象施設 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設についても竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻防護対象施設を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。	○	－	基本方針	－	V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は，建屋にて防護されることから，重大事故等対処設備を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻より防護すべき施設を収納する建屋を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。
			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第1回申請 説明対象	第1回申請 申請対象設備（2項変更①）	第1回申請 仕様表	第1回申請 添付書類	第1回申請 添付書類における記載	第2回申請 説明対象	第2回申請 申請対象設備（2項変更②）	第2回申請 申請対象設備（1項新規①）	第2回申請 仕様表	第2回申請 添付書類	第2回申請 添付書類における記載
3	また、その施設の倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 c.　竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(1)c.　竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設】 　竜巻防護対象施設等及び重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重（竜巻）に対し，機械的及び機能的な波及的影響により竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備のその機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 c.　竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(1)c.　竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設】 　竜巻防護対象施設等及び重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重（竜巻）に対し，機械的及び機能的な波及的影響により竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備のその機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同じ					
					i.　竜巻防護対象施設に対し，竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.3(1)d.竜巻随伴事象を考慮する施設】 竜巻防護対象施設は，危険物貯蔵施設等の火災，屋外タンク等からの溢水及び雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により，その安全機能を損なわない設計とする。					d.　竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.3(1)d.竜巻随伴事象を考慮する施設】 竜巻防護対象施設は，危険物貯蔵施設等の火災，屋外タンク等からの溢水及び雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により，その安全機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同じ					
					V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設として，機械的影響を及ぼす可能性がある施設，機能的影響を及ぼす可能性がある施設を抽出し竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 ○竜巻随伴事象 ・また，竜巻随伴事象として想定される火災，溢水，外部電源喪失も考慮し，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設及び竜巻随伴事象を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。					V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設として，機械的影響を及ぼす可能性がある施設，機能的影響を及ぼす可能性がある施設を抽出し竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設及び竜巻随伴事象を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。	○	－	基本方針	－		【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設として，機械的影響を及ぼす可能性がある施設，機能的影響を及ぼす可能性がある施設を抽出し竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設及び竜巻随伴事象を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。
4	上記に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計	【2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計】 ○その他安全機能を有する施設について ・上記に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計	【2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計】 ○その他安全機能を有する施設について ・上記に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	第1回申請と同じ					
5	さらに，重大事故等対処設備についても，竜巻からの影響に対し，必要な機能が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1　竜巻より防護すべき施設	【2.1.1　竜巻より防護すべき施設】 ○重大事故等対処設備 重大事故等対処設備を竜巻より防護すべき施設とする。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1　竜巻より防護すべき施設	【2.1.1　竜巻より防護すべき施設】 ○重大事故等対処設備 重大事故等対処設備を竜巻より防護すべき施設とする。	第1回申請と同じ					
					e.　重大事故等対処設備を収納する建屋等	【2.1.3(1)e.　重大事故等対処設備を収納する建屋等】 　重大事故等対処設備を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により施設内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 　また，設計飛来物の衝突に対しては，貫通及び裏面剥離の発生により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針		e.　重大事故等対処設備を収納する建屋等	【2.1.3(1)e.　重大事故等対処設備を収納する建屋等】 　重大事故等対処設備を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により施設内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 　また，設計飛来物の衝突に対しては，貫通及び裏面剥離の発生により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
					b.　重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(1)b.　重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重（竜巻）に対し，機械的及び機能的な波及的影響により重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針		b.　重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(1)b.　重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重（竜巻）に対し，機械的及び機能的な波及的影響により重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
					j.　重大事故等対処設備に対し，竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.3(1)j.竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針		j.　重大事故等対処設備に対し，竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.3(1)j.竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。
					V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○屋外に設置している重大事故等対処設備 ・屋外に設置している重大事故等対処設備は，竜巻による荷重が作用するため，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に屋外に設置している重大事故等対処設備を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については，添付書類「V-1-1-1-別添1 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－
					V-1-1-1-別添1 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出 2. 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出	【2. 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出】 抽出した重大事故等対処設備について示す。	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	V-1-1-1-別添1 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出 2. 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出	【2. 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出】 抽出した重大事故等対処設備について示す。
6	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うことなどにより，その機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	重大事故等対処設備	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○内的事象 　内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うことなどによりそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする。また，上記機能が確保できない場合には，関連する工程を停止することを保安規定に定めて，管理することを「安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて説明する。	○	重大事故等対処設備	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○内的事象 　内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うことなどによりそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする。また，上記機能が確保できない場合には，関連する工程を停止することを保安規定に定めて，管理することを「安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて説明する。	第1回申請と同じ					
7	(1)影響評価における荷重の設定 　構造健全性等の評価においては，設計竜巻（最大風速100m/s）による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻）を設定する。 　風圧力による荷重，気圧差による荷重としては，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	定義	施設共通　基本設計方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1)　設計竜巻の設定 (2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.2(1)　設計竜巻の設定】 ・事業許可（変更許可）を受けたことから，設計竜巻の最大風速は100m/sとする。設計竜巻の最大風速100m/sに対して，風（台風）の風速は41.7m/sであるため，風（台風）の設計は竜巻の設計に包絡される。 【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○基本方針 　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計における構造強度評価は，設計竜巻荷重とそれ以外の荷重の組合せを適切に考慮して，施設の構造強度評価を実施し，その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認する。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1)　設計竜巻の設定 (2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.2(1)　設計竜巻の設定】 ・事業許可（変更許可）を受けたことから，設計竜巻の最大風速は100m/sとする。設計竜巻の最大風速100m/sに対して，風（台風）の風速は41.7m/sであるため，風（台風）の設計は竜巻の設計に包絡される。 【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○基本方針 　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計における構造強度評価は，設計竜巻荷重とそれ以外の荷重の組合せを適切に考慮して，施設の構造強度評価を実施し，その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認する。	第1回申請と同じ					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 （2項変更③）	申請対象設備 （1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （2項変更④）	申請対象設備 （1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3	また，その施設の倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
			第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
			第2回申請と同じ						第2回申請と同じ					
4	上記に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
5	さらに，重大事故等対処設備についても，竜巻からの影響に対し，必要な機能が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
			第2回申請と同じ						第2回申請と同じ					
			第2回申請と同じ						第2回申請と同じ					
			第2回申請と同じ						第2回申請と同じ					
			－	－	－	－	－	－	○	－	基本方針	－	2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ①屋外に設置している重大事故等対処設備 ＊屋外に設置している重大事故等対処設備は，竜巻による荷重が作用するため，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に屋外に設置している重大事故等対処設備を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については，添付書類「V-1-1-1-別添1 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出」に示す。
			第２回申請と同一						第２回申請と同一					
6	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うことは又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
7	(1)影響評価における荷重の設定 　構造健全性等の評価においては，設計竜巻（最大風速100m/ｓ）による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻）を設定する。 　風圧力による荷重，気圧差による荷重としては，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	定義	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	飛来物の衝撃荷重としては、事業許可（変更許可）を受けた設計飛来物である鋼製材（長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m，質量135ｋｇ，最大水平速度51m／ｓ，最大鉛直速度34.0m／ｓ）が衝突する場合の荷重を設定する。 鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなるものは、固定、固縛、建屋収納、車両の周辺防護区域内への入構管理及び迂避又は撤去を実施することから荷重としては考慮しない。	定義	施設共通　基本設計方針	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1)　設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業許可（変更許可）を受けたとおり，調縛等の運用，管理を考慮して，鋼製材を設計飛来物として設定する。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1)　設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業許可（変更許可）を受けたとおり，調縛等の運用，管理を考慮して，鋼製材を設計飛来物として設定する。	第1回申請と同じ					
9	さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。 　また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，設計飛来物の衝撃荷重を上回ると想定される飛来物は，飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから，飛来物として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○砂利について 設計飛来物に対して比較的小さい飛来物である砂利が飛来物として考えられる。竜巻防護対象施設を収納する建屋は，建物・構築物による防護を基本としていることから，砂利は飛来物として考慮する必要はない。 ○敷地外の飛来物について また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると，ブレードが竜巻防護対象施設等まで到達するおそれはないことから，ブレードは飛来物として考慮しない。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2)　設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○砂利について 設計飛来物に対して比較的小さい飛来物である砂利が飛来物として考えられる。竜巻防護対象施設を収納する建屋は，建物・構築物による防護を基本としていることから，砂利は飛来物として考慮する必要はない。 ○敷地外の飛来物について また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると，ブレードが竜巻防護対象施設等まで到達するおそれはないことから，ブレードは飛来物として考慮しない。	第1回申請と同じ					
10	なお，設計飛来物よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる重大事故等対処設備及び資機材等は，設置状況を踏まえ，固定，固縛を実施することにより，飛来物とならない設計とする。	冒頭宣言	飛来物発生防止対策 （固縛，固定，車両の入構管理及び迂避）	対象選定	V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.2　竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針	【2.2　竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針】 　竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し，設計竜巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定，固縛，建屋収納，敷地からの搬去又は頑健な建屋内に収納する。 ⊗ここで固縛対象物の選定の考え方を示し，選定結果については，添付書類「V-1-1-1-2-4　竜巻防護に関する屋外の重大事故等対処設備の設計方針」に示す。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.2　竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針	【2.2　竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針】 　竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し，設計竜巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定，固縛，建屋収納，敷地からの搬去又は頑健な建屋内に収納する。 ⊗ここで固縛対象物の選定の考え方を示し，選定結果については，添付書類「V-1-1-1-2-4　竜巻防護に関する屋外の重大事故等対処設備の設計方針」に示す。	第1回申請と同じ					
11	(2)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 　竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	燃料加工建屋	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋 4.　機能設計 4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋の外殻を構成する部材は，飛来物の衝撃荷重に対し，貫通及び裏面剥離が生じない最小厚さ以上であることを許容限界として示す。 ・設計荷重(竜巻)に対し，屋根及び耐震壁に終局状態に至るようなひび み又は応力が生じないことを許容限界として示す。 【3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 　竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 【4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋である燃料加工建屋の設計方針を説明する。 ⊗機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「IV-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	○	燃料加工建屋	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋 4.　機能設計 4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋の外殻を構成する部材は，飛来物の衝撃荷重に対し，貫通及び裏面剥離が生じない最小厚さ以上であることを許容限界として示す。 ・設計荷重(竜巻)に対し，屋根及び耐震壁に終局状態に至るようなひび み又は応力が生じないことを許容限界として示す。 【3.1　竜巻の影響を考慮する施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 　竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 【4.1　竜巻の影響を考慮する施設を収納する建屋の設計方針】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋竜巻より防護すべき施設を収納する建屋である燃料加工建屋の設計方針を説明する。	－	－	－	－	－	－
12	工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 　気圧差荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性域内にとどまることを許容限界として示す。 【3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備は，気圧差荷重に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 【4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の設計方針を説明する。 ⊗機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「IV-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－	－	－	－	○	－	・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 　気圧差荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性域内にとどまることを許容限界として示す。 【3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備は，気圧差荷重に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 【4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の設計方針を説明する。
13	非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用発電機の給気系及び排気系 　気圧差荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性域内にとどまることを許容限界として示す。 【3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は，気圧差荷重に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 【4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の設計方針を説明する。 ⊗機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「IV-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施設のうち安全機能を損なうおそれがある竜巻防護対象施設であり，建物・構築物による防護対策を講ずることにより，設計荷重（竜巻）による影響に対して，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針 評価	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【3.2(2)　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 なお，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は，建屋の迷路構造により防護することから，竜巻防護対象施設を収納する建屋の要求機能及び性能目標に包絡される。 【4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の設計方針を説明する。 ⊗機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「IV-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【3.2(2)　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 【4.2(2)　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の設計方針】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の設計方針を示す。	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備（2項変更③）	申請対象設備（1項新規②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（2項変更④）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	飛来物の衝撃荷重としては，事業許可（変更許可）を受けた設計飛来物である鋼製材（長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m，質量135ｋｇ，最大水平速度51m／ｓ，最大鉛直速度34m／ｓ）が衝突する場合の荷重を設定する。 鋼製材より運動エネルギ又は貫通力が大きくなるものは，固定，固縛，建屋収納，車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避又は撤去を実施することから荷重としては考慮しない。	定義	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
9	さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。 また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，設計飛来物の衝撃荷重を上回ると想定される飛来物は，飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから，飛来物として考慮しない。	冒頭宣言	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
10	なお，設計飛来物よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる重大事故等対処設備及び資機材等は，設置状況を踏まえ，固定，固縛を実施することにより，飛来物とならない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
11	(2)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13	非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	○	－	非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用発電機の給気系及び排気系 気圧差荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性域内にとどまることを許容限界として示す。 【3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は，気圧差荷重に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 【4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の設計方針を説明する。	－	－	－	－	－	－
14	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施設のうち安全機能を損なうおそれがある竜巻防護対象施設でかり，建物・構築物による防護対策を講ずることにより，設計荷重（竜巻）による影響に対して，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	第1回申請と同じ						－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	具体的には，設計飛来物の侵入を防止するため，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については埋物により迷路構造とすることで設計飛来物の侵入を防止する。	設置要求	・燃料加工建屋(非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系の迷路構造)	設計方針	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の設計方針	【4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系について 建屋の迷路構造により防護することから，竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針に包含される。	○	・燃料加工建屋(非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系の迷路構造)	－	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の設計方針	【4.2(2)　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の設計方針】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系について 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は，埋物により迷路構造とする設計方針を示す。	－	－	－	－	－	－
16	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系はその一部を構成する構築物である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止する設計とする。	評価要求	・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系 風荷重及び飛来物の衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性範囲にとどまることを許容限界として示す。 【4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系について ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系は，排気筒を十分な板厚とすることで設計飛来物の侵入を防止する設計とする。 ・設計飛来物に対して比較的小さい飛来物である砂利等が開口部から侵入したとしても，侵入した飛来物を除去できるようにダクトは取り外しが可能な設計とする。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「IV-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価を実施し，周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 ・機械的な波及的影響として，倒壊，損傷等が生じても，施設が終局状態に至らない強度を保持することを許容限界として示す。 ・また，施設を構成する主要な部材に塑性ひずみが生じる場合でも，その量が微小なレベルに留まり，破断延性限界に十分な余裕を有することを許容限界として示す。 ・機能的な波及的影響として，竜巻防護対象施設等の機能が損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 【3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 　竜巻防護対象施設は，機械的及び機能的な波及的影響により，設計荷重（竜巻）に対し，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 【4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「IV-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－	－	－	－	－	○	－	気体廃棄物の廃棄設備の排気筒	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 ・機械的な波及的影響として，倒壊，損傷等が生じても，施設が終局状態に至らない強度を保持することを許容限界として示す。 ・また，施設を構成する主要な部材に塑性ひずみが生じる場合でも，その量が微小なレベルに留まり，破断延性限界に十分な余裕を有することを許容限界として示す。 ・機能的な波及的影響として，竜巻防護対象施設等の機能が損なわないおそれのある変形を生じないことを許容限界として示す。 【3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 　竜巻防護対象施設は，機械的及び機能的な波及的影響により，設計荷重（竜巻）に対し，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 【4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を説明する。
18	重大事故等対処設備を収納する建屋等は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の重大事故等対処設備の機能を損なうおそれがない設計とする。	評価要求	（燃料加工建屋） 緊急時対策建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋 4.　機能設計 4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋の外殻を構成する部材は，飛来物の衝撃荷重に対し，貫通及び裏面剥離が生じない最小厚さ以上であることを許容限界として示す。 ・設計荷重(竜巻)に対し，屋根及び側壁壁に終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じないことを許容限界として示す。 【3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 重大事故等対処設備を収納する建屋に関する対象の施設，要求機能及び性能目標を説明する。 【4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋の設計方針 重大事故等対処設備を収納する建屋に関する設計方針について説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「IV-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－	－	－	－	－	○	－	（燃料加工建屋）	－	3.　機能要求及び性能目標 3.1　竜巻の影響を考慮する施設を収納する建屋 4.　機能設計 4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【3.1　竜巻の影響を考慮する施設を収納する建屋】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 重大事故等対処設備を収納する建屋に関する対象の施設，要求機能及び性能目標を説明する。 (重大事故等対象設備を収納する建屋等のうち，本事象に対する燃料加工建屋の設計については第1回申請で説明している。) 【4.1　竜巻の影響を考慮する施設を収納する建屋】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋の設計方針 重大事故等対処設備を収納する建屋に関する設計方針について説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「IV-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 (重大事故等対象設備を収納する建屋等のうち，本事象に対する燃料加工建屋の設計については第1回申請で説明している。)
19	建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重を考慮して他の設備に悪影響を及ぼさないよう，重大事故等対処設備を収納する建屋等により防護する設計とする。	評価要求	（燃料加工建屋） 緊急時対策建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 f.　建屋内の重大事故等対処設備	【2.1.3(1)f.　建屋内の重大事故等対処設備】 ・建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，竜巻より防護すべき施設を収納する建屋等により防護する設計とする。	－	－	－	－	－	○	－	（燃料加工建屋） 緊急時対策建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 f.　建屋内の重大事故等対処設備	【2.1.3(1)e.(b)　建屋内の重大事故等対処設備】 　建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，竜巻より防護すべき施設を収納する建屋等により防護する設計とする。 (重大事故等対象設備を収納する建屋等のうち，本事象に対する燃料加工建屋の設計については第1回申請で説明している。)
20	屋外の重大事故等対処設備は，位置的分散により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	屋外の可搬型重大事故等対処設備	設計方針	V-1-1-1-2-4　竜巻防護に関する屋外の重大事故等対処設備の設計方針 2.　設計の基本方針 3.　位置的分散による機能維持設計	【2.　設計の基本方針】 　屋外に保管する重大事故等対処設備については，竜巻による風荷重に対して，位置的分散を考慮した保管により，機能を損なわない設計とする。 【3.　位置的分散による機能維持設計】 　位置的分散による機能維持の設計方針及び保管場所を示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	具体的には，設計飛来物の侵入を防止するため，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については建物により迷路構造とすることで設計飛来物の侵入を防止する。	設置要求	第1回申請と同じ						－	－	－	－	－	－
16	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系はその一部を構成する構築物である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止する設計とする。	評価要求	○	－	・非常用所内電源設備の非常用発電機	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用発電機の排気系 　風荷重及び飛来物の衝撃荷重並びにその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性域内にとどまることを許容限界として示す。	－	－	－	－	－	－
							V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系について ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系は，排気筒を十分な板厚とすることで設計飛来物の侵入を防止する設計とする。 ・設計飛来物に対して比較的小さい飛来物である砂利等が開口部から侵入したとしても，侵入した飛来物を除去できるようにダクトは取り外しが可能な設計とする。						
17	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価を実施し，周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18	重大事故等対処設備を収納する建屋等は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の重大事故等対処設備の機能を損なうおそれがない設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	○	－	緊急時対策建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋 4.　機能設計 4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋の外殻を構成する部材は，飛来物の衝撃荷重に対し，貫通及び裏面剥離が生じない最小厚さ以上であることを許容限界として示す。 ・設計荷重(竜巻)に対し，屋根及び耐震壁に終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じないことを許容限界として示す。 【3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 重大事故等対処設備を収納する建屋に関する対象の施設，要求機能及び性能目標を説明する。 【4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋の設計方針 重大事故等対処設備を収納する建屋に関する設計方針について説明する。
19	建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重を考慮して他の設備に悪影響を及ぼさないよう，重大事故等対処設備を収納する建屋等により防護する設計とする。	評価要求	第2回申請と同じ						第2回申請と同じ					
20	屋外の重大事故等対処設備は，位置的分散により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	－	－	－	－	－	－	○	－	屋外の重大事故等対処設備（拡散抑制設備　大型移送ポンプ車，水供給設備ホース展張車等）	－	V-1-1-1-2-4　竜巻防護に関する屋外の重大事故等対処設備の設計方針 2.　設計の基本方針 3.　位置的分散による機能維持設計	【2.　設計の基本方針】 　屋外に保管する重大事故等対処設備については，竜巻による風荷重に対して，位置的分散を考慮した保管により，機能を損なわない設計とする。 【3.　位置的分散による機能維持設計】 　位置的分散による機能維持の設計方針及び保管場所を示す。

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	屋外の重大事故等対処設備は、竜巻による風圧力による荷重に対し、竜巻防護対象施設及び重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は、飛来することにより浮き上がり又は横滑りを防止し、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。ただし、飛来する車両等の重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して地震後の機能を維持する設備は、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、余長を有する固縛で飛来する。	運用要求 評価要求	屋外の可搬型重大事故等対処設備	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 6.　重大事故等対処設備 (a)　屋外の重大事故等対処設備 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針 4.　悪影響防止のための固縛設計	【2.1.3(1)a.　屋外の重大事故等対処設備】 屋外の重大事故等対処設備は、竜巻時及び竜巻通過後において、設計竜巻の風圧力による荷重に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう、位置的分散等を考慮した設置又は保管するとともに、浮き上がりは横滑りによって飛散させないよう固定・固縛の措置をとることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○屋外の重大事故等対処設備 ・固縛装置の諸設材は、破断が生じない強度を有していることを許容限界として示す。 ・固定材は、塑性ひずみが生じる場合であっても、終局耐力に対し、十分な強度を有していることを許容限界として示す。 ・基礎部は、弾性状態に留まることを許容限界として示す。 【4.　悪影響防止のための固縛設計】 屋外の重大事故等対処設備は、浮き上がり又は横滑りを防止し、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするため、固縛の設計方針、固縛対象設備の選定の考え方及び固縛装置の設計方針を示す。必機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「IV-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
22	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は、例燃による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり、設計竜巻（竜巻）に対して、構造健全性を維持することにより、重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒	基本方針 設計方針 評価	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設 ・機械的な波及的影響として、例燃、損傷等が生じても、施設が終局状態に至らない強度を保持することを許容限界として示す。 ・また、施設を構成する主要な部材に塑性ひずみが生じる場合でも、その量が微小なレベルに留まり、破断延性限界に十分な余裕を有することを許容限界として示す。 ・機能的な波及的影響として、竜巻防護対象施設等の機能が損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。 【3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 重大事故等対処設備は、機械的及び機能的な波及的影響により、設計竜巻（竜巻）に対し、重大事故等対処設備の安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。 【4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を説明する。 必機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「IV-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－	－	－	－	－	○	－	気体廃棄物の廃棄設備の排気筒	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設 4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設 ・機械的な波及的影響として、例燃、損傷等が生じても、施設が終局状態に至らない強度を保持することを許容限界として示す。 ・また、施設を構成する主要な部材に塑性ひずみが生じる場合でも、その量が微小なレベルに留まり、破断延性限界に十分な余裕を有することを許容限界として示す。 ・機能的な波及的影響として、竜巻防護対象施設等の機能が損なわないおそれのある変形を生じないことを許容限界として示す。 【3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 重大事故等対処設備は、機械的及び機能的な波及的影響により、設計竜巻（竜巻）に対し、重大事故等対処設備の安全機能を損なわないよう対象の施設、要求機能及び性能目標を示す。 【4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を説明する。
23	(3)竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及びMOX燃料加工施設の配置から、竜巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備がその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針	設計方針	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○竜巻防護対象施設について 竜巻随伴事象を考慮する施設は、設計荷重（竜巻）に対し、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう要求機能を示す。 【4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○竜巻防護対象施設について 竜巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。	○	基本方針 【施設共通　基本設計方針】 竜巻随伴事象	－	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○竜巻防護対象施設について 竜巻随伴事象を考慮する施設は、設計荷重（竜巻）に対し、竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう要求機能を示す。 【4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○竜巻防護対象施設について 竜巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。	－	－	－	－	－	－
24	竜巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は火災に包絡されるため、「5.3.3　外部火災」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針	設計方針	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　火災	【3.5(1)　火災】 ○竜巻防護対象施設について 屋外の危険物貯蔵施設等は、設計荷重（竜巻）に対し、火災が発生したとしても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。 【4.5(1)　火災】 ○竜巻防護対象施設について 火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価したとて、竜巻防護対象施設の許容温度を超えないように防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて考慮する。	○	【施設共通　基本設計方針】 竜巻随伴事象	－	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　火災	【3.5(1)　火災】 ○竜巻防護対象施設について 屋外の危険物貯蔵施設等は、設計荷重（竜巻）に対し、火災が発生したとしても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。 【4.5(1)　火災】 ○竜巻防護対象施設について 火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の許容温度を超えないよう防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて考慮する。	－	－	－	－	－	－
25	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行ったとて、竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため、「6.　加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。	定義	施設共通　基本設計方針	設計方針	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (2)　溢水	【3.5(2)　溢水】 ○竜巻防護対象施設について 屋外タンク等は、設計荷重（竜巻）に対し、溢水が発生したとしても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。 【4.5(2)　溢水】 溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行ったとて、竜巻防護対象施設の安全機能が損なわれないよう必要に応じて防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」にて考慮する。	○	【施設共通　基本設計方針】 竜巻随伴事象	－	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (2)　溢水	【3.5(2)　溢水】 ○竜巻防護対象施設について 屋外タンク等は、設計荷重（竜巻）に対し、溢水が発生したとしても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。 【4.5(2)　溢水】 溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、竜巻防護対象施設の安全機能が損なわないよう必要に応じて防護対策を講じ、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」にて考慮する。	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第３回申請						第４回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
21	屋外の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，竜巻防護対象施設及び重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は，飛来することにより浮き上がり又は横滑りを防止し，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。ただし，飛来する車両等の重大事故等対処設備のうち，地震時の移動を考慮して地震後の機能を維持する設備は，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，余長を有する固縛で飛来する。	運用要求 評価要求	－	－	－	－	－	－	○	－	屋外の重大事故等対処設備	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 a.　重大事故等対処設備 (a)　屋外の重大事故等対処設備 (2)　荷重の組合せ及び許容限界 V-1-1-1-2-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針 4.　悪影響防止のための固縛設計	【2.1.3(1)a.　屋外の重大事故等対処設備】 屋外の重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計竜巻の風圧力による荷重に対し，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，位置的分散等を考慮した設置又は保管するとともに，浮き上がり又は横滑りによって飛散させないよう固定・固縛の措置をとることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ①屋外の重大事故等対処設備 ・固縛装置の連結材は，破断が生じない強度を有していることを許容限界として示す。 ・固定材は，塑性ひずみが生じる場合であっても，終局耐力に対し，十分な強度を有していることを許容限界として示す。 ・基礎部は，弾性状態に留まることを許容限界として示す。 【4.　悪影響防止のための固縛設計】 屋外の重大事故等対処設備は，浮き上がりまたは横滑りを防止し，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするため，固縛の設計方針，固縛対象設備の選定の考え方及び固縛装置の設計方針を示す。
22	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計竜巻（竜巻）に対して，構造健全性を維持することにより，重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23	(3)竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及びＭＯＸ燃料加工施設の配置から，竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備がその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24	竜竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は火災に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
25	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため，「6.　加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請					第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	竜巻随伴事象のうち外部電喪失に対しては，竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針	設計方針	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (3)　外部電源喪失	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○外部電源喪失 非常用所内電源設備は，設計荷重（竜巻）に対し，外部電源喪失が発生したとしても非常用所内電源設備の機能が維持できることを機能設計上の性能目標とする。 【4.5(3)　外部電源喪失】 設計竜巻，設計竜巻と同時に発生する雷・雹等，あるいはダウンバーストによる外部電源喪失に対しては，非常用所内電源設備の安全機能を確保できる設計とすることにより，竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	○	【施設共通　基本設計方針】 竜巻随伴事象	－	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (3)　外部電源喪失	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○外部電源喪失 非常用所内電源設備は，設計荷重（竜巻）に対し，外部電源喪失が発生したとしても非常用所内電源設備の機能が維持できることを機能設計上の性能目標とする。 【4.5(3)　外部電源喪失】 設計竜巻，設計竜巻と同時に発生する雷・雹等，あるいはダウンバーストによる外部電源喪失に対しては，非常用所内電源設備の安全機能を確保できる設計とすることにより，竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	－	－	－	－	－	－
27	竜巻随伴事象として火災，溢水が発生した場合においても，重大事故等対処設備がその機能を損なうおそれがないよう設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針	設計方針	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○重大事故等対処設備について 竜巻随伴事象を考慮する施設は，設計荷重（竜巻）に対し，重大事故等対処設備の機能を損なわないよう要求機能を示す。 【4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○重大事故等対処設備について 竜巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。	○	基本方針 【施設共通　基本設計方針】 竜巻随伴事象	－	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○重大事故等対処設備について 竜巻随伴事象を考慮する施設は，設計荷重（竜巻）に対し，重大事故等対処設備の機能を損なわないよう要求機能を示す。 【4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○重大事故等対処設備について 竜巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。	－	－	－	－	－	－
28	竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は火災に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針	設計方針	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　火災 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　火災	【3.5(1)　火災】 ○重大事故等対処設備について 屋外の危険物貯蔵施設等は，設計荷重（竜巻）に対し，火災が発生したとしても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。 【4.5(1)　火災】 ○重大事故等対処設備について 火災源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，重大事故等対処設備の許容温度を超えないように防護対策を講じ，重大事故等対処設備の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて考慮する。	○	【施設共通　基本設計方針】 竜巻随伴事象	－	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　火災 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　火災	【3.5(1)　火災】 ○重大事故等対処設備について 屋外の危険物貯蔵施設等は，設計荷重（竜巻）に対し，火災が発生したとしても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。 【4.5(1)　火災】 ○重大事故等対処設備について 火災源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，重大事故等対処設備の許容温度を超えないように防護対策を講じ，重大事故等対処設備の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて考慮する。	－	－	－	－	－	－
29	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針	設計方針	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (2)　溢水 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (2)　溢水	【3.5(2)　溢水】 ○重大事故等対処設備について 屋外タンク等は，設計荷重（竜巻）に対し，溢水が発生したとしても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。 【4.5(2)　溢水】 溢水源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，重大事故等対処設備の安全機能が損なわれないよう必要に応じて防護対策を講じ，重大事故等対処設備の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」にて考慮する。	○	【施設共通　基本設計方針】 竜巻随伴事象	－	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (2)　溢水 4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (2)　溢水	【3.5(2)　溢水】 ○重大事故等対処設備について 屋外タンク等は，設計荷重（竜巻）に対し，溢水が発生したとしても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。 【4.5(2)　溢水】 溢水源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，重大事故等対処設備の安全機能が損なわれないよう必要に応じて防護対策を講じ，重大事故等対処設備の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」にて考慮する。	－	－	－	－	－	－
30	(4)必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと。	運用要求	基本方針	基本方針	4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1　基本方針】 ○新知見の定期的な確認 設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて，管理する。	○	【施設共通　基本設計方針】 設計竜巻の最大風速 設計飛来物の設定 荷重の組合せ	－	4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1　基本方針】 ○新知見の定期的な確認 設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同じ					
31	・重大事故等対処設備及び資機材等の固定，固縛並びに車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。	運用要求	飛来物発生防止対策 （固縛，固定，車両の入構管理及び退避）	基本方針	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2)設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○重大事故等対処設備及び資機材等並びに車両の運用について 飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備及び資機材等については設置場所等を考慮し，竜巻より防護すべき施設に衝突し竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある場合には，固定，固縛並びに車両の退避を実施することを保安規定に定めて，管理する。	○	基本方針	－	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2)設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○重大事故等対処設備及び資機材等並びに車両の運用について 飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備及び資機材等については設置場所等を考慮し，竜巻より防護すべき施設に衝突し竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある場合には，固定，固縛並びに車両の退避を実施することを保安規定に定めて，管理する。	第1回申請と同じ					

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請						第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
26	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
27	竜巻随伴事象として火災，溢水が発生した場合においても，重大事故等対処設備がその機能を損なうおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
28	竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価したうえで，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は火災に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
29	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえた影響評価を行ったうえで，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
30	(4)必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと。	運用要求	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					
31	・重大事故等対処設備及び資機材等の固定，固縛並びに車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。	運用要求	第1回申請と同じ						第1回申請と同じ					

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

令和３年 10 月５日　Ｒ３

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

基本設計方針の添付書類への展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項
1	第1章　共通項目 3.自然現象 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2　竜巻 安全機能を有する施設は，事業許可（変更許可）を受けた想定される竜巻（以下「設計竜巻」という。）が発生した場合において，作用する荷重を設定し，その荷重に対して影響評価を行い，必要に応じ対策を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・安全機能を有する施設は，設計竜巻によりその安全機能が損なわないよう，設計時にそれぞれの施設の設置状況等を考慮して，竜巻より防護すべき施設に対する設計竜巻からの影響を評価し，安全機能を有する施設が安全機能を損なうおそれがある場合は，影響に応じた防護対策を講ずる設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
6	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	運用要求	重大事故等対処設備			2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○内的事象 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする。また，上記機能が確保できない場合には，関連する工程を停止することを保安規定に定めて，管理することを「安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて説明する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
30	(4)必要な機能を損なわないための運用上の措置 竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと。	運用要求	基本方針			2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○新知見の定期的な確認 設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて，管理する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
2	設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針 対象選定			2.1.1　竜巻より防護すべき施設	【2.1.1　竜巻より防護すべき施設】 ○竜巻防護対象施設等 ・事業許可（変更許可）を受けたとおり，竜巻より防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の機能の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 ・竜巻より防護すべき施設は，竜巻防護対象施設等とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
5	さらに，重大事故等対処設備についても，竜巻からの影響に対し，必要な機能が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			2.1.1　竜巻より防護すべき施設	【2.1.1　竜巻より防護すべき施設】 ○重大事故等対処設備 重大事故等対処設備を竜巻より防護すべき施設とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
7	(1)影響評価における荷重の設定 構造健全性等の評価においては，設計竜巻（最大風速100m／ｓ）による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻）を設定する。 風圧力による荷重，気圧差による荷重としては，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	定義	施設共通　基本設計方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1)　設計竜巻の設定	【2.1.2(1)　設計竜巻の設定】 ・事業許可（変更許可）を受けたとおり，設計竜巻の最大風速は100m／sとする。設計竜巻の最大風速100m／sに対して，風（台風）の風速は41.7m／sであるため，風（台風）の設計は竜巻の設計に包絡される。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
8	飛来物の衝撃荷重としては，事業許可（変更許可）を受けた設計飛来物である鋼製材（長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m，質量135ｋｇ，最大水平速度51m／ｓ，最大鉛直速度34m／ｓ）が衝突する場合の荷重を設定する。 鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなるものは，固定，固縛，建屋収納，車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避又は撤去を実施することから荷重としては考慮しない。	定義	施設共通　基本設計方針			(2)　設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業許可（変更許可）を受けたとおり，固縛等の運用，管理を考慮して，鋼製材を設計飛来物として設定する。	「V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針」の補足 ＜飛来物の選定＞＜風速場モデル＞ ⇒飛来物の選定及び飛来物発生防止対策の要否を判断する手順について説明 ・［補足外竜巻03］飛来物の選定について（竜巻影響評価の風速場モデルについては，本補足説明資料の別紙にて示す）
31	・重大事故等対処設備及び資機材等の固定，固縛並びに車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。	運用要求	飛来物発生防止対策 （固縛，固定，車両の入構管理及び退避）			(2)　設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○重大事故等対処設備及び資機材等並びに車両の運用について 飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備及び資機材等については設置場所等を考慮し，竜巻より防護すべき施設に衝突し竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある場合には，固定，固縛並びに車両の退避を実施することを保安規定に定めて，管理する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
9	さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。 また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，設計飛来物の衝撃荷重を上回ると想定される飛来物は，飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから，飛来物として考慮しない。	冒頭宣言	基本方針			(2)　設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○砂利について 設計飛来物に対して比較的小さい飛来物である砂利が飛来物として考えられる。竜巻防護対象施設を収納する建屋は，建物・構築物による防護を基本としていることから，砂利は飛来物として考慮する必要はない。 ○敷地外の飛来物について また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると，ブレードが竜巻防護対象施設等まで到達するおそれはないことから，ブレードは飛来物として考慮しない。	「V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針」の補足 ＜敷地外からの飛来物＞ ⇒敷地外から飛来する恐れがある飛来物について竜巻防護対象施設等までの飛来距離と離隔距離を比較し竜巻防護対象施設等に到達しないことを説明 ・［補足外竜巻04］敷地外からの飛来物について
4	上記に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計	【2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計】 ○その他安全機能を有する施設について ・上記に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
2	設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針 対象選定			(1)　設計方針 a.　竜巻防護対象施設を収納する建屋	【2.1.3(1)a.　竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また，設計飛来物の衝突に対しては，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
2	設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。					b.　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.3(1)b.　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対し安全機能を損なわないよう要求機能を維持する設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
2	設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。					c.　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【2.1.3(1)c.　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計荷重（竜巻）に対し安全機能を損なわないよう要求機能を維持する設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
3	また，その施設の倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針			d.　竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(1)c.　竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設】 竜巻防護対象施設等及び重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重（竜巻）に対し，機械的及び機能的な波及的影響により竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備のその機能を損なわない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
5	さらに，重大事故等対処設備についても，竜巻からの影響に対し，必要な機能が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			e.　重大事故等対処設備を収納する建屋等	【2.1.3(1)e.　重大事故等対処設備を収納する建屋等】 重大事故等対処設備を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により施設内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 また，設計飛来物の衝突に対しては，貫通及び裏面剥離の発生により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
19	建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重を考慮して他の設備に悪影響を及ぼさないよう，重大事故等対処設備を収納する建屋等により防護する設計とする。	評価要求	（燃料加工建屋） 緊急時対策建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所			f.　建屋内の重大事故等対処設備	【2.1.3(1)f.　建屋内の重大事等対処設備】 ・建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，竜巻より防護すべき施設を収納する建屋等により防護する設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）

基本設計方針の添付書類への展開
（第８条　外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項
21	屋外の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，竜巻防護対象施設及び重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は，拘束することにより浮き上がり又は横滑りを防止し，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。ただし，拘束する車両等の重大事故等対処設備のうち，地震時の移動を考慮して地震後の機能を維持する設備は，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，余長を有する固縛で拘束する。	運用要求 評価要求	屋外の可搬型重大事故等対処設備	基本方針	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	g. 屋外の重大事故等対処設備	【2.1.3(1)g.　屋外の重大事故等対処設備】 屋外の重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計竜巻の風圧力による荷重に対し，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，位置的分散等を考慮した設置又は保管するとともに，浮き上がり又は横滑りによって飛散させないよう固定・固縛の措置をとることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
5	さらに，重大事故等対処設備についても，竜巻からの影響に対し，必要な機能が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			h. 重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(1)h.　重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重（竜巻）に対し，機械的及び機能的な波及的影響により重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
3	また，その施設の倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針			i.　竜巻防護対象施設に対し，竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.3(1)i.竜巻随伴事象を考慮する施設】 竜巻防護対象施設は，危険物貯蔵施設等の火災，屋外タンク等からの溢水及び雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により，その安全機能を損なわない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
5	さらに，重大事故等対処設備についても，竜巻からの影響に対し，必要な機能が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			j.　重大事故等対処設備に対し，竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.3(1)j.竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，重大事故等対処設備が重大事故等に対処に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
21	屋外の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，竜巻防護対象施設及び重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は，拘束することにより浮き上がり又は横滑りを防止し，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。ただし，拘束する車両等の重大事故等対処設備のうち，地震時の移動を考慮して地震後の機能を維持する設備は，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，余長を有する固縛で拘束する。	運用要求 評価要求	屋外の可搬型重大事故等対処設備			e.　重大事故等対処設備 (a)　屋外の重大事故等対処設備	【2.1.3(1)e.(a)　屋外の重大事故等対処設備】 屋外の重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計竜巻の風圧力による荷重に対し，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，位置的分散等を考慮した設置又は保管するとともに，浮き上がり又は横滑りによって飛散させないよう固定・固縛の措置をとることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 ※屋外の重大事故等対処設備が申請される回次にて記載を拡充する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
19	建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重を考慮して他の設備に悪影響を及ぼさないよう，重大事故等対処設備を収納する建屋等により防護する設計とする。	評価要求	（燃料加工建屋） 緊急時対策建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所			(b)　建屋内の重大事故等対処設備	【2.1.3(1)e.(b)　建屋内の重大事等対処設備】 建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，竜巻より防護すべき施設を収納する建屋等により防護する設計とする。 ※重大事故等対処設備を収納する建屋が申請される回次にて記載を拡充する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
7	(1)影響評価における荷重の設定 構造健全性等の評価においては，設計竜巻（最大風速100m／ｓ）による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻）を設定する。 風圧力による荷重，気圧差による荷重としては，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	定義	施設共通　基本設計方針			(2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○基本方針 竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計における構造強度評価は，設計竜巻荷重とそれ以外の荷重の組合せを適切に考慮して，施設の構造強度評価を実施し，その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
11	(2)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	燃料加工建屋			(2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋の外殻を構成する部材は，飛来物の衝撃荷重に対し，貫通及び裏面剥離が生じない最小厚さ以上であることを許容限界として示す。 ・設計荷重(竜巻)に対し，屋根及び耐震壁に終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じないことを許容限界として示す。	「Ⅳ-2　竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する計算書」の補足 ＜空気密度＞ ⇒竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備を収納する建屋の構造強度評価のために設定する風圧力による荷重のパラメータである空気密度の設定根拠について説明 ・［補足外竜巻05］設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度について
18	重大事故等対処設備を収納する建屋等は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の重大事故等対処設備の機能を損なうおそれがない設計とする。	評価要求	（燃料加工建屋） 緊急時対策建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所			(2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋の外殻を構成する部材は，飛来物の衝撃荷重に対し，貫通及び裏面剥離が生じない最小厚さ以上であることを許容限界として示す。 ・設計荷重(竜巻)に対し，屋根及び耐震壁に終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じないことを許容限界として示す。 ※重大事故等対処設備を収納する建屋が申請される回次にて記載を拡充する。	「Ⅳ-2　竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する計算書」の補足 ＜空気密度＞ ⇒竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備を収納する建屋の構造強度評価のために設定する風圧力による荷重のパラメータである空気密度の設定根拠について説明 ・［補足外竜巻05］設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度について
12	工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備			(2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 気圧差荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性域内にとどまることを許容限界として示す。 ※工程室排気設備及びグローブボックス排気設備が申請される回次にて記載を拡充する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
13	非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系			(2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用発電機の給気系及び排気系 気圧差荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性域内にとどまることを許容限界として示す。 ※非常用発電機の給気系及び排気系が申請される回次にて記載を拡充する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
16	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系はその一部を構成する構築物である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止する設計とする。	評価要求	・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系			(2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用発電機の排気系 風荷重及び飛来物の衝撃荷重並びにその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性域内にとどまることを許容限界として示す。 ※非常用発電機の排気系が申請される回次にて記載を拡充する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
17	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価を実施し，周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒			(2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 ・機械的な波及的影響として，倒壊，損傷等が生じても，施設が終局状態に至らない強度を保持することを許容限界として示す。 ・また，施設を構成する主要な部材に塑性ひずみが生じる場合でも，その量が微小なレベルに留まり，破断延性限界に十分な余裕を有することを許容限界として示す。 ・機能的な波及的影響として，竜巻防護対象施設等の機能が損なわなうおそれのある変形を生じないことを許容限界として示す。 ※竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設が申請される回次にて記載を拡充する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
22	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造健全性を維持することにより，重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒	基本方針	V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	(2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設 ・機械的な波及的影響として，倒壊，損傷等が生じても，施設が終局状態に至らない強度を保持することを許容限界として示す。 ・また，施設を構成する主要な部材に塑性ひずみが生じる場合でも，その量が微小なレベルに留まり，破断延性限界に十分な余裕を有することを許容限界として示す。 ・機能的な波及的影響として，竜巻防護対象施設等の機能が損なわなうおそれのある変形を生じないことを許容限界として示す。 ※竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設が申請される回次にて記載を拡充する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
21	屋外の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，竜巻防護対象施設及び重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は，拘束することにより浮き上がり又は横滑りを防止し，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。ただし，拘束する車両等の重大事故等対処設備のうち，地震時の移動を考慮して地震後の機能を維持する設備は，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，余長を有する固縛で拘束する。	運用要求 評価要求	屋外の可搬型重大事故等対処設備			(2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○屋外の重大事故等対処設備 ・固縛装置の連結材は，破断が生じない強度を有していることを許容限界として示す。 ・固定材は，塑性ひずみが生じる場合であっても，終局耐力に対し，十分な強度を有していることを許容限界として示す。 ・基礎部は，弾性状態に留まることを許容限界として示す。 ※屋外の重大事故等対処設備が申請される回次にて記載を拡充する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）

基本設計方針の添付書類への展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項
2	設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針 対象選定	対象選定	V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定	2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は，建屋にて防護されることから，竜巻防護対象施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は，建屋にて防護されることから，重大事故等対処設備を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 ○竜巻防護対象施設 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設についても竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻より防護すべき施設を収納する建屋及び竜巻防護対象施設を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 ※竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備を収納する建屋が申請される回次にて記載を拡充する。	「V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」の補足 ＜竜巻防護対象施設等＞ ⇒安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器のうち，竜巻防護対象施設等を抽出するための考え方をフロー図を用いて説明 ・［補足外竜巻01］竜巻の影響を考慮する施設の抽出について
5	さらに，重大事故等対処設備についても，竜巻からの影響に対し，必要な機能が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針			2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○屋外に設置している重大事故等対処設備 ・屋外に設置している重大事故等対処設備は，竜巻による荷重が作用するため，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に屋外に設置している重大事故等対処設備を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については，添付書類「V-1-1-1-別添1 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出」に示す。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
3	また，その施設の倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針			2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設として，機械的影響を及ぼす可能性がある施設，機能的影響を及ぼす可能性がある施設を抽出し竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 ○竜巻随伴事象 ・また，竜巻随伴事象として想定される火災，溢水，外部電源喪失も考慮し，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設及び竜巻随伴事象を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 ※竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設が申請される回次にて記載を拡充する。	「V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」の補足 ＜波及的影響＞ ⇒竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を選定するための考え方を説明 ・［補足外竜巻02］竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定について
10	なお，設計飛来物よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる重大事故等対処設備及び資機材等は，設置状況を踏まえ，固定，固縛を実施することにより，飛来物とならない設計とする。	冒頭宣言	飛来物発生防止対策 （固縛，固定，車両の入構管理及び退避）	対象選定	V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定	2.2　竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針	【2.2　竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針】 竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し，設計竜巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定，固縛，建屋収納，敷地からの撤去又は頑健な建屋内に収納する。 ※4.にて固縛対象物の選定の考え方を示し，選定結果については，添付書類「V-1-1-1-2-4　竜巻防護に関する屋外の重大事故等対処設備の設計方針」に示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
2	設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 定義	基本方針 対象選定	設計方針	V-1-1-1-2-3 竜巻防護すべき施設の設計方針	2.　設計の基本方針	【2.　設計の基本方針】 ○竜巻の影響を考慮する施設の設計方針について MOX燃料加工施設に影響を与える可能性がある竜巻の発生により竜巻より防護すべき施設が，その安全機能又は重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないようにするため，竜巻の影響を考慮する施設の設計を行う。竜巻の影響を考慮する施設は，設計竜巻に対して，その機能が維持できる設計とする。 竜巻の影響を考慮する施設の設計に当たっては，施設分類ごとの要求機能を整理するとともに，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
11	(2)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	燃料加工建屋	設計方針	V-1-1-1-2-3 竜巻防護すべき施設の設計方針	3.　機能要求及び性能目標 3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
18	重大事故等対処設備を収納する建屋等は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の重大事故等対処設備の機能を損なうおそれがない設計とする。	評価要求	（燃料加工建屋） 緊急時対策建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所			3.　機能要求及び性能目標 3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 重大事故等対処設備を収納する建屋に関する対象の施設，要求機能及び性能目標を説明する。 ※重大事故等対処設備を収納する建屋が申請される回次にて記載を拡充する。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
12	工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備	設計方針	V-1-1-1-2-3 竜巻防護すべき施設の設計方針	3.2　竜巻防護対象施設 (1)　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備は，気圧差荷重に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 ※工程室排気設備及びグローブボックス排気設備が申請される回次にて記載を拡充する。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
13	非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系			3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は，気圧差荷重に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 ※非常用発電機の給気系及び排気系が申請される回次にて記載を拡充する。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)

基本設計方針の添付書類への展開
（第８条　外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項
14	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施設のうち安全機能を損なうおそれがある竜巻防護対象施設であり，建物・構築物による防護対策を講ずることにより，設計荷重（竜巻）による影響に対して，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	設計方針	Ⅴ-1-1-1-2-3 竜巻防護すべき施設の設計方針	3.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【3.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 なお、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は、建屋の迷路構造により防護することから、竜巻防護対象施設を収納する建屋の要求機能及び性能目標に包絡される。 ※非常用発電機の排気系が申請される回次にて記載を拡充する。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
17	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価を実施し，周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒	設計方針	Ⅴ-1-1-1-2-3 竜巻防護すべき施設の設計方針	3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 竜巻防護対象施設は，機械的及び機能的な波及的影響により，設計荷重（竜巻）に対し，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 ※竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設が申請される回次にて記載を拡充する。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
22	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造健全性を維持することにより，重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒			3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 重大事故等対処設備は，機械的及び機能的な波及的影響により，設計荷重（竜巻）に対し，重大事故等対処設備の安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 ※重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設が申請される回次にて記載を拡充する。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
23	(3)竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及びＭＯＸ燃料加工施設の配置から，竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備がその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針	設計方針	Ⅴ-1-1-1-2-3 竜巻防護すべき施設の設計方針	3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○竜巻防護対象施設について 竜巻随伴事象を考慮する施設は，設計荷重（竜巻）に対し，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう要求機能を示す。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
27	竜巻随伴事象として火災，溢水が発生した場合においても，重大事故等対処設備がその機能を損なうおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針			3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○重大事故等対処設備について 竜巻随伴事象を考慮する施設は，設計荷重（竜巻）に対し，重大事故等対処設備の機能を損なわないよう要求機能を示す。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
24	竜竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は火災に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針			3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　火災	【3.5(1)　火災】 ○竜巻防護対象施設について 屋外の危険物貯蔵施設等は，設計荷重（竜巻）に対し，火災が発生したとしても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
28	竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は火災に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針			3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　火災	【3.5(1)　火災】 ○重大事故等対処設備について 屋外の危険物貯蔵施設等は，設計荷重（竜巻）に対し，火災が発生したとしても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
25	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため，「6.　加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。	定義	施設共通　基本設計方針			3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (2)　溢水	【3.5(2)　溢水】 ○竜巻防護対象施設について 屋外タンク等は，設計荷重（竜巻）に対し，溢水が発生したとしても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
29	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針			3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (2)　溢水	【3.5(2)　溢水】 ○重大事故等対処設備について 屋外タンク等は，設計荷重（竜巻）に対し，溢水が発生したとしても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
26	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針			3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○外部電源喪失 非常用所内電源設備は，設計荷重（竜巻）に対し，外部電源喪失が発生したとしても非常用所内電源設備の機能が維持できることを機能設計上の性能目標とする。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
11	(2)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	燃料加工建屋	設計方針 評価	Ⅴ-1-1-1-2-3 竜巻防護すべき施設の設計方針	4.　機能設計 4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針 竜巻より防護すべき施設を収納する建屋である燃料加工建屋の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
18	重大事故等対処設備を収納する建屋等は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の重大事故等対処設備の機能を損なうおそれがない設計とする。	評価要求	(燃料加工建屋) 緊急時対策建屋 第１保管庫・貯水所 第２保管庫・貯水所			4.　機能設計 4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋の設計方針 重大事故等対処設備を収納する建屋に関する設計方針について説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 ※重大事故等対処設備を収納する建屋が申請される回次にて記載を拡充する。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
12	工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備 ・気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排気設備	設計方針 評価	Ⅴ-1-1-1-2-3 竜巻防護すべき施設の設計方針	4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 ※工程室排気設備及びグローブボックス排気設備が申請される回次にて記載を拡充する。	「Ⅳ-2　竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する計算書」の補足 ＜評価対象部位及び組合せ荷重＞＜対象施設の代表性＞＜換気空調設備の竜巻の影響＞ ⇒設計荷重を踏まえた評価部位及び組合せ荷重、設備の代表性及び換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設を説明 ・［補足外竜巻06-1］評価対象部位及び組合せ荷重について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設） ・［補足外竜巻07-1］強度計算に用いる対象設備の代表性について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設） ・［補足外竜巻08］換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について
13	非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系			4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 ※非常用発電機の給気系及び排気系が申請される回次にて記載を拡充する。	「Ⅳ-2　竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する計算書」の補足 ＜評価対象部位及び組合せ荷重＞＜対象施設の代表性＞ ⇒評価対象部位、組合せ荷重及び施設の代表性を説明 ・［補足外竜巻06-2］評価対象部位及び組合せ荷重について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設） ・［補足外竜巻07-2］強度計算に用いる対象設備の代表性について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設）
14	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施設のうち安全機能を損なうおそれがある竜巻防護対象施設であり，建物・構築物による防護対策を講ずることにより，設計荷重（竜巻）による影響に対して，安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針			4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 ※非常用発電機の排気系が申請される回次にて記載を拡充する。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)

基本設計方針の添付書類への展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項
15	具体的には，設計飛来物の侵入を防止するため，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については建物により迷路構造とすることで設計飛来物の侵入を防止する。	設置要求	・燃料加工建屋（非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系の迷路構造）	設計方針	V-1-1-1-2-3 竜巻防護すべき施設の設計方針	4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系について 建屋の迷路構造により防護することから、竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針に包絡される。	＜開口部の防護＞ ⇒非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系について，迷路構造にて防護することを図により説明 ・［補足外竜巻09］　建屋開口部の防護について
16	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系はその一部を構成する構築物である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止する設計とする。	評価要求	・非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系	設計方針 評価		4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系について ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系は，排気筒を十分な板厚とすることで設計飛来物の侵入を防止する設計とする。 ・設計飛来物に対して比較的小さい飛来物である砂利等が開口部から侵入したとしても，侵入した飛来物を除去できるようにダクトは取り外しが可能な設計とする。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 ※非常用発電機の排気系が申請される回次にて記載を拡充する。	「Ⅳ-2　竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する計算書」の補足 ＜排気系の許容応力＞＜設計飛来物の侵入防止の考え方＞ ⇒非常用発電機の排気系に関する、許容応力及び飛来物の侵入防止の考え方を説明 ・［補足外竜巻10］非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の許容応力について ・［補足外竜巻11］非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒に関する設計飛来物の侵入防止の考え方 ＜評価対象部位及び組合せ荷重＞＜対象施設の代表性＞ ⇒非常用発電機の給気系及び排気系に関する、評価対象部位、組合せ荷重及び施設の代表性の考え方を説明 ・［補足外竜巻06-2］評価対象部位及び組合せ荷重について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設） ・［補足外竜巻07-2］強度計算に用いる対象設備の代表性について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設）
17	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価を実施し，周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒	設計方針 評価	V-1-1-1-2-3 竜巻防護すべき施設の設計方針	4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 ※竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設が申請される回次にて記載を拡充する。	「Ⅳ-2　竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する計算書」の補足 ＜評価対象部位及び組合せ荷重＞＜排気筒に求められる機能＞＜対象施設の代表性＞ ⇒設計荷重を踏まえた評価部位及び組合せ荷重、排気筒に求められる機能及び設備の代表性を説明 ・［補足外竜巻06-1］評価対象部位及び組合せ荷重について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設） ・［補足外竜巻07-1］強度計算に用いる対象設備の代表性について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設） ・［補足外竜巻12］気体廃棄物の廃棄設備の排気筒に求められる機能について
22	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造健全性を維持することにより，重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	評価要求	・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒			4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【4.3　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 ※重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設が申請される回次にて記載を拡充する。	― (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
23	(3)竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及びＭＯＸ燃料加工施設の配置から，竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備がその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針	設計方針	V-1-1-1-2-3 竜巻防護すべき施設の設計方針	4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○竜巻防護対象施設について 竜巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。	― (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
27	竜巻随伴事象として火災，溢水が発生した場合においても，重大事故等対処設備がその機能を損なうおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針 施設共通　基本設計方針			4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○重大事故等対処設備について 竜巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。	― (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
24	竜竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は火災に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針			(1)　火災	【4.5(1)　火災】 ○竜巻防護対象施設について 火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の許容温度を超えないように防護対策を講じ，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて考慮する。	― (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
28	竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は火災に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針			(1)　火災	【4.5(1)　火災】 ○重大事故等対処設備について 火災源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，重大事故等対処設備の許容温度を超えないように防護対策を講じ，重大事故等対処設備の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて考慮する。	― (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
25	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため，「6.　加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。	定義	施設共通　基本設計方針			(2)　溢水	【4.5(2)　溢水】 溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能が損なわれないよう必要に応じて防護対策を講じ，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」にて考慮する。	― (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
29	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針			(2)　溢水	【4.5(2)　溢水】 溢水源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，重大事故等対処設備の安全機能が損なわれないよう必要に応じて防護対策を講じ，重大事故等対処設備の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」にて考慮する。	― (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
26	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	施設共通　基本設計方針			(3)　外部電源喪失	【4.5(3)　外部電源喪失】 設計竜巻，設計竜巻と同時に発生する雷・雹等，あるいはダウンバースト等による外部電源喪失に対しては，非常用所内電源設備の安全機能を確保できる設計とすることにより，竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	― (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
20	屋外の重大事故等対処設備は，位置的分散により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	屋外の可搬型重大事故等対処設備	設計方針	V-1-1-1-2-4 竜巻防護に関する屋外の重大事故等対処設備の設計方針	2.　設計の基本方針	【2.　設計の基本方針】 屋外に保管する重大事故等対処設備については，竜巻による風荷重に対して，位置的分散を考慮した保管により，機能を損なわない設計とする。 ※屋外の重大事故等対処設備が申請される回次にて記載を拡充する。	V-1-1-1-2-4　竜巻防護に関する屋外の重大事故等対処設備の設計方針の補足 ＜固縛装置の保守性＞＜固縛装置の設備の代表性＞＜固縛装置の評価対象部位＞ ⇒屋外の重大事故等対処設備に対する浮き上がり又は横滑りの防止、固縛対象物の選定について説明 ・［補足外竜巻13］屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護設計 ・［補足外竜巻14］固縛装置の設計における保守性について ・［補足外竜巻15］固縛装置の設計における設備の代表性について ・［補足外竜巻16］固縛装置の評価対象部位について
						3.　位置的分散による機能維持設計	【3.　位置的分散による機能維持設計】 位置的分散による機能維持の設計方針及び保管場所を示す。 ※屋外の重大事故等対処設備が申請される回次にて記載を拡充する。	
21	屋外の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，竜巻防護対象施設及び重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は，拘束することにより浮き上がり又は横滑りを防止し，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。ただし，拘束する車両等の重大事故等対処設備のうち，地震時の移動を考慮して地震後の機能を維持する設備は，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，余長を有する固縛で拘束する。	運用要求 評価要求	屋外の可搬型重大事故等対処設備	設計方針 評価		4.　悪影響防止のための固縛設計	【4.　悪影響防止のための固縛設計】 屋外の重大事故等対処設備は，浮き上がり又は横滑りを防止し，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするため，固縛の設計方針，固縛対象設備の選定の考え方及び固縛装置の設計方針を示す。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 ※屋外の重大事故等対処設備が申請される回次にて記載を拡充する。	
5	さらに，重大事故等対処設備についても，竜巻からの影響に対し，必要な機能が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	対象選定	V-1-1-1-別添1 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出	2.屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出	【2.屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出】 抽出した重大事故等対処設備について示す。	※補足すべき事項の対象なし (基本的な設計方針であり，詳細設計として展開不要)

基本設計方針の添付書類への展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ．	(イ)以降			第1回	第1回　記載概要	第2回	第2回　記載概要	第3回	第3回　記載概要	第4回	第4回　記載概要	
Ｖ－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針																		
1.								概要	【1. 概要】 ・本添付書類の概要について記載する。	○	概要の記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
2.								竜巻防護に関する基本方針	－									
	2.1							基本方針	【2.1　基本方針】 ・竜巻に対する基本方針を記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
		2.1.1						竜巻より防護すべき施設	【2.1.1　竜巻より防護すべき施設】 ・竜巻より防護すべき施設の基本設計方針を記載する。	○	基本方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
		2.1.2						設計竜巻及び設計飛来物の設定	－									
			(1)					設計竜巻の設定	【2.1.2(1)　設計竜巻の設定】 ・設計竜巻の最大風速は100m／sとすること及び風（台風）の設計は竜巻の設計に包絡されることを記載する。	○	設計竜巻の設定に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
			(2)					設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ・鋼製材を設計飛来物として設定することを記載する。 ・設計飛来物よりも衝撃荷重が大きくなる重大事故等対処設備及び資機材等は飛散させないよう，固定，固縛を実施することを記載する。 ・重大事故等対処設備及び資機材等の固定，固縛並びに車両については周辺防護区域への入構管理及び退避する運用とすることを記載する。 ・砂利は飛来物として考慮しないことを記載する。 ・再処理事業所外からの飛来物が竜巻防護対象施設等まで到達するおそれがないことを記載する。	○	設計飛来物の設定に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	・［補足外竜巻03］飛来物の選定について（竜巻影響評価の風速場モデルについては，本補足説明資料の別紙にて示す） ・［補足外竜巻04］敷地外からの飛来物について
		2.1.3						竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計	【2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計】 ・竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計の概要について記載する。	○	竜巻防護設計の概要に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
			(1)					設計方針	－									
				a.				竜巻防護対象施設を収納する建屋	【2.1.3(1)a.　竜巻の影響を考慮する施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	○	竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備を収納する建屋の設計方針に関する記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
				b.				建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.3(1)b.　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対し安全機能を損なわないよう要求機能を維持する設計とする。	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に関する設計方針を記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
				c.				建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【2.1.3(1)c.　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計荷重（竜巻）に対し安全機能を損なわないよう要求機能を維持する設計とする。	○	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に関する設計方針を記載（非常用発電機の給気系）	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
				d.				竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(1)c.　竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・竜巻防護対象施設等は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重（竜巻）に対し，機械的及び機能的な波及的影響により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないための設計方針を記載する。	○	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設に関する設計方針を記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
				e.				重大事故等対処設備を収納する建屋等	【2.1.3(1)e.　重大事故等対処設備を収納する建屋等】 　重大事故等対処設備を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により施設内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 　また，設計飛来物の衝突に対しては，貫通及び裏面剥離の発生により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	重大事故等対処設備を収納する建屋等に関する設計方針を記載	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	○	第4回で説明する重大事故等対処設備を収納する建屋の対象となる設備を追加	－
				f.				建屋内の重大事故等対処設備	【2.1.3(1)f.　建屋内の重大事等対処設備】 ・建屋内の重大事故等対処設備に関する設計方針を記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の重大事故等対処設備に関する設計方針を記載	○	第3回で説明する建屋内の重大事故等対処設備の対象となる設備を追加	○	第4回で説明する建屋内の重大事故等対処設備の対象となる設備を追加	－
				g.				屋外の重大事故等対処設備	【2.1.3(1)g.　屋外の重大事故等対処設備】 ・屋外の重大事故等対処設備に関する設計方針を記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外の重大事故等対処設備に関する設計方針を記載	－
				h.				重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(1)h.　重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重（竜巻）に対し，機械的及び機能的な波及的影響により重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	○	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設に関する設計方針を記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
				i.				竜巻防護対象施設に対し，竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.3(1)i.竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないとする設計方針を記載する。	○	竜巻随伴事象に対する設計方針を記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
				j.				重大事故等対処設備に対し，竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.3(1)d.竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	竜巻随伴事象に対する設計方針を記載	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	－
			(2)					荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ・竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計における構造強度評価において考慮する荷重の組合せと許容限界を記載する。	○	竜巻防護対象施設を収納する建屋の荷重の組合せ及び許容限界に関する記載	○	第2回で説明する換気設備に係る対象を説明する。	○	第3回で説明する非常用所内電源設備に係る対象を説明する。	○	第4回で説明する屋外の重大事故等対処設備に係る対象を説明する。	・［補足外竜巻05］設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度について
	2.2							適用規格	－									

基本設計方針の添付書類への展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ．	(イ)以降			第1回	第1回　記載概要	第2回	第2回　記載概要	第3回	第3回　記載概要	第4回	第4回　記載概要	
Ⅴ－１－１－１－２－２　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定																		
1.								概要	－									
2.								選定の基本方針	－									
	2.1							竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ・竜巻の影響を考慮する施設の設定の基本方針を記載する。	○	竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針を記載	○	第2回で説明する換気設備に係る対象を説明する。	○	第3回で説明する非常用所内電源設備に係る対象を説明する。	○	第4回で説明する屋外の重大事故等対処設備に係る対象を説明する。	・［補足外竜巻01］竜巻の影響を考慮する施設の抽出について ・［補足外竜巻02］竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定について
	2.2							竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針	【2.2　竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針】 ・竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針を記載する。	○	固縛対象物の選定の基本方針を記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	第4回で説明する固縛対象物に係る対象を説明する。	－
3.								竜巻の影響を考慮する施設の選定	－									
	3.1							竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 竜巻より防護すべき施設を収納する建屋を選定する。	○	竜巻より防護すべき施設を収納する建屋の選定結果を示す	○	第2回で説明する重大事故等対処設備を収納する建屋の選定結果を説明する。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	○	第4回で説明する重大事故等対処設備を収納する建屋の選定結果を説明する。	－
	3.2							建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設を選定する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の選定結果を示す	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	－
	3.3							建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【3.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設を選定する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	第3回で説明する建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の選定結果を説明する。	△	第3回ですべて説明されるため追加事項なし	－
	3.4							竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 竜巻防護対象施設等の機能に，機械的影響，機能的影響の観点から，波及的影響を及ぼし得る施設を抽出する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定結果を示す	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
	3.5							屋外の重大事故等対処設備	【3.7　屋外の重大事故等対処設備】 屋外に設置又は保管している重大事故等対処設備は，竜巻の影響を受けることから，全ての重大事故等対処設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	重大事故等対処設備の選定結果を示す	○	第3回で説明する重大事故等対処設備の選定結果を説明する。	△	第4回で説明する重大事故等対処設備の選定結果を説明する。	－
	3.6							竜巻随伴事象に対する設計	【3.4　竜巻随伴事象を考慮する施設】 火災を考慮する施設として油を内包する屋外の危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所，ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所）や防油堤を選定し，溢水を考慮する施設として屋外タンク等を選定し，外部電源喪失を考慮する施設として非常用所内電源設備を選定する。	○	竜巻随伴事象を考慮する施設の選定結果を示す	△	重大事故等対処設備に対する竜巻随伴事象は，第1回で説明する内容に包絡されるため，追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	－
4.								竜巻防護のための固縛対象物の選定	【4.　竜巻防護のための固縛対象物の選定】 屋外の資機材等及び重大事故等対処設備のうち，固縛を実施するものの選定について，使用する評価式，選定の考え方について示す。	○	固縛対象物の選定方法を示す	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	○	重大事故等対処設備の固縛対象物の選定方法の追加	－
Ⅴ－１－１－１－２－３　竜巻防護すべき施設の設計方針																		
1.								概要	－	－								
2.								設計の基本方針	【2.　設計の基本方針】 ・竜巻の影響を考慮する施設の設計方針について施設分類ごとの要求機能を整理するとともに，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定めることを記載する。	○	竜巻の影響を考慮する施設を施設分類ごとに整理し，性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定めることを記載する。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
3.								要求機能及び性能目標	【3.　要求機能及び性能目標】 ・施設分類ごとに要求機能を整理するとともに，施設分類ごとの要求機能を踏まえた施設ごとの機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を設定することを記載する。	○	施設分類ごとの要求機能を踏まえ，性能目標を設定することを記載する。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
	3.1							竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	－	－								
			(1)					竜巻防護対象施設を収納する建屋	【3.1(1)　竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を記載する。	○	竜巻防護対象施設を収納する建屋の対象施設，要求機能及び性能目標を記載する。	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－
			(2)					重大事故等対処設備を収納する建屋	【3.1(2)　重大事故等対処設備を収納する建屋】 ・重大事故等対処設備を収納する建屋に関する対象の施設，要求機能及び性能目標を記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	第2回で説明する重大事故等対処設備を収納する建屋の対象を追加	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	重大事故等対処設備を収納する建屋の対象施設，要求機能及び性能目標を記載	－
	3.2							建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備，グローブボックス排気設備，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の要求機能及び性能目標を記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を記載 （気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備，グローブボックス排気設備）	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を記載 （非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系）	△	第2回及び第3回ですべて説明されるため追加事項なし	－
	3.3							建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【3.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系に関する要求機能及び性能目標を記載する。	○	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を記載（非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系）	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の対象施設，要求機能及び性能目標を記載（非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系）	△	第1回及び第3回ですべて説明されるため追加事項なし	－
	3.4							竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒に関する要求機能及び性能目標を記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の対象施設，要求機能及び性能目標を記載	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	－
	3.5							竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5　竜巻の影響を考慮する施設に対し，竜巻随伴事象を考慮する施設】 ・竜巻随伴事象を考慮する施設は，対象の施設，要求機能及び性能目標を記載する。	○	竜巻随伴事象を考慮する施設（火災、溢水、外部電源喪失）の対象施設，要求機能及び性能目標を記載	△	重大事故等対処設備に対する竜巻随伴事象は，第1回で説明する内容に包絡されるため，追加事項なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－

基本設計方針の添付書類への展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ．	(イ)以降			第1回	第1回　記載概要	第2回	第2回　記載概要	第3回	第3回　記載概要	第4回	第4回　記載概要	
4.								機能設計	－	－								
	4.1							竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	－	－								
			(1)					竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針	【4.1　竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針】 ・竜巻より防護すべき施設を収納する建屋である燃料加工建屋の設計方針を記載する。	○	竜巻より防護すべき施設を収納する建屋である燃料加工建屋の設計方針を記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
			(2)					重大事故等対処設備を収納する建屋の設計方針	【4.1(2)　重大事故等対処設備を収納する建屋の設計方針】 ・重大事故等対処設備を収納する建屋に関する設計方針を記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	第2回で説明する重大事故等対処設備を収納する建屋の対象を追加	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	第4回で説明する重大事故等対処設備を収納する建屋の対象を追加	－
	4.2							建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・工程室排気設備，グローブボックス排気設備，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系に関する設計方針を記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	工程室排気設備及びグローブボックス排気設備に関する設計方針に関する記載	○	非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系に関する設計方針に関する記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
	4.3							建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系に関する設計方針を記載する。	○	非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系の設計方針に関する記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の設計方針に関する記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
	4.4							竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・気体廃棄物の廃棄設備の排気筒に関する設計方針を記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	気体廃棄物の廃棄設備の排気筒に関する設計方針に関する記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
	4.5							竜巻随伴事象を考慮する施設	－	－								
			(1)					火災	【(1)　火災】 ・火災源と竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備の許容温度を超えないように防護対策を講じ，竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備のその機能に影響を与えない設計とすることを記載する。	○	竜巻随伴事象の火災に対する設計方針を記載	△	重大事故等対処設備に対する竜巻随伴事象（火災）は，第1回で説明する内容に包含されるため，追加事項なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
			(2)					溢水	【(2)　溢水】 ・溢水源と竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備のその機能が損なわれないよう必要に応じて防護対策を講じ，竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備のその機能に影響を与えない設計とすることを記載する。	○	竜巻随伴事象の溢水に対する設計方針記載	△	重大事故等対処設備に対する竜巻随伴事象（溢水）は，第1回で説明する内容に包含されるため，追加事項なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
			(3)					外部電源喪失	【(3)　外部電源喪失】 ・外部電源喪失に対しては，非常用所内電源設備の安全機能を確保できる設計とすることにより，竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とすることを記載する。	○	竜巻随伴事象の外部電源喪失に対する機能設計を記載	△	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
Ⅴ-1-1-1-2-4　竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針																		
1.								概要	－	－								
2.								設計の基本方針	【2.　設計の基本方針】 ・屋外に保管する重大事故等対処設備については，竜巻による風荷重に対して，位置的分散を考慮した保管により，機能を損なわない設計とすることを記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	重大事故等対処設備及び屋外の重大事故等対処設備に対する設計の基本方針に関する記載	・［補足外竜巻13］屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護設計 ・［補足外竜巻14］固縛装置の設計における保守性について ・［補足外竜巻15］固縛装置の設計における設備の代表性について ・［補足外竜巻16］固縛装置の評価対象部位について
3.								位置的分散による機能維持設計	【3.　位置的分散による機能維持設計】 ・位置的分散による機能維持の設計方針及び保管場所を記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	分散による機能維持の設計方針及びそれに基づく屋外重大事故等対処設備の保管場所を記載	
4.								悪影響防止のための固縛設計	【4.　悪影響防止のための固縛設計】 ・屋外の重大事故等対処設備は，浮き上がり又は横滑りを防止し，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするため，固縛の設計方針，固縛対象設備の選定の考え方及び固縛装置の設計方針を記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	固縛の設計方針，固縛対象設備の選定の考え方及び固縛装置の設計方針を記載	
Ⅴ-1-1-1-別添1　屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出																		
1.								概要	－	－								
2.								屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出	抽出した重大事故等対処設備について示す。	－	対象となる設備無しのため，記載事項無し	○	屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	△	第2回ですべて説明されるため追加事項なし	－
Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針																		
Ⅳ-2-1-1-1　竜巻により防護すべき施設を収納する施設の強度計算の方針（燃料加工建屋）																		
1.								概要	－	－								
2.								強度評価の基本方針	－	－								
	2.1							強度評価の対象施設	【2.1　強度評価の対象施設】 ・燃料加工建屋を強度評価の対象とすることを記載する。	○	強度評価の対象施設に関する記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
	2.2							評価方針	【2.2　評価方針】 ・竜巻荷重及びその他の荷重を適切に組み合わせた荷重により生じる応力等に対し，竜巻の影響を考慮する施設が，当該施設の機能を維持可能な構造強度を有すること，衝突評価は外壁が貫通，裏面剥離が生じないことを評価方針として記載する。	○	竜巻に対する強度評価の評価方針に関する記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
3.								構造強度設計	【3.　構造強度設計】 ・燃料加工建屋の外殻を構成する部材を飛来物が貫通せず，また，竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えないために，竜巻より防護すべき施設を収納する施設のうち，その外殻を構成する部材の脱落及び転落が生じない設計とすることを記載する。	○	構造強度設計に関する記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
4.								荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界	【4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 ・竜巻防護対象施設を収納する建屋に作用する荷重の種類，荷重の組合せ，荷重の算定方法及び許容限界を記載する。	○	荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に関する記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
5.								強度評価方法	【5.　強度評価方法】 ・評価条件及び評価対象部位を定め，強度評価方法を記載する。	○	強度評価の手法に関する記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
6.								適用規格	－	－								

基本設計方針の添付書類への展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			第1回	第1回　記載概要	第2回	第2回　記載概要	第3回	第3回　記載概要	第4回	第4回　記載概要	
Ⅳ-2-2　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算書									－	－								
Ⅳ-2-2-1-1　竜巻への配慮が必要な施設を収納する建屋の強度計算書（燃料加工建屋）									燃料加工建屋に対する強度評価結果である衝突評価結果及び構造評価結果を記載する。	○	衝突評価及び構造評価結果を記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
Ⅳ-2-1-2　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針（換気設備）																		
1.								概要	－	－								
2.								強度評価の基本方針	－	－								
	2.1							強度評価の対象施設	【2.1　強度評価の対象施設】 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設の強度評価を行うにあたり，対象となる施設の選定について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設として工程室排気設備，グローブボックス排気設備を，波及的影響を及ぼし得る施設として気体廃棄物の廃棄設備の排気筒を選定する記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	・［補足外竜巻06-1］評価対象部位及び組合せ荷重について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設） ・［補足外竜巻07-1］強度計算に用いる対象設備の代表性について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設） ・［補足外竜巻08］換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について ・［補足外竜巻12］気体廃棄物の廃棄設備の排気筒に求められる機能について
	2.2							評価方針	【2.2　評価方針】 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の構造強度上の性能目標を達成するための評価方針を記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設に関する評価方針を記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	
3.								構造強度設計	【3.　構造強度設計】 工程室排気設備，グローブボックス排気設備及び気体廃棄物の廃棄設備の排気筒の構造強度設計について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている施設及び竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設に関する構造強度設計を記載	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	
4.								荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界	【4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設に作用する荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている施設及び竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設に関する荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界に関する説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	
5.								強度評価方法	－	－								
	5.1							建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に関する評価式	【5.1　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に関する評価式】 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の強度評価に際し、評価条件及び評価対象部位を定めることと，強度評価方法について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の強度評価手法に関する説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	
	5.2							竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設に関する評価式	【5.2　竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設に関する評価式】 竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設である気体廃棄物の廃棄設備の排気筒の強度評価に際し、評価条件及び評価対象部位を定めることと、強度評価方法について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の排気筒の強度評価手法に関する説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	
6.								適用規格	－	－								
Ⅳ-2-2-2　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算書（換気設備）									建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設に関する強度評価結果を説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設に関する強度評価結果を説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
Ⅳ-2-1-3　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針（非常用所内電源設備）																		
1.								概要	－	－								
2.								強度評価の基本方針	－	－								
	2.1							強度評価の対象施設	【2.1　強度評価の対象施設】 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の強度評価を行うにあたり，強度評価する対象施設を分類する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に関する対象施設の選定を説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	・［補足外竜巻09］　建屋開口部の防護について ・［補足外竜巻06-2］評価対象部位及び組合せ荷重について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設） ・［補足外竜巻07-2］強度計算に用いる対象設備の代表性について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設） ・［補足外竜巻10］非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の許容応力について ・［補足外竜巻11］非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒に関する設計飛来物の侵入防止の考え方
	2.2							評価方針	【2.2　評価方針】 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設の構造強度上の性能目標を達成するため，竜巻に対する強度評価について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に関する評価方針を説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	
3.								構造強度設計	【3.　構造強度設計】 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は機能の維持が可能な構造強度を有する設計及びそれを踏まえた評価方針を設定することを記載する。 【3.　構造強度設計】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系は機能の維持が可能な構造強度を有する設計及びそれを踏まえた評価方針を設定することを記載する。。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の構造強度設計に関する説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	
4.								荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界	【4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に作用する荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に関する荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に関する説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	
5.								強度評価方法	－	－								
	5.1							建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に関する評価式	【5.1　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設に関する評価式】 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の強度評価に際し、評価条件及び評価対象部位を定めることと、強度評価方法についてい t 記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の強度評価手法に関する説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	
	5.2							建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に関する評価式	【5.2　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設に関する評価式】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の強度評価に際し、評価条件及び評価対象部位を定めることと、強度評価方法について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の強度評価手法に関する説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	
6.								適用規格	－	－								

基本設計方針の添付書類への展開
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

MOX目次								MOX添付書類構成案	記載概要	申請回次								補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ．	(イ)以降			第1回	第1回　記載概要	第2回	第2回　記載概要	第3回	第3回　記載概要	第4回	第4回　記載概要	
Ⅳ-2-2-3　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算書（非常用所内電源設備）									建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施の強度評価結果に関する説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施の強度評価結果に関する説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－
Ⅳ-2-2-4　重大事等対処設備を収納する建屋の強度計算の方針																		
1.								概要	－	－								
2.								強度評価の基本方針	－	－								
	2.1							強度評価の対象施設	【2.1　強度評価の対象施設】 強度評価を行うにあたり，強度評価する対象施設を分類する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	重大事故等対処設備を収納する建屋の体操施設の選定を説明	・［補足外竜巻13］屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護設計 ・［補足外竜巻14］固縛装置の設計における保守性について ・［補足外竜巻15］固縛装置の設計における設備の代表性について ・［補足外竜巻16］固縛装置の評価対象部位について
	2.2							評価方針	【2.2　評価方針】 構造強度上の性能目標を達成するため，竜巻に対する強度評価について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	重大事故等対処設備を収納する建屋の評価方針を説明	
3.								構造強度設計	【3.　構造強度設計】 重大事等対処設備を収納する建屋は機能の維持が可能な構造強度を有する設計及びそれを踏まえた評価方針について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	重大事故等対処設備を収納する建屋の構造強度設計を説明	
4.								荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界	【4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界】 重大事等対処設備を収納する建屋に作用する荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界を記載する。。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	重大事故等対処設備を収納する建屋の荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に関する説明	
5.								強度評価方法	【5.　強度評価方法】 重大事等対処設備を収納する建屋の強度評価に際し、評価条件及び評価対象部位を定めること、強度評価方法について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	重大事故等対処設備を収納する建屋の強度評価手法に関する説明	
6.								適用規格	－	－								
Ⅳ-2-2-4　重大事等対処設備を収納する建屋の強度計算書									重大事故等対処設備を収納する建屋の強度結果を説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	重大事故等対処設備を収納する建屋の強度結果を説明	－
Ⅳ-2-1-5　屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算の方針																		
1.								概要	－	－								
2.								基本方針	－	－								
	2.1							固縛対象設備の選定	【2.1　固縛対象設備の選定】 固縛対象物の選定の考え方及び抽出した屋外の重大事故等対処設備を示す。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外重大事故等対処設備の固縛装置に関する固縛対象設備の選定を説明	－
	2.2							固縛装置の構造	【2.2　固縛装置の構造】 固縛装置の構造及び構成要素を示す。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外重大事故等対処設備の固縛装置に関する構造を説明	－
	2.3							荷重及び荷重の組合せ	【2.3　荷重及び荷重の組合せ】 ・荷重の種類や竜巻による荷重（浮き上がり荷重、横滑り荷重）について示す。 ・組合せる荷重について示す。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外重大事故等対処設備の固縛装置に関する荷重及び荷重の組合せを説明	－
3.								設計方針	【3.　設計方針】 評価対象の構造，要素ごとに設計方針を示す。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外重大事故等対処設備の固縛装置の設計方針に関する説明	－
4.								評価方針	【4.　評価方針】 評価対象の構造を踏まえ，作用する荷重，伝達を考慮し，評価対象部位を選定及び評価方針を示す。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外重大事故等対処設備の固縛装置に関する評価方針を説明	－
5.								許容限界	【5.　許容限界】 評価対象部位ごとに許容限界を示す。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外重大事故等対処設備の固縛装置に関する許容限界を説明	－
6.								強度評価方法	【6.　強度評価方法】 屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の強度評価に際し、評価条件及び評価対象部位を定めること及び強度評価方法について記載する。	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度評価手法に関する説明	－
7.								適用規格	－	－								
Ⅳ-2-2-5　屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算書									屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度評価結果を説明	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	－	対象となる設備なしのため、説明なし	○	屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度評価結果を説明	－

凡例
・「申請回次」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

令和３年10月５日　Ｒ１

別紙４

添付書類の発電炉との比較

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
V-1-1-2-3-1　竜巻への配慮に関する基本方針 1. 概要 本資料は，発電用原子炉施設の竜巻防護設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第 7 条及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に適合することを説明し，技術基準規則第 54 条及び解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても説明するものである。	Ｖ－１－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針 1.　概要 本資料は，MOX 燃料加工施設の竜巻防護設計が「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第八条に適合することを説明し，技術基準規則第三十条に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても説明するものである。	適合を確認する規則の差異によるものであり，新たな論点が生じるものではない 誤記のため修正。
2. 竜巻防護に関する基本方針 2.1 基本方針 外部事象防護対象施設が，設計竜巻によりその安全機能が損なわれないよう，設計時にそれぞれの施設の設置状況等を考慮して，竜巻より防護すべき施設に対する設計竜巻からの影響を評価し，外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は，影響に応じた防護対策を講じる設計とする。重大事故等対処設備は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように，添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の位置的分散，悪影響防止，環境条件等を考慮した設計とする。 添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「3.1.1 (2) 風（台風）」を踏まえ，風（台風）に対する設計についても，竜巻に対する設計で確認する。確認結果については本資料で示し，包括関係を確認する。	2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針 安全機能を有する施設が，設計竜巻によりその安全機能が損なわれないよう，設計時にそれぞれの施設の設置状況等を考慮して，竜巻より防護すべき施設に対する設計竜巻からの影響を評価し，安全機能を有する施設が安全機能を損なうおそれがある場合は，影響に応じた防護対策を講ずる設計とする。重大事故等対処設備は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように，添付書類「Ｖ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」※の位置的分散，悪影響防止，環境条件等を考慮した設計とする。 添付書類「Ｖ－１－１－１－１－１　MOX 燃料加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「3.1.1　（１）　風（台風）」に対する設計及び添付書類「Ｖ－１－１－１－３－１　火山への配慮に関する基本方針」の「2.1.2　設計に用いる降下火砕物特性」に記載している粒子の衝撃荷重による影響についても，竜巻に対する設計で確認する。	施設名称等の差異であり，新たな論点が生じるものではない。 基本設計方針の記載を参考に記載 火山の記載を受けた追記であり，先行炉でも同様の記載が火山側にあることから，新たに論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	竜巻より防護すべき施設に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	施設名称等の差異であり，新たな論点が生じるものではない。 基本設計方針の記載を参考に修正
	設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて，管理する。	基本設計方針からの展開を受け，追記した。
2.1.1 竜巻より防護すべき施設 添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」に従い，竜巻より防護すべき施設は，外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備とする。	2.1.1　竜巻より防護すべき施設 事業許可（変更許可）を受けたとおり，竜巻より防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 竜巻より防護すべき施設は，竜巻防護対象施設等及び重大事故等対処設備とする。 ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できな	事業許可（変更許可）の記載に合わせて竜巻防護対象施設等を定義したものであり，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>い場合には，関連する工程を停止することを保安規定に定めて，管理することを「安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて説明する。</td><td></td></tr>
<tr><td>2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定
設計竜巻及び設計飛来物の設定について，以下に示す。
(1) 設計竜巻
設計竜巻の最大風速は 100 m/s と設定する。設計竜巻の最大風速 100 m/s に対して，風（台風）の風速は 30 m/s であるため，風（台風）の設計は竜巻の設計に包絡される。</td><td>2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定
設計竜巻及び設計飛来物の設定について，以下に示す。
(1) 設計竜巻の設定
事業許可（変更許可）を受けたとおり，設計竜巻の最大風速は 100m／s とする。設計竜巻の最大風速 100m／s に対して，風（台風）の風速は 41.7m／s であるため，風（台風）の設計は竜巻の設計に包絡される。</td><td>立地条件の差異によるものであるため，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</td></tr>
<tr><td>具体的な設計方針を，添付書類「V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」に示す。</td><td>具体的な設計方針を，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－３　竜巻防護に関する施設の設計方針」に示す。</td><td></td></tr>
<tr><td>(2) 設計飛来物
設置（変更）許可を受けたとおり，固縛等の運用，管理を考慮して，飛来した場合に運動エネルギ又は貫通力が最も大きくなる鋼製材（長さ 4.2 m×幅 0.3 m×高さ 0.2 m，質量 135 kg，飛来時の水平速度 51 m/s，飛来時の鉛直速度 34 m/s）を設計飛来物として設定する。また，評価対象物の設置状況及びその他環境状況に応じて，砂利についても，評価において設計飛来物に代わる飛来物として設定する。</td><td>(2) 設計飛来物の設定
事業許可（変更許可）を受けたとおり，固縛等の運用，管理を考慮して，鋼製材（長さ×幅×奥行 4.2m×0.3m×0.2m）を設計飛来物として設定する。

第 2.1.2-1 表に加工施設における設計飛来物の諸元を示す。
第 2.1.2-1 表　加工施設における設計飛来物
<table><tr><th>飛来物の種類</th><th>鋼製材</th></tr><tr><td>寸法
(m)</td><td>長さ×幅×奥行
4.2×0.3×0.2</td></tr><tr><td>質量
(kg)</td><td>135</td></tr><tr><td>最大水平速度</td><td>51</td></tr></table></td><td>事業許可（変更許可）を受けた記載であり，新たな論点が生じるものではない。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td><table><tr><td>(m／s)</td><td></td></tr><tr><td>最大鉛直速度
(m／s)</td><td>34</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>なお，東海発電所を含む当社敷地内において，飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物である鋼製材より大きな資機材等については，その保管場所，設置場所等を考慮し，外部事象防護対象施設，防護対策施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設に衝突し，外部事象防護対象施設の機能に影響を及ぼす可能性がある場合には，固縛，固定又は外部事象防護対象施設，防護対策施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設からの離隔，撤去並びに車両の入構管理及び退避を実施することを保安規定に定め，運用を行う。</td><td>飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備及び資機材等については設置場所等を考慮し，竜巻より防護すべき施設に衝突し竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある場合には，固定，固縛並びに車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避場所への退避を実施することを保安規定に定めて，管理する。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>設計飛来物に対して比較的小さい砂利が飛来物として考えられる。竜巻防護対象施設を収納する建屋は，建物・構築物による防護を基本としていることから，砂利は飛来物として考慮する必要はない。
なお，降下火砕物の粒子は，砂よりも硬度が低い特性を持つため降下火砕物の粒子の衝突による影響は小さく，設計飛来物の影響に包絡される。</td><td>砂利及び粒子の影響に関する明確化のための記載であることから，新たな論点が生じるものではない。</td></tr>
<tr><td>また，当社敷地近傍の隣接事業所から，上記の設計飛来物（鋼製材）の運動エネルギ又は貫通力を上回る飛来物が想定される場合は，隣接事業所との合意文書に基づきフェンス等の設置により飛来物となるものを配置できない設計とすること若しくは当該飛来物の衝撃荷重を考慮した設計荷重に対し，当該飛来物が衝突し得る外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設（以下「外部事象防護対象施設等」という。）の構造健全性を確</td><td>また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると，ブレードが竜巻防護対象施設等まで到達するおそれはないこ</td><td>基本設計方針の記載を受け，敷地外からの飛来物に対する記載を追記した。
選定結果は，添付書類「Ｖ-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」にて説明する。</td></tr>
</table>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
保する設計とすること若しくは当該飛来物による外部事象防護対象施設の損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること若しくは安全上支障のない期間で修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで，その安全機能を損なわない設計とするとともに，運用に関する事項は保安規定に定める。 なお，隣接事業所からの飛来物は，東海第二発電所及び東海発電所構内の現地調査によって確認した飛来物源を参考に，隣接事業所内に配置されることが想定でき，外部事象防護対象施設等に到達する可能性を有し，運動エネルギ又は貫通力が最大の物品として車両を設定する。	とから，ブレードは飛来物として考慮しない。	敷地周辺の状況の差異によるものであるため，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
固縛対象物の選定に当たっては，添付書類「V-1-1-2-3-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に従った方針を保安規定に示す。	固縛対象物の選定にあたっては，添付書類「Ｖ―１－１－１－２－２　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に従った方針を保安規定に示す。	
2.1.3 竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計方針 「2.1.1 竜巻より防護すべき施設」にて設定した施設について，「2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定」にて設定した設計竜巻による荷重（設計竜巻の風圧力による荷重，気圧差による荷重及び設計飛来物等による衝撃荷重を組み合わせた荷重）（以下「設計竜巻荷重」という。）及びその他考慮すべき荷重に対する竜巻防護設計を実施する。竜巻より防護すべき施設に対し，それぞれの設置状況等を踏まえ，設計竜巻荷重に対する影響評価を実施し，影響評価の結果を踏まえて，竜巻の影響について評価を行う施設（以下「竜巻の影響を考慮する施設」という。）を選定する。竜巻の影響を考慮する具体的な施設については，添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示し，選定したそれぞれの施設に対する詳細設計について，屋外の重大事故等対処設備以外については，添付書類「V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の	2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計 「2.1.1 竜巻より防護すべき施設」にて設定した施設について，「2.1.2 設計竜巻及び設計飛来物の設定」にて設定した設計竜巻による荷重（設計竜巻の風圧力による荷重，気圧差による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重を組み合わせた荷重）（以下「設計竜巻荷重」という。）及びその他考慮すべき荷重を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻）に対する竜巻防護設計を実施する。竜巻より防護すべき施設に対し，それぞれの設置状況等を踏まえ，設計竜巻荷重に対する影響評価を実施し，影響評価の結果を踏まえて，竜巻の影響について評価を行う施設（以下「竜巻の影響を考慮する施設」という。）を選定する。竜巻の影響を考慮する具体的な施設については，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－２　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に示し，選定したそれぞれの施設に対する詳細設計について，屋外の重大事故等対処設備以外については，	言葉の定義のための記載であり，記載の差異により新たに論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
設計方針」に，屋外の重大事故等対処設備については，添付書類「V-1-1-2-3-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に示す。	添付書類「Ｖ－１－１－１－２－３　竜巻防護に関する施設の設計方針」に，屋外の重大事故等対処設備については，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－４　竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に示す。	
(1) 設計方針	(1)　設計方針 a.　竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 また，設計飛来物の衝突に対しては，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	文章構成上の記載順序の違いによるもの（発電炉2.1.3(1)d.に記載）
a. 外部事象防護対象施設 外部事象防護対象施設は，設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対して，その施設に要求される機能を維持する設計とする。外部事象防護対象施設における配置，施設の構造等を考慮した設計方針を以下に示す。		基本設計方針における分類の違いであり，各項目にて具体的な設計方針を述べていることから，記載の差異により新たに論点が生じるものではない。
(a) 屋外の外部事象防護対象施設 屋外の外部事象防護対象施設は，設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，施設に要求される機能を維持する設計とする。なお，このとき外部事象防護対象施設が安全機能を損なうおそれがある場合は，防護措置として防護対策施設を設置する等の防護対策を講じる設計とする。 (b) 屋内の外部事象防護対象施設		当社に対象の施設がないため、新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
イ．屋内の外部事象防護対象施設は，設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，建屋等の竜巻より防護すべき施設を内包する施設により防護する設計とする。		建屋内の竜巻防護対象施設は，防護設計が当社(1)c.にと重複するため、新たな論点が生じるものではない。
ロ．外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設は，設計竜巻の気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，施設に要求される機能を維持する設計とする。	b.建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対し，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，施設に要求される機能を維持する設計とする。	
ハ．建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設は，設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，施設に要求される機能を維持する設計とする。設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重により安全機能を損なうおそれがある場合には，防護措置として防護対策施設を設置する等の防護対策を講じる設計とする。	c.建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計荷重（竜巻）に対し，竜巻時及び竜巻通過後において，安全機能を損なわないよう，建物・構築物により防護する設計とする。	発電炉固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。
	d.竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設等は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重（竜巻）に対し，機械的及び機能的な波及的影響により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 機械的な波及的影響としては，設計荷重（竜巻）に対し，竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設や重大事故等対処設備，資機材等の倒壊，損傷，飛散等により竜巻防護対象施設等に与える影響を考慮し，機能的影響としては，設計荷重（竜巻）に対し，竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の損傷等による竜巻防護対象施設等の機能喪失を考慮する。	文章構成上の記載順序の違いによるもの（発電炉2.1.3(1)e.に記載）

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
	e.重大事故等対処設備を収納する建屋等 重大事故等対処設備を収納する建屋等については，重大事故等対処設備を収納する建屋等の申請に合わせて，次回以降に詳細を説明する。	基本設計方針の記載を受け，「竜巻より防護すべき施設」をa.とe.に分割したことによる違いであり，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
	f.　建屋内の重大事故等対処設備 建屋内の重大事故等対処設備については，重大事故等対処設備の申請に合わせて，次回以降に詳細を説明する。	文章構成上の記載順序の違いによるもの（発電炉2.1.3(1)b.(b)に記載）
b.　重大事故等対処設備 (a)　屋外の重大事故等対処設備 屋外の重大事故等対処設備は，添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき，竜巻時及び竜巻通過後において，設計竜巻の風圧力による荷重に対し，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，位置的分散等を考慮した設置又は保管とともに，浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備並びに使用済燃料プールの冷却設備及び注水設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突する可能性がある設備に対し，飛散させないよう固縛の措置をとることにより，設計基準事故対処設備等や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備が同時に損傷しない設計とする。なお，具体的な設計方針については，添付書類「V-1-1-2-3-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に記載する。	g.　屋外の重大事故等対処設備 屋外の重大事故等対処設備については，重大事故等対処設備の申請に合わせて，次回以降に詳細を説明する。	
(b)　屋内の重大事故等対処設備		文章構成上の記載順序の違

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
屋内の重大事故等対処設備は，添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づき，竜巻時及び竜巻通過後において，設計竜巻の風圧力による荷重に対し，環境条件を考慮しても，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわず，また設計基準事故対処設備等や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさないよう，竜巻より防護すべき施設を内包する施設により防護する設計とする。		いによるもの（当社2.1.3(1)f.に記載）
	h. 重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設 重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設については，重大事故等対処設備の申請に合せて，次回以降に詳細を説明する。	基本設計方針に合わせて重大事故等対処設備の記載を明確化により記載の差異による新たな論点が生じるものではない。
c. 防護対策施設 防護対策施設は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，内包する外部事象防護対象施設が安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が外部事象防護対象施設に衝突することを防止可能な設計とする。 また，防護対策施設は，その他考えられる自然現象（地震等）に対して，外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。		防護対策設備は発電炉固有の設計上の考慮であり，MOX燃料加工施設に対象の設備がないため，新たな論点が生じるものではない。
d. 竜巻より防護すべき施設を内包する施設 竜巻より防護すべき施設を内包する施設は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，内包する竜巻より防護すべき施設の安全機能を損なわないよう，設計飛来物等が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止可能な設計とする。		文章構成上の記載順序の違いによるもの（当社2.1.3(1)a.及びe.に記載）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
e. 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 外部事象防護対象施設等は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，機械的及び機能的な波及的影響により外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 機械的な波及的影響としては，設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設や重大事故等対処設備，資機材等の倒壊，損傷，飛散等により外部事象防護対象施設等に与える影響を考慮し，機能的影響としては，設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の損傷等による外部事象防護対象施設の機能喪失を考慮する。		文章構成上の記載順序の違いによるもの（当社 2.1.3(1)d.に記載）
f. 竜巻随伴事象を考慮する施設 外部事象防護対象施設は，竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及び発電所における施設の配置から想定される，危険物貯蔵施設の火災，屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失によって，その安全機能を損なわない設計とする。 竜巻随伴による火災に対しては，火災による損傷の防止における想定に包絡される又は火災を起こさない設計とする。 なお，竜巻随伴による溢水に対しては，溢水による損傷の防止における溢水量の想定に包絡される又は溢水を起こさない設計とする。 さらに，竜巻随伴による外部電源喪失に対しては，外部電源喪失を生じない又は代替設備による電源供給が可能な設計とする。	i. 竜巻防護対象施設に対し，竜巻随伴事象に対する設計 竜巻防護対象施設は，竜巻による随伴事象として過去の竜巻被害の状況及び MOX 燃料加工施設における施設の配置から想定される，危険物貯蔵施設等の火災，屋外タンク等からの溢水及び設計竜巻又は設計竜巻と同時に発生する雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により，その安全機能を損なわない設計とする。 竜巻随伴による火災に対しては，火災による損傷の防止における想定に包絡される又は火災を起こさない設計とする。 なお，竜巻随伴による溢水に対しては，溢水による損傷の防止における溢水量の想定に包絡される又は溢水を起こさない設計とする。 さらに，竜巻随伴による外部電源喪失に対しては，外部電源喪失を生じない又は非常用所内電源設備による電源供給が可能な設計とする。	基本設計方針に合わせて竜巻防護対象施設と重大事故等対処設備に分割。随伴事象に対する設計方針に違いはないことから，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
	j.重大事故等対処設備に対し,竜巻随伴事象に対する設計 重大事故等対処設備については,重大事故等対処設備の申請に合せて,次回以降に詳細を説明する。	基本設計方針に合わせて竜巻防護対象施設と重大事故等対処設備に分割。随伴事象に対する設計方針に違いはないことから，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
(2) 荷重の組合せ及び許容限界 竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計における構造強度評価は,以下に示す設計竜巻荷重とそれ以外の荷重の組合せを適切に考慮して，施設の構造強度評価を実施し,その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認する。 設計竜巻荷重の算出については，添付書類「Ｖ-3-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 a. 荷重の種類 (a) 常時作用する荷重 常時作用する荷重としては,持続的に生じる荷重である自重及び上載荷重を考慮する。 (b) 設計竜巻荷重 設計竜巻荷重としては，設計竜巻の風圧力による荷重,気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を考慮する。飛来物による衝撃荷重としては,設計飛来物等が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。これらの荷重は短期荷重とする。 (c) 運転時の状態で作用する荷重 運転時の状態で作用する荷重としては,配管等にかかる内圧やポンプのスラスト荷重等の運転時荷重を考慮する。	(2) 荷重の組合せ及び許容限界 竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計における構造強度評価は,以下に示す設計竜巻荷重とそれ以外の荷重の組合せを適切に考慮して，施設の構造強度評価を実施し,その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認する。 設計竜巻荷重の算出については，添付書類「Ｖ-1-別添1-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 a. 荷重の種類 (a) 通常時に作用している荷重 通常時に作用している荷重としては,持続的に生じる荷重を考慮する。 (b) 設計竜巻荷重 設計竜巻荷重としては，設計竜巻の風圧力による荷重,気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を考慮する。飛来物による衝撃荷重としては,設計飛来物である鋼製材が衝突する場合の荷重を設定することを基本とする。これらの荷重は短期荷重とする。 (c) 運転時の状態で作用する荷重 運転時の状態で作用する荷重としては,配管等にかかる内圧等の運転時荷重を考慮する。 (d) 積雪荷重	環境条件による差異である

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	その他の自然現象による荷重として，積雪荷重を考慮する。	ため，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
b．荷重の組合せ (a)　竜巻の影響を考慮する施設の設計における荷重の組合せとしては，常時作用する荷重，設計竜巻荷重及び運転時の状態で作用する荷重を適切に考慮する。 (b)　設計竜巻荷重については，対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 (c)　飛来物による衝突の設定においては，評価に応じて影響の大きくなる向きで衝突するように設定する。さらに，衝突断面積についても，影響が大きくなるような形状として設定する。 (d)　常時作用する荷重及び運転時の状態で作用する荷重については，組み合わせることで設計竜巻荷重の抗力となる場合には，保守的に組み合わせないことを基本とする。	b．荷重の組合せ (a)　竜巻の影響を考慮する施設の設計における荷重の組合せとしては，通常時に作用している荷重，設計竜巻荷重，運転時の状態で作用する荷重及び積雪荷重を適切に考慮する。 (b)　設計竜巻荷重及び積雪荷重については，対象とする施設の設置場所及びその他の環境条件によって設定する。 (c)　飛来物による衝突の設定においては，評価に応じて影響の大きくなる向きで衝突するように設定する。さらに，衝突断面積についても，影響が大きくなるような形状として設定する。 (d)　通常時に作用している荷重及び運転時の状態で作用する荷重については，組み合わせることで設計竜巻荷重の抗力となる場合には，保守的に組み合わせないことを基本とする。	
c．許容限界 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の許容限界は「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（改正 平成 26 年 9 月 17 日原規技発第 1409172 号 原子力規制委員会）を参照し，設計竜巻荷重と地震荷重との類似性，規格等への適用性を踏まえ，「原子力発電所耐震設計技術指針ＪＥＡＧ４６０１-1987」（(社) 日本電気協会），「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 ＪＥＡＧ４６０１－補 1984」（(社) 日本電気協会）及び「原子力発電所耐震設計技術指針 ＪＥＡＧ４６０１－1991 追補版」（(社) 日本電気協会）（以下「ＪＥＡＧ４６０１」という。）等の安全上適切と認められる規格及び基準又は	c．許容限界 竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備の許容限界は「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（改正 平成 26 年 9 月 17 日原規技発第 1409172 号 原子力規制委員会）を参照し，設計竜巻荷重と地震荷重との類似性，規格等への適用性を踏まえ，「原子力発電所耐震設計技術指針ＪＥＡＧ４６０１-1987」（(社) 日本電気協会），「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 ＪＥＡＧ４６０１－補 1984」（(社) 日本電気協会）及び「原子力発電所耐震設計技術指針 ＪＥＡＧ４６０１－1991 追補版」（(社) 日本電気協会）（以下「ＪＥＡＧ４６０１」という。）等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で	

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
試験等で妥当性が確認されている値を用いて,以下のことを確認する。 (a)　外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち外部事象防護対象施設と同一設備 外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち外部事象防護対象施設と同一設備の許容限界は,設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し,構成する主要構造部材が，おおむね弾性状態に留まることとする。 (b) 屋外の重大事故等対処設備に取り付ける固縛装置 屋外の重大事故等対処設備に取り付ける固縛装置の許容限界は，設計竜巻の風圧力による荷重に対し，固縛状態を維持するために,固縛装置の構成部材である連結材は破断が生じないよう十分な強度を有していること,固定材は塑性ひずみが生じる場合であっても,終局耐力に対し十分な強度を有すること及び基礎部は,取替が容易でないことから，弾性状態に留まることとする。 <u>(c) 防護対策施設</u> 防護対策施設の構成品である防護ネットは,設計竜巻の風圧力による荷重,設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し,主要な構造部材の破断が生じないよう，破断荷重に対して十分な余裕を持った強度を有し,たわみを生じても,設計飛来物が外部事象防護対象施設と衝突しないよう外部事象防護対象施設との離隔を確保できることとする。 防護対策施設の構成品である防護鋼板は,設計竜巻の風圧力による荷重,設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し,設計飛来物が外部事象防護対象施設と衝突へ衝突することを防止するために，設計飛来物が,防護鋼板を貫通せず,外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないものとする。	妥当性が確認されている値を用いて,以下のことを確認する。 (a) 竜巻より防護すべき施設 竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備のうち竜巻防護対象施設と同一設備の許容限界については,重大事故等対処設備の申請に合わせて，次回以降に詳細を説明する。 (b) 屋外の重大事故等対処設備に取り付ける固縛装置 屋外の重大事故等対処設備に取り付ける固縛装置の許容限界については,屋外の重大事故等対処設備の申請に合わせて，次回以降に詳細を説明する。	将来的にSA設備増設も対応できるように記載を適正化。許容限界が変わるものではないことから，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 防護対策設備は発電炉固有の設計上の考慮であり，MOX燃料加工施設に対象の設備がないため，新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
防護ネット及び防護鋼板の支持構造物である架構は,設計竜巻の風圧力による荷重,設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重が防護ネット及び防護鋼板に作用する場合には,主要な構造部材に塑性ひずみが生じる場合であっても,その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し,外部事象防護対象施設の安全機能を損なわないよう防護ネット等を支持出来るようにする。また，設計竜巻の風圧力による荷重，設計飛来物による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重が主要な構造部材に直接作用した際にも,主要な構成部材は貫通せず又構成部材の損傷に伴う架構の崩壊に至らず,外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないものとする。 車両防護柵とする架構は，設計竜巻の風圧力による荷重,設計飛来物等による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重が架構に直接作用した際に,設計飛来物等が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために,主要な構造部材は貫通せず,部材が終局状態に至るような荷重が生じないこととする。 竜巻の影響に対する防護機能を期待する扉は,設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し,扉の外殻を構成する部材が貫通を生じない最小必要厚さ以上とし,外部事象防護対象施設が波及的影響を受けないよう,主要な構造部材が終局状態に至るような荷重が生じないこととする。		
(d) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設 竜巻より防護すべき施設を内包する施設については,設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対して,主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないこととする。また，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材が,評価式に基づく貫通を生じない最小必要厚さ以上とすること,及び竜巻より防護すべき施設が波及的影響を受けないよう,竜巻より防護すべき	(c) 竜巻より防護すべき施設を収納する施設 竜巻より防護すべき施設を収納する施設については設計荷重（竜巻）に対して，主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないこととする。また，竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻を構成する部材が,評価式に基づく貫通を生じない最小必要厚さ以上とすること,及び竜巻より防護すべき施設が波及的影響を受けないよう,竜巻より防護すべき施設を収納する施設の	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
施設を内包する施設の外殻を構成する部材が裏面剥離を生じない最小必要厚さ以上とすることとし，主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないこととする。	外殻を構成する部材が裏面剥離を生じない最小必要厚さ以上とすることとし，主要な構造部材が終局状態に至るようなひずみ又は荷重が生じないこととする。	
(e)　外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設は，倒壊，損傷等が生じる場合においても，機械的影響により外部事象防護対象施設等の必要な機能を損なわないよう十分な離隔を確保するか又は施設が終局状態に至ることがないよう構造強度を保持することとする。また，施設を構成する主要な構造部材に塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，外部事象防護対象施設等の安全機能を損なわないようにする。また，機能的影響により外部事象防護対象施設の必要な機能を損なわないよう，機能喪失に至る可能性のある変形を生じないこととする。	(d)竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設については，換気設備の申請に合わせて，次回以降に詳細を説明する。	
2.2 適用規格 適用する規格，基準等を以下に示す。 ・建築基準法及び同施行令 ・「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成 2 年 8 月 30 日 原子力安全委員会)」 ・「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編ＪＥＡＧ４６０１－補 1984」(社) 日本電気協会 ・「原子力発電所耐震設計技術指針 ＪＥＡＧ４６０１－1987」(社) 日本電気協会 ・「原子力発電所耐震設計技術指針 ＪＥＡＧ４６０１－1991 追補版」(社) 日本電気協会	2.2　適用規格 適用する規格，基準等を以下に示す。 ・建築基準法・同施行令・同告示 ・青森県建築基準法施行細則 ・原子力発電所耐震設計技術指針　JEAG4601-1987((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針　重要度分類・許容応力編　JEAG4601・補-1984((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針　JEAG4601-1991　追補版((社)日本電気協会) ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 -許容応力度設計法((社)日本建築学会，1999)	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
・「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ＪＳＭＥ ＳＮＣ１-2005/2007」（社）日本機械学会 ・ＩＳＥＳ７６０７-３「軽水炉構造機器の衝撃荷重に関する調査 その３ ミサイルの衝突による構造壁の損傷に関する評価式の比較検討」（高温構造安全技術研究組合） ・「タービンミサイル評価について」（昭和 52 年 7 月 20 日 原子炉安全専門審査会） ・ Methodology for Performing Aircraft Impact Assessments for New Plant Designs (Nuclear Energy Institute 2011 Rev8 (NEI07-13)) ・「コンクリート標準示方書 設計編」((社) 土木学会, 2007 改定) ・「コンクリート標準示方書 設計編」((社) 土木学会, 2012 改定) ・「コンクリート標準示方書 構造性能照査編」((社) 土木学会, 2002 改定) ・「建築物荷重指針・同解説」((社) 日本建築学会, 2004 改定) ・「鋼構造設計規準－許容応力度設計法－」((社) 日本建築学会, 2005 改定) ・「各種合成構造設計指針・同解説」((社) 日本建築学会, 2010 改定) ・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」((社) 日本建築学会, 1988) ・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」((社) 日本建築学会, 1999) ・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」((社) 日本建築学会, 2010) ・「容器構造設計指針・同解説」((社) 日本建築学会, 2010) ・「塔状鋼構造設計指針・同解説」((社) 日本建築学会, 1980)	・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建築学会, 2005) ・ Methodology for Performing Aircraft Impacts Assessments for New Plant Designs(Nuclear Energy Institute 2011 Rev 8P(NEI07-13)) ・原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第 1409172 号) ・日本産業規格(ＪＩＳ) ・「発電用原子力設備規格設計・建設規格 ＪＳＭＥ ＳＮＣ１-2005/2007」（社）日本機械学会 ・「建築物荷重指針・同解説」((社) 日本建築学会, 2004 改定) ・「鋼構造設計規準－許容応力度設計法－」((社) 日本建築学会, 2005 改定) ・「2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」（国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 2015) ・「新版機械工学便覧」（1987 年日本機械学会編） ・「容器構造設計指針・同解説」((社) 日本建築学会, 2010 改定) ・「ステンレス建築構造設計基準・同解説 第 2 版」(ステンレス構造建築協会) ・「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(原子力規制委員会)	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
・「煙突構造設計指針」((社) 日本建築学会，2007) ・「鋼構造塑性設計指針」((社) 日本建築学会，2010 改定) ・「鋼構造接合部設計指針」(社) 日本建築学会(2012 改定) ・「煙突構造設計施工指針」((一財) 日本建築センター，1982) ・「2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」(国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 2015) ・「新版機械工学便覧」(日本機械学会編，1987) ・「伝熱工学資料（改訂第 4 版)」((社) 日本機械学会，1986) ・「小規模吊橋指針・同解説」((社) 日本道路協会，2008) ・「道路橋示方書・同解説 Ⅱ鋼橋編，Ⅳ下部構造編」(社) 日本道路協会，2012) ・日本工業規格(ＪＩＳ) なお，「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」（昭和 55 年通商産業省告示第 501 号，最終改正平成 15 年 7 月 29 日経済産業省告示第 277 号）に関する内容については，「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005 年版（2007 年追補版を含む)）＜第Ｉ編 軽水炉規格＞ ＪＳＭＥ Ｓ ＮＣ１ 2005/2007」((社) 日本機械学会）に従うものとする。		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
V-1-1-2-3-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 1. 概要 本資料は，添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」に基づき，竜巻の影響を考慮する施設及び竜巻防護のための固縛対象物の選定について説明するものである。 2. 選定の基本方針 竜巻の影響を考慮する施設の選定及び竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針について説明する。 2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針 竜巻の影響を考慮する施設は，その設置場所，構造等を考慮して選定する。 屋外に設置している外部事象防護対象施設，重大事故等対処設備及び防護措置として設置する防護対策施設は，竜巻による荷重が作用するおそれがあるため，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 屋内に設置している外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備は，建屋にて防護されることから，屋内の外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備の代わりに竜巻より防護すべき施設を内包する施設を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。ただし，外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設及び建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設については，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設として，発電所構内の施設のうち，機械的影響を及ぼす可能性がある施設，機能的影響を及ぼす可能性	Ｖ－１－１－１－２－２　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 1.　概要 本資料は，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針」に基づき，竜巻の影響を考慮する施設及び竜巻防護のための固縛対象物の選定について説明するものである。 2.　選定の基本方針 竜巻の影響を考慮する施設の選定及び竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針について説明する。 2.1 竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針 竜巻の影響を考慮する施設は，その設置場所，構造等を考慮して選定する。 屋外に設置している重大事故等対処設備は，竜巻による荷重が作用するため，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は，建屋にて防護されることから，竜巻の影響を考慮する施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設については，換気設備及び非常用所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。 竜巻防護対象施設等及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼす可能性がある施設については，換気設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。	当社に対象の施設がないため、新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
がある施設を抽出し，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 また，竜巻随伴事象として想定される火災，溢水，外部電源喪失も考慮し，竜巻の影響を考慮する施設を選定する。	また，竜巻随伴事象として想定される火災，溢水，外部電源喪失も考慮し，竜巻の影響を考慮する施設を選定する。	
2.2 竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針 外部事象防護対象施設に対して竜巻による飛来物の影響を防止する観点から，竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し，設計竜巻により飛来物となり外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固縛，固定，外部事象防護対象施設等からの離隔及び頑健な建屋内に収納又は撤去する。 屋外の重大事故等対処設備は，設計竜巻の風圧力による荷重に対して，位置的分散等を考慮した設置又は保管により，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計に加え，悪影響防止の観点から，浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備等や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し，損傷させることのない設計とすることから，屋外の重大事故等対処設備は，設計竜巻の風圧力に対し，竜巻時及び竜巻通過後において，外部事象防護対象施設や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し，損傷させる可能性のあるものについて固縛する。	2.2　竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針 竜巻防護対象施設に対して竜巻による飛来物の影響を防止する観点から，竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し，設計竜巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定，固縛，建屋収納，車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避又は撤去する。 重大事故等対処設備のうち，屋外の重大事故等対処設備は重大事故等対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。	基本設計方針の記載を受け，追記した。 名称の差異であり，新たな論点が生じるものではない。
3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定 選定の基本方針を踏まえ，以下のとおり竜巻の影響を考慮する施設を選定する。	3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定 選定の基本方針を踏まえ，以下のとおり竜巻の影響を考慮する施設を選定する。	
	3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋 (1)竜巻防護対象施設を収納する建屋 建屋内に設置している竜巻防護対象施設及び重大事故	文章構成上の記載順序の違いによるもの（発電炉　3.4 に記載）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	等対処設備（以下，「竜巻より防護すべき施設」という）は，建屋にて防護されることから，竜巻より防護すべき施設の代わりに竜巻より防護すべき施設を収納する施設を，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 ・燃料加工建屋 (2)重大事故等対処設備を収納する建屋等 重大事故等対処設備を収納する建屋等については，重大事故等対処設備を収納する建屋等の申請に合わせて，次回以降に詳細を説明する。	施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり，新たな論点が生じるものではない。
3.1 外部事象防護対象施設 竜巻から防護すべき施設のうち外部事象防護対象施設を以下のとおり選定する。 (1) 屋外の外部事象防護対象施設 外部事象防護対象施設のうち，屋外に設置している施設を，竜巻の影響を考慮する施設として以下の施設を選定する。 ・残留熱除去系海水系ポンプ ・残留熱除去系海水系ストレーナ ・主排気筒 ・中央制御室換気系冷凍機 ・非常用ディーゼル発電機室ルーフベントファン及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室ルーフベントファン（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン」という。）		当社に対象の設備がないため，新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
・非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ」という。） ・非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナ」という。） ・非常用ディーゼル発電機吸気口及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機吸気口（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）吸気口」という。） ・配管及び弁（残留熱除去系海水系ポンプ，中央制御室換気系冷凍機及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ周り） ・非常用ガス処理系排気筒 ・原子炉建屋 ・排気筒モニタ ・放水路ゲート		
(2) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設 屋内に設置している外部事象防護対象施設のうち，外気と繋がる外部事象防護対象施設については，竜巻の気圧差による荷重が作用するおそれがあるため，竜巻の影響を考慮する施設として，以下の施設を選定する。 ・中央制御室換気系隔離弁，ファン（ダクト含む。），非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系ダクト ・原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部）	3.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内に設置している竜巻防護対象施設のうち，外気と繋がっている竜巻防護対象施設については，換気設備及び非常用所内電源設備に合わせて次回以降に詳細を説明する。	施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり，新たな論点が生じるものではない。
(3) 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設	3.3 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
屋内に設置している外部事象防護対象施設のうち，建屋等による飛来物防護が期待できない外部事象防護対象施設については，設計竜巻による荷重が作用するおそれがあるため，竜巻の影響を考慮する施設として以下のとおり選定する。 なお，建屋等による防護が期待できない外部事象防護対象施設は，損傷する可能性がある屋内の外部事象防護対象施設及び損傷する可能性のある開口部付近の外部事象防護対象施設を竜巻の影響を考慮する施設とする。 a.　損傷する可能性がある屋内の外部事象防護対象施設 原子炉建屋原子炉棟は，竜巻による気圧低下により，原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放され，外壁開口部が発生し，設計竜巻荷重が建屋内の防護対象施設に作用する可能性があるため，以下の施設を選定する。 ・使用済燃料プール及び燃料プール冷却浄化系真空破壊弁（以下「原子炉建屋原子炉棟６階 設置設備」という。） ・燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーン ・非常用ガス処理系設備及び非常用ガス再循環系設備 b.　損傷する可能性がある開口部付近の外部事象防護対象施設 原子炉建屋付属棟の建屋開口部及び扉，使用済燃料乾式貯蔵建屋の建屋開口部等が飛来物の衝突により損傷し，飛来物が建屋内の外部事象防護対象施設に衝突する可能性があるため，以下の施設を選定する。 ・中央制御室換気系隔離弁，ファン（空気調和器含む。）及びフィルタユニット（以下「原子炉建屋付属棟３ 階中央制御室換気空調設備」という。） ・非常用電源盤（電気室） ・原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部）	建屋内に収納される竜巻防護対象施設のうち，建屋等による飛来物防護が期待できない竜巻防護対象施設については，設計竜巻による荷重が作用するおそれがあるため，竜巻の影響を考慮する施設として以下のとおり選定する。 なお，建屋・構築物による防護が期待できない竜巻防護対象施設は，損傷する可能性のある開口部付近の竜巻防護対象施設を竜巻の影響を考慮する施設とする。 ・非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系 非常用所内電源設備のうち，非常用発電機の排気系については非常用所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。	施設の選定における整理が異なるが，方針に差異はないため，記載の展開は必要なく，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり，新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
・使用済燃料乾式貯蔵容器 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン 外部事象防護対象施設のうち竜巻の影響を考慮する施設の選定フローを図 3-1 に示す。	竜巻防護対象施設のうち竜巻の影響を考慮する施設の選定フローを第 3.1-1 図～第 3.1-3 図に示す。	
3.2 重大事故等対処設備 屋外に設置又は保管している重大事故等対処設備は，竜巻の影響を受けることから，全ての重大事故等対処設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については，添付書類「Ｖ-1-1-2-別添 1 屋外に設置されている重大事故等対処設備の抽出」に示す。また，設計竜巻の風圧力による荷重に対し，固縛対象の選定の考え方については，「4.2 屋外の重大事故等対処設備」に示す。		文章構成上の記載順序の違いによるもの（当社 3.6 及び 3.7 に記載）
3.3 防護対策施設 外部事象防護対象施設の損傷防止のために防護措置として設置する施設を，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構） ・中央制御室換気系冷凍機防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構） ・海水ポンプエリア防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構） ・中央制御室換気系開口部防護対策施設（防護鋼板及び架構） ・原子炉建屋外側ブローアウトパネル防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構） ・原子炉建屋付属棟軽量外壁部防護対策施設（防護鋼板）		当社に対象の設備がないため，新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
・原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設（防護鋼板） ・使用済燃料乾式貯蔵容器防護対策施設（防護ネット及び架構（車両防護柵を含む。））		
3.4 竜巻より防護すべき施設を内包する施設 屋内に設置している竜巻より防護すべき施設は，建屋にて防護されることから，竜巻より防護すべき施設の代わりに竜巻より防護すべき施設を内包する施設を，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 ・タービン建屋（気体廃棄物処理系隔離弁等を内包する建屋） ・使用済燃料乾式貯蔵建屋（使用済燃料乾式貯蔵容器を内包する建屋） ・軽油貯蔵タンクタンク室（軽油貯蔵タンクを内包する構造物） ・排気筒モニタ建屋（排気筒モニタを内包する建屋）		文章構成上の記載順序の違いによるもの（当社 3.1 に記載） 施設の選定における整理が異なるが，方針に差異はないため，新たな論点が生じるものではない。
3.5 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 外部事象防護対象施設等の機能に，機械的影響，機能的影響の観点から，波及的影響を及ぼす可能性がある施設を抽出する。 (1) 機械的影響を及ぼす可能性がある施設 外部事象防護対象施設等に機械的影響を及ぼす可能性がある施設として，外部事象防護対象施設を内包する施設に隣接し，外部事象防護対象施設を内包する施設との接触により，外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能性がある外部事象防護対象施設を内包しない施設及び倒壊により外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能性がある施設を竜巻の影響を考慮する施設として抽出する。 倒壊により外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能	3.4 竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設の抽出については，換気設備の申請に合わせて，次回以降に詳細を説明する。	

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
性がある施設としては,施設高さが低い施設は倒壊しても外部事象防護対象施設に影響を与えないため,当該施設の高さと外部事象防護対象施設までの最短距離を比較することにより選定する。 　また,竜巻の風圧力により飛来物となる可能性がある屋外の重大事故等対処設備及び資機材等のその他の施設についても機械的影響を及ぼす可能性がある施設として選定する。 a.　外部事象防護対象施設を内包する施設に隣接し外部事象防護対象施設を内包する施設との接触により外部事象防護対象施設に損傷を及ぼす可能性がある施設 　外部事象防護対象施設に隣接し,外部事象防護対象施設を内包する施設と接触する可能性がある以下の施設を選定する。 ・サービス建屋（原子炉建屋及びタービン建屋に隣接する施設） b.　倒壊により外部事象防護対象施設等に損傷を及ぼす可能性がある施設 　倒壊により外部事象防護対象施設等に損傷を及ぼす可能性のある以下の施設を選定する。 ・海水ポンプエリア防護壁（海水ポンプ室近傍の施設） ・鋼製防護壁（海水ポンプ室近傍の施設） c.　その他の施設 　その他,竜巻の風圧力により機械的影響を及ぼす可能性があるものとして，以下の施設を選定する。 ・発電所敷地の屋外に保管する資機材，重大事故等対処設備等 　屋外の重大事故等対処設備は,飛来した場合に外部事象防護対象施設や同じ機能を有する他の重大事故等対処設		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
備に衝突し，損傷させる可能性のある設備について，固縛等の飛来物発生防止対策を実施する。また，運動エネルギ又は貫通力が設計飛来物より大きな資機材等(屋外の重大事故等対処設備を除く。）についても，固縛等の飛来物発生防止対策を実施する。 　具体的な固縛対象物については，「4.　竜巻防護のための固縛対象物の選定」に示す。 (2) 機能的影響を及ぼす可能性がある施設 　外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設のうち，機能的影響を及ぼす可能性がある施設として，外部事象防護対象施設の屋外の付属設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 a. 外部事象防護対象施設の屋外の付属設備 　外気と繋がっており，竜巻の風圧力及び気圧差による影響を受ける可能性があり，外部事象防護対象施設の付属配管である以下の施設を選定する。 ・非常用ディーゼル発電機排気消音器及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機排気消音器（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気消音器」という。）（ディーゼル発電機等の付属設備） ・非常用ディーゼル発電機排気配管，非常用ディーゼル発電機燃料デイタンクベント管，非常用ディーゼル発電機機関ベント管及び非常用ディーゼル発電機潤滑油サンプタンクベント管並びに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機排気配管，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料デイタンクベント管，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機機関ベント管及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機潤滑油サンプタンクベント管（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）付属排気配管及びベン		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
ト配管」という。）（ディーゼル発電機等の付属設備） ・残留熱除去系海水系配管（放出側）（残留熱除去系海水系ポンプの付属設備） ・非常用ディーゼル発電機用海水配管（放出側）及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水配管（放出側）（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水配管（放出側）」という。）（非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプの付属設備） 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の選定フローを，図 3-2 に示す。		
	3.5　屋外の重大事故等対処設備 屋外の重大事故等対処設備については，重大事故等対処設備の申請に合わせて，次回以降に詳細を説明する。	文章構成上の記載順序の違いによるもの（発電炉　3.2 に記載）
3.6 竜巻随伴事象を考慮する施設 火災を考慮する施設として油を内包する屋外の危険物貯蔵施設や残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプを選定し，溢水を考慮する施設として屋外タンク等を選定し，外部電源喪失事象を考慮する施設として送電線を選定する。 ・屋外の危険物貯蔵施設（火災） ・残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ（火災） ・屋外タンク等（溢水）	3.6 竜巻随伴事象を考慮する施設 火災を考慮する施設として油を内包する屋外の危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所，　ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所）を選定し，溢水を考慮する施設として屋外タンク等を選定し，外部電源喪失を考慮する施設として非常用所内電源設備を選定する。 ・屋外の危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所，ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所）（火災） ・屋外タンク等（溢水） ・非常用所内電源設備（外部電源喪失）	施設の違いによる差異であるため，記載の展開は必要なく，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
・送電線（外部電源喪失） 4. 竜巻防護のための固縛対象物の選定 発電所敷地の屋外に保管する資機材等及び屋外の重大事故等対処設備のうち，固縛を実施するものの選定について説明する。 4.1 発電所敷地の屋外に保管する資機材等 4.1.1 発電所における飛来物の調査 東海第二発電所及び東海発電所構内において，竜巻防護の観点から想定すべき飛来物を選定するために現地調査を行い，その結果を基に想定すべき飛来物となりうる資機材等を抽出した。 調査範囲は発電所構内の建屋，構造物の外回り，建屋屋上，構内道路，駐車場及び資機材が保管可能な空き地を調査した。図 4-1 に発電所における現地調査範囲を示す。 また，調査結果について表 4-1 に示す。 4.1.2 固縛対象物の選定 飛来物調査により抽出した，飛来物となり得る資機材等について，資機材等の寸法，質量及び形状より空力パラメータ(C_DA/m)を次式により算出する。 $\frac{C_DA}{m}=\frac{c(C_{D1}A_1+C_{D2}A_2+C_{D3}A_3)}{m}$ A ：代表面積(m^2) c：係数(0.33) C_D ：抗力係数 m ：質量(kg) 出典：東京工芸大学（平成 23 年 2 月）「平成 21～22 年度原子力安全基盤調査研究（平成 22 年度）竜巻による	4. 竜巻防護のための固縛対象物の選定 再処理事業所内の屋外に保管する資機材等及び屋外の重大事故等対処設備のうち，固縛を実施するものの選定について説明する。 4.1 MOX 燃料加工施設の屋外に保管する資機材等 4.1.1 MOX 燃料加工施設における飛来物の調査 再処理事業所内において，竜巻防護の観点から想定すべき飛来物を選定するために現地調査を行い，その結果を基に想定すべき飛来物となり得る資機材等を抽出した。 調査範囲は再処理事業所の建屋，構造物の外回り，建屋屋上，構内道路，駐車場及び資機材が保管可能な空き地を調査した。第 4.1.1-1 図に再処理事業所における現地調査範囲を示す。 また，調査結果について第 4.1.1-1 表に示す。 4.1.2 固縛対象物の選定 飛来物調査により抽出した，飛来物となり得る資機材等について，資機材等の寸法，質量及び形状より空力パラメータ(C_DA/m)を次式により算出する。 $\frac{C_DA}{m}=\frac{c(C_{D1}A_1+C_{D2}A_2+C_{D3}A_3)}{m}$ A ：代表面積(m^2) c：係数(0.33) C_D ：抗力係数 m ：質量(kg) 出典：東京工芸大学（平成 23 年２月）「平成 21～22 年度原子力安全基盤調査研究（平成 22 年度）竜巻による原	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
原子力施設への影響に関する調査研究」，独立行政法人原子力安全基盤機構委託研究成果報告書 代表面積 A(m^2)は，想定すべき飛来物の形状に応じて直方体又は円柱に置換した各面の面積を表し，資機材等の形状に応じて適切に選定する。また，抗力係数 C_D は，想定すべき飛来物の形状に応じた係数として，表 4-2 に示す C_{D1}～C_{D3} を用いる。 算出した空力パラメータを用いて，竜巻による風速場の中での飛来物の軌跡を解析する解析コードの「ＴＯＮＢＯＳ」により，飛来物の速度，飛散距離及び飛散高さを算出する。 また，飛来物の運動エネルギ(＝1/2・m・V^2)は飛来物の質量と解析コード「ＴＯＮＢＯＳ」により算出した速度から求める。 さらに，飛来物の貫通力として，飛来物の衝突による貫通が発生する時の部材厚（貫通限界厚さ）を算出する。貫通限界厚さは，コンクリートに対して米国ＮＲＣの基準類に算出式として記載されている修正 NDRC 式（4.1）及び Degen 式（4.2），鋼板に対して「タービンミサイル評価（昭和 52 年 7 月 20 日 原子炉安全専門審査会）」の中で貫通厚さの算出式に使用されている BRL 式から求める。	子力施設への影響に関する調査研究」，独立行政法人原子力安全基盤機構委託研究成果報告書 代表面積Ａ(m^2)は，想定すべき飛来物の形状に応じて直方体又は円柱に置換した各面の面積を表し，資機材等の形状に応じて適切に選定する。また，抗力係数C_Dは，想定すべき飛来物の形状に応じた係数として，第 4.1.2-1 表に示すC_{D1}～C_{D3}を用いる。 算出した空力パラメータを用いて，竜巻による風速場の中での飛来物の軌跡を解析する解析コードの「ＴＯＮＢＯＳ」により，飛来物の速度，飛散距離及び飛散高さを算出する。 また，飛来物の運動エネルギ(＝1／2・m・V^2)は飛来物の質量と解析コード「ＴＯＮＢＯＳ」により算出した速度から求める。 さらに，飛来物の貫通力として，飛来物の衝突による貫通が発生する時の部材厚（貫通限界厚さ）を算出する。貫通限界厚さは，コンクリートに対して米国ＮＲＣの基準類に算出式として記載されている修正ＮＤＲＣ式（4.1）及びＤｅｇｅｎ式（4.2），鋼板に対して「タービンミサイル評価（昭和 52 年 7 月 20 日原子炉安全専門審査会）」の中で貫通厚さの算出式に使用されているＢＲＬ式から求める。<u>また，コンクリートに対する裏面剥離限界厚さは，実物航空機のエンジン実験に基づき，Ｃｈａｎｇ式から求める。</u>	Ｃｈａｎｇ式は先行炉でも使用実績があるが，固縛対象物の選定に裏面剥離の観点を先行炉は考慮していない。固縛対象物の選定に裏面剥離の観点を加えることで，固縛対象物を広く抽出することになるため，新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
＜修正 NDRC 式及び Degen 式＞ $\frac{x_c}{\alpha_c d} \leq 2$ の場合 $\frac{x_c}{d} = 2\left\{\left(\frac{12145}{\sqrt{F_c}}\right) N d^{0.2} \frac{M}{d^3}\left(\frac{V}{1000}\right)^{1.8}\right\}^{0.5}$ $\frac{x_c}{\alpha_c d} \geq 2$ の場合 $\frac{x_c}{d} = \left(\frac{12145}{\sqrt{F_c}}\right) N d^{0.2} \frac{M}{d^3}\left(\frac{V}{1000}\right)^{1.8} + 1$ （4.1） $\frac{x_c}{\alpha_c d} \leq 1.52$ の場合 $t_p = \alpha_p d\left\{2.2\left(\frac{x_c}{\alpha_c d}\right) - 0.3\left(\frac{x_c}{\alpha_c d}\right)^2\right\}$ $1.52 \leq \frac{x_c}{\alpha_c d} \leq 13.42$ の場合 $t_p = \alpha_p d\left\{0.69 + 1.29\left(\frac{x_c}{\alpha_c d}\right)\right\}$ （4.2） tp ：貫通限界厚さ(cm) xc ：貫入深さ(cm) Fc ：コンクリートの設計基準強度(固縛対象物の選定では 250 kgf/cm^{2}とする。) d ：飛来物の直径(cm) （飛来物の衝突面の外形の最小投影面積に等しい円の直径） M ：飛来物の質量(kg) V ：飛来物の最大水平速度(m/s) N ：飛来物の先端形状係数(=1.14) （保守的な評価となる，非常に鋭い場合の数値を使用） αc ：飛来物の低減係数(=1.0) αp ：飛来物の低減係数(=1.0) ＜BRL 式＞ $T^{\frac{3}{2}} = \frac{0.5mv^2}{1.4396 \times 10^9 \cdot K^2 \cdot d^{\frac{3}{2}}}$	＜修正ＮＤＲＣ式及びＤｅｇｅｎ式＞ （4.1） $\frac{X_c}{a_c d} \leq 2$ の場合 $\frac{X_c}{d} = 2\left\{\left(\frac{12145}{\sqrt{F_c}}\right) N d^{0.2} \frac{M}{d^3}\left(\frac{V}{1000}\right)^{1.8}\right\}^{0.5}$ $\frac{X_c}{a_c d} \geq 2$ の場合 $\frac{X_c}{d} = 2\left\{\left(\frac{12145}{\sqrt{F_c}}\right) N d^{0.2} \frac{M}{d^3}\left(\frac{V}{1000}\right)^{1.8}\right\}^{0.5}$ （4.2） $\frac{X_c}{a_c d} \leq 1.52$ の場合 $t_p = a_p d\left\{2.2\left(\frac{X_c}{a_c d}\right) - 0.3\left(\frac{X_c}{a_c d}\right)^2\right\}$ $1.52 \leq \frac{X_c}{a_c d} \leq 13.42$ の場合 $t_p = a_p d\left\{0.69 + 1.29\left(\frac{X_c}{a_c d}\right)\right\}$ ｔ$_p$：貫通限界厚さ（cm） ｘ$_c$：貫入深さ（cm） Ｆ$_c$：コンクリートの設計基準強度 d：飛来物の直径（cm） （飛来物の衝突面の外形の最小投影面積に等しい円の直径） M：飛来物の質量（kg） V：飛来物の最大水平速度（m／s） N：飛来物の先端形状係数 α$_c$：飛来物の低減係数 α$_p$：飛来物の低減係数 ＜ＢＲＬ式＞ $T^{\frac{3}{2}} = \frac{0.5mv^2}{1.4396 \times 10^9 \cdot K^2 \cdot d^{\frac{3}{2}}}$	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
T ：貫通限界厚さ(m) d ：飛来物が衝突する衝突断面の等価直径(m) （最も投影面積が小さくなる衝突断面の等価直径） K ：鋼板の材質に関する係数(=1.0) m ：飛来物の質量(kg) v ：飛来物の飛来速度(m/s)	T：貫通限界厚さ（m） d：飛来物が衝突する衝突断面の等価直径（m） （最も投影面積が小さくなる衝突断面の等価直径） K：鋼板の材質に関する係数（＝1.0） m：飛来物の質量（kg） v：飛来物の飛来速度（m／s） ＜Ｃｈａｎｇ式＞ $S = 1.84\alpha_s \left(\frac{V_0}{V}\right)^{0.13} \cdot \frac{(mV^2)^{0.4}}{d^{0.2} \cdot fc'^{0.4}}$ s：裏面剥離限界厚さ（ft） α_s：飛来物係数 V_0：飛来物基準速度（200ft／s） V：飛来物衝突速度（ft／s） m：飛来物質量（lb） d：飛来物直径（ft） f_c'：コンクリート圧縮強度（lbf／ft^2）	設計方針（保守的な条件設定）によるものであり，評価手法は先行炉でも採用実績があるため、新たな論点が生じるものではない。
固縛対象物の選定は,設計飛来物に包含されているか否かについての観点により,以下の項目を満たすものを抽出する。 ［固縛対象物（設計飛来物に包含されない物）の選定］ ・運動エネルギが設計飛来物に設定している鋼製材の 176 kJ より大きいもの。 ・コンクリートに対する貫通力（貫通限界厚さ）が設計飛来物に設定している鋼製材の 25.9 cm より大きいもの。 ・鋼板に対する貫通力（貫通限界厚さ）が設計飛来物に設定している鋼製材の 31.2 mm より大きいもの。	固縛対象物の選定は，設計飛来物に包含されているか否かについての観点により，以下の項目を満たすものを抽出する。 ［固縛対象物（設計飛来物に包含されない物）の選定］ ・運動エネルギが設計飛来物に設定している鋼製材の 176kJ より大きいもの。 ・コンクリートに対する貫通力（貫通限界厚さ）が設計飛来物に設定している鋼製材の 24.7cm より大きいもの。 ・鋼板に対する貫通力（貫通限界厚さ）が設計飛来物に設定している鋼製材の 8.2mm より大きいもの。 ・コンクリートに対する貫通力（裏面剥離限界厚さ）が	固縛対象物の選定に裏面剥

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	設計飛来物に設定している鋼製材の 41.4cm より大きいもの。	離の観点を加えることで，固縛対象物を広く抽出することになるため，新たな論点が生じるものではない。
設計飛来物に包含されない資機材等は，外部事象防護対象施設等及び防護対策施設までの距離又は障害物の有無を考慮し，離隔（退避含む）の対策を講じることができない資機材等は外部事象防護対象施設等及び防護対策施設に波及的影響を及ぼす可能性があることから固定又は固縛する。 なお，評価に用いた解析コード「ＴＯＮＢＯＳ」の検証，妥当性確認等の概要については，添付書類「Ｖ-5-9 計算機プログラム（解析コード）の概要・ＴＯＮＢＯＳ」に示す。 固縛対象物の選定フローを図 4-2 に示す。	設計飛来物に包含されない資機材等は，竜巻防護対象施設等までの距離又は障害物の有無を考慮し，離隔（退避含む）の対策を講ずることができない資機材等は竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があることから固定，固縛，建屋収納又は撤去する。 なお，評価に用いた解析コード「ＴＯＮＢＯＳ」の検証，妥当性確認等の概要については，添付書類「Ｖ-4 計算機プログラム（解析コード）の概要」に示す。 固縛対象物の選定フローを第 4.1.2-1 図に示す。	基本設計方針の記載を受け，追記した。
4.2 屋外の重大事故等対処設備 屋外の重大事故等対処設備のうち，固縛を必要とする重大事故等対処設備（以下「固縛対象設備」という。）は，設計竜巻の風荷重により設計基準事故対処設備等（外部事象防護対象設備）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し，損傷させる可能性があるかの観点で選定する。 資機材等に対する固縛の要否と同様に，解析コードの「ＴＯＮＢＯＳ」により，屋外重大事故等対処設備が飛散した時の速度，飛散距離及び飛散高さを算出する。算出された飛散距離と，外部事象防護対象設備や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備との配置及び障害物の有無を考慮し，悪影響を及ぼす可能性がある重大事故等対処設備は，固縛対象設備として選定する。なお，固縛対象設備として選定されなかった屋外の重大事故等対処設備は，「4.1 発電所敷地の屋外に保管する資機材等」と同様に，設計飛来物による影響に包含されるかの観点で固縛	4.2　屋外の重大事故等対処設備 屋外の重大事故等対処設備のうち，固縛を必要とする重大事故等対処設備については，屋外の重大事故等対処設備に合わせて次回以降に詳細を説明する。	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
の要否を選定する。 　なお，具体的な固縛対象設備については，添付書類「Ｖ-1-1-2-3-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に記載する。 （以下，省略） 図 4-1 発電所における現地調査範囲図 表 4-1 発電所における竜巻防護の観点から想定すべき主な飛来物の一覧表 （以下，省略） 表 4-2 飛来物の抗力係数 （以下，省略） （以下，省略） 図 4-2 固縛対象物等及び固縛対象設備の選定フロー		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
V-1-1-2-3-3　竜巻防護に関する施設の設計方針 1. 概要 本資料は，添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」及び添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に基づき，竜巻防護に関する施設の施設分類，要求機能及び性能目標を明確にし，各施設分類の機能設計及び構造強度設計に関する設計方針について説明するものである。 2. 設計の基本方針 発電所に影響を与える可能性がある竜巻の発生により，添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」にて設定している竜巻より防護すべき施設が，その安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないようにするため，竜巻の影響を考慮する施設の設計を行う。竜巻の影響を考慮する施設は，添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」にて設定している設計竜巻に対して，その機能が維持できる設計とする。 竜巻の影響を考慮する施設の設計に当たっては，添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」にて設定している竜巻防護設計の目的及び添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」にて選定している施設の分類を踏まえて，施設分類ごとの要求機能を整理するとともに，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。 竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するため，施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。なお，屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護に関しての	Ｖ－１－１－１－２－３　竜巻防護に関する施設の設計方針 1.　概要 本資料は，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針」及び添付書類「Ｖ－１－１－１－２－２　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」に基づき，竜巻防護に関する施設の施設分類，要求機能及び性能目標を明確にし，各施設分類の機能設計及び構造強度設計に関する設計方針について説明するものである。 2.　設計の基本方針 MOX 燃料加工施設に影響を与える可能性がある竜巻の発生により添付書類「Ｖ－１－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針」にて設定している竜巻より防護すべき施設が，その安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないようにするため，竜巻の影響を考慮する施設の設計を行う。竜巻の影響を考慮する施設は，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針」にて設定している設計竜巻に対して，その機能が維持できる設計とする。 竜巻の影響を考慮する施設の設計に当たっては，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針」にて設定している竜巻防護設計の目的及び添付書類「Ｖ－１－１－１－２－２　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」にて選定している施設の分類を踏まえて，施設分類ごとの要求機能を整理するとともに，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。 竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するため，施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。なお，屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護に関しての位	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
位置的分散による機能維持設計及び悪影響防止のための固縛設計に関する設計方針は，添付書類「Ｖ-1-1-2-3-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に示す。 竜巻の影響を考慮する施設の設計フローを図 2-1 に示す。 竜巻の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための施設ごとの構造強度の設計方針等については，添付書類「Ｖ-3-別添１ 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書」に示すこととし，防護ネット等の防護対策施設を除く竜巻の影響を考慮する施設の強度計算の方針を添付書類「Ｖ-3-別添 1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に，防護対策施設の強度計算の方針を添付書類「Ｖ-3-別添 1-2 防護対策施設の強度計算の方針」に示す。 なお，竜巻の影響に対する防護機能を期待する扉は，竜巻により防護すべき施設を内包する施設を構成する建具であることから，扉の強度計算の方針は原子炉建屋の一部として，添付書類「Ｖ-3-別添 1-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。 また，竜巻防護措置として設置する防護対策施設については，外部事象防護対象施設への地震による波及的影響を防止する設計としている。耐震計算の方針，方法及び結果については，添付書類「Ｖ-2 耐震性に関する説明書」に示す。	置的分散による機能維持設計及び悪影響防止のための固縛設計に関する設計方針は，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－４　竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針」に示す。 竜巻の影響を考慮する施設の設計フローを第 2-1 図に示す。 竜巻の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための施設ごとの構造強度の設計方針等については，添付書類「Ⅳ-2-１　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	MOX 燃料加工施設では、竜巻防護ネット等の防護対策施設を設置しない。 発電炉と MOX 燃料加工施設との設計の担保事項の違いによるものであるため。具体補足説明資料にて、説明する。 MOX 燃料加工施設では，竜巻防護措置と防護対策施設を設置しない

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
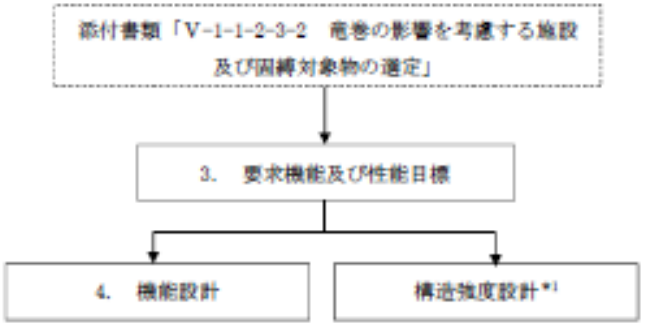 図 2-1 施設の設計フロー*2 注記 ＊1：添付書類「V-3-別添 1 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書」 ＊2：フロー中の番号は本資料での記載箇所の章を示す。 3. 要求機能及び性能目標 竜巻防護対策を実施する目的として，添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」において，発電所に影響を与える可能性がある竜巻の発生に伴い，外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがないこと及び重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこととしている。また，施設の分類については，添付書類「V-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」において，外部事象防護対象施設，重大事故等対処設備，防護対策施設，竜巻より防護すべき施設を内包する施設，外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設及び竜巻随伴事象を考慮する施設に分類している。これらを踏まえ，施設分類ごとの要求機能を整理するとともに，施設分類ごとの要求機能を踏まえた施設ごとの機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を設	3.　要求機能及び性能目標 竜巻防護対策を実施する目的として，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針」において，MOX 燃料加工施設に影響を与える可能性がある竜巻の発生に伴い，竜巻防護対象施設の安全機能を損なうおそれがないこと及び重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこととしている。また，施設の分類については，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－２　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定」において，竜巻より防護すべき施設を収納する建屋，建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設，竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設，竜巻随伴事象を考慮する施設に分類している。これらを踏まえ，施設分類ごとに要求機能を整理するとともに，施設分類ごとの要	

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
定する。	求機能を踏まえた施設ごとの機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を設定する。	
	3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋 (1)竜巻防護対象施設を収納する建屋 a.　施設 (a)燃料加工建屋	文章構成上の記載順序の違いによるもの（発電炉　3.3に記載） 施設の違いによるものであり，新たな論点が生じるものではない。
	b.　要求機能 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対し，設計飛来物が竜巻防護対象施設に衝突することを防止し，竜巻防護対象施設の安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないことが要求される。	
	c.　性能目標 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対し，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないこと，また，設計飛来物の衝突に対し，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないことを構造強度設計上の性能目標とする。	発電炉及び当社固有の設計上の考慮であり，記載を展開する必要はない。
	(2)重大事故等対処設備を収納する建屋 重大事故等対処設備を収納する建屋については，屋外の重大事故等対処設備に合わせて説明する予定であり，次回以降に詳細を説明する。	
3.1 外部事象防護対象施設 (1) 屋外の外部事象防護対象施設		MOX燃料加工施設では，屋外

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
a．施設 (a) 残留熱除去系海水系ポンプ (b) 残留熱除去系海水系ストレーナ (c) 主排気筒 (d) 中央制御室換気系冷凍機 (e) 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン (f) 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ (g) 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナ (h) 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）吸気口 (i) 配管及び弁（残留熱除去系海水系ポンプ，中央制御室換気系冷凍機及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ周り） (j) 非常用ガス処理系排気筒 (k) 原子炉建屋 (l) 排気筒モニタ (m) 放水路ゲート b．要求機能 屋外の外部事象防護対象施設は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，施設の安全性を損なわないことが要求される。 c．性能目標 屋外の外部事象防護対象施設のうち，設計飛来物に対して，構造強度により安全機能を維持できない残留熱除去系海水系ポンプ，残留熱除去系海水系ストレーナ，中央制御室換気系冷凍機，非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントフ		の竜巻防護対象施設はない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
ァン，非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ，非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナ並びに配管及び弁（残留熱除去系海水系ポンプ，中央制御室換気系冷凍機及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ周り）は，設計飛来物を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として防護対策施設である海水ポンプエリア防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構），中央制御室換気系冷凍機防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構）及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構）を設置する。 防護対策施設については，「3.2 防護対策施設」に記載する。 (a) 残留熱除去系海水系ポンプ 防護対策施設に内包される残留熱除去系海水系ポンプは，設計竜巻の風圧力，気圧差による荷重及び防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，電源を確保するとともに，ポンプの機能を維持することにより残留熱除去系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。 防護対策施設に内包される残留熱除去系海水系ポンプは，設計竜巻の風圧力による荷重，気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，ポンプの機能を維持することにより残留熱除去系負荷を冷却する機能を維持するために，海水ポンプ室床面のコンクリート基礎に本体を基礎ボルトで固定するとともに，ポンプの機能維持に必要な付属品を本体にボルト固定し，主要な構造部材が海水の送水機能を維持可能な構造強度を有すること及び海水を送水するための動的機能を維持することを構造強度		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
設計上の性能目標とする。 　また，防護対策施設に内包される残留熱除去系海水系ポンプは，防護対策施設を構成する防護ネットを通過する飛来物による衝撃荷重に対し，海水により残留熱除去系負荷を冷却する機能を維持するために，有意な変形を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。 (b) 残留熱除去系海水系ストレーナ　（以降略） (2) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設 a. 施設 (a)　角ダクト及び丸ダクト（中央制御室換気系ダクト，非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系ダクト及び原子炉建屋換気系ダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部）） (b)　隔離弁（中央制御室換気系隔離弁及び原子炉建屋換気系隔離弁（原子炉建屋原子炉棟貫通部）） (c)　ファン（中央制御室換気系フィルタ系ファン） b. 要求機能 　外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，施設の安全性を損なわないことが要求される。 c. 性能目標 (a) 角ダクト及び丸ダクト（中央制御室換気系ダクト，非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系ダクト及び原子炉建屋換気系ダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部）） 　外気と繋がっている中央制御室換気系，非常用ディー	3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設については，換気設備の申請に合わせて，次回以降に詳細を説明する。	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
ゼル発電機室換気系，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系及び原子炉建屋換気系（原子炉建屋原子炉棟貫通部)）の角ダクト及び丸ダクトは，設計竜巻の気圧差に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，換気空調を行う機能又は放射性物質の放出低減機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。 　外気と繋がっている中央制御室換気系，非常用ディーゼル発電機室換気系，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系及び原子炉建屋換気系（原子炉建屋原子炉棟貫通部）の角ダクト及び丸ダクトは，設計竜巻の気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，原子炉建屋の壁面等にサポートで支持し，主要な構造部材が流路を確保する機能を維持可能な構造強度を有する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。 なお，設計竜巻による風圧力による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重については，建屋及び防護対策施設により防護されることから考慮しない。 （以降略）		
(3)　建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設 　中央制御室換気空調設備，非常用電源盤，原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部）並びに使用済燃料乾式貯蔵容器及び使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーンは，設計竜巻の風圧力及び気圧差に対し，建屋によって防護可能であるが，建屋の構造部材の一部である扉及び搬入開口部については設計飛来物の衝突に対し，防護機能は期待できない。これらの施設は，設計飛来物等の衝突に対して構造強度により安全機能を維持できないことから，設計飛来物等を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設（防護鋼板）を設置又は竜巻の影響に対	3.3 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
する防護機能を期待する扉を設置する。 原子炉建屋原子炉棟６ 階設置設備は，設計竜巻による気圧低下により，原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放され，原子炉建屋原子炉棟の外壁に開口部が発生することにより，設計飛来物の衝突に対し，防護機能は期待できない。原子炉建屋原子炉棟６ 階設置設備は，設計飛来物の衝突に対して構造強度により安全機能を維持できないことから，設計飛来物を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として防護対策施設を設置する。なお，設計竜巻の風圧力については構造的に風圧力の影響を受けないことから考慮せず，気圧差についても，外気と通じており気圧差は発生しないことから考慮しない。 非常用ガス処理系設備及び非常用ガス再循環系設備は，設計竜巻による気圧低下により，原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放されることを考慮し，当該設備が配置される区画の原子炉建屋外側ブローアウトパネルの撤去及び開口部の閉止により，建屋により防護され，安全機能は損なわない設計とする。 防護対策施設については，「3.2 防護対策施設」に，竜巻の影響に対する防護機能を期待する扉については，「3.1 屋外の外部事象防護対象施設」において，原子炉建屋の一部として記載する。		
a.　施設 (a)　燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーン	a.　施設 (a)　<u>非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系</u> 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は非常用所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。	施設の違いによるものであり，新たな論点が生じるものではない。
b.　要求機能 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部	b.　要求機能 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系の建屋に	

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
事象防護対象施設は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，施設の安全性を損なわないことが要求される。	収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対し，安全機能を損なわないことが要求される。 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は非常用所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。	
c.　性能目標 燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーンは，設計竜巻による気圧低下により，原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放され，原子炉建屋原子炉棟の外壁に開口部が発生し，設計飛来物に対して，構造強度により安全機能を維持できないことから，設計飛来物を外部事象防護対象施設に衝突させないことを目的として，原子炉建屋外側ブローアウトパネル防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構）を設置する。	c．性能目標 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系の建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対し，建物・構築物による防護対策を講ずる。 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は非常用所内電源設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。	発電炉及び当社固有の設計上の考慮であり，記載を展開する必要はない。
	なお，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は，建屋の迷路構造により防護することから，竜巻防護対象施設を収納する建屋の要求機能及び性能目標に包絡される。	非常用発電機の給気系を防護する迷路構造は建屋の一部であり，当社固有の設計上の考慮であるため，新たな論点が生じるものではない。
防護対策施設については，「3.2 防護対策施設」に記載する。 （以降略）		MOX燃料加工施設では，防護対策施設を設置しない。
3.2 防護対策施設		MOX燃料加工施設では，防護

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
(1) 施設 a. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構） b. 中央制御室換気系冷凍機防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構） c. 海水ポンプエリア防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構） d. 中央制御室換気系開口部防護対策施設（防護鋼板及び架構） e. 原子炉建屋外側ブローアウトパネル防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構） f. 原子炉建屋付属棟軽量外壁部防護対策施設（防護鋼板） g. 原子炉建屋付属棟開口閉鎖部防護対策施設（防護鋼板） h. 使用済燃料乾式貯蔵容器防護対策施設（防護ネット及び架構（車両防護柵を含む。）） (2) 要求機能 防護対策施設は，設計竜巻の風圧力，気圧差による荷重及び設計飛来物等の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，外部事象防護対象施設が必要な機能を損なわないよう，外部事象防護対象施設に設計飛来物等が衝突することを防止し，また，外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないことが要求される。 (3) 性能目標 a. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構） 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設は，防護ネット，防護鋼板及び架構で構成し，設計竜巻の風圧力及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，設計飛来物が外部事象防護対象施設へ衝突する		対策施設を設置しない。

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
ことを防止可能なものとし，また，外部事象防護対象施設が有する安全機能を損なわないよう，波及的影響を与えないことを機能設計上の性能目標とする。 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設のうち防護ネットは，設計竜巻の風圧力による荷重，設計飛来物の鋼製材による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために，主要な部材が破断せず，たわみが生じても，設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設と衝突しないよう捕捉できる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設のうち防護鋼板は，設計竜巻の風圧力による荷重，設計飛来物の鋼製材による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために，設計飛来物が防護鋼板を構成する主要な構造部材を貫通せず，十分な構造強度を有する設計とし，また，外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないために，防護鋼板を構成する部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設のうち架構は，設計竜巻の風圧力による荷重，設計飛来物の鋼製材による衝撃荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，設計飛来物の鋼製材が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために，設計飛来物が架構の外殻を構成する主要な構造部材を貫通せず，防護ネット及び防護鋼板を支持する機能を維持可能な構造強度を有する設計とし，また，外部事象防護対象施設に波及的影響を与えないため		

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
に，架構の外殻を構成する部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。 　なお，設計竜巻による気圧差による荷重については，外気と通じており気圧差は発生しないことから考慮しない。 b. 中央制御室換気系冷凍機防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構）　（以降略） <u>3.3 竜巻より防護すべき施設を内包する施設</u> (1) 施設 a. タービン建屋 b. 使用済燃料乾式貯蔵建屋 c. 軽油貯蔵タンクタンク室 d. 排気筒モニタ建屋 (2) 要求機能 　竜巻より防護すべき施設を内包するタービン建屋，使用済燃料乾式貯蔵建屋，軽油貯蔵タンクタンク室及び排気筒モニタ建屋は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物等の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，設計飛来物等が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止し，また，防護すべき施設の必要な機能を損なわないことが要求される。 (3) 性能目標 a. タービン建屋，使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室 　タービン建屋，使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物等の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，設計飛来物等が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止可能なものとし，竜巻より防護すべき施設として必要な機能を損なわないよう，波及的影響を与えないものとすることを機能設計上の性能目標とする。		文章構成上の記載順序の違いによるもの（当社 3.1 に記載）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
タービン建屋，使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室は，設計竜巻荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，設計飛来物等が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止するために，設計飛来物等が竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材を貫通せず，また，竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えないために，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材自体の転倒及び脱落が生じない設計とすることを，構造強度設計上の性能目標とする。 b. 排気筒モニタ建屋 排気筒モニタ建屋は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物等の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，竜巻より防護すべき施設として必要な機能を損なわないようにするが，「3.1(1)c. 性能目標」に示すとおり内包する排気筒モニタは，竜巻を起因として放射性廃棄物処理施設の破損が発生することはないため，排気筒モニタ建屋も同様に，安全上支障のない期間に補修等の対応を行うこととして，設計基準事故時における安全機能を損なわない設計とすることを機能設計上の性能目標とする。 3.4 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 (1) 施設 a. 機械的影響を与える可能性がある施設 (a) サービス建屋 (b) 海水ポンプエリア防護壁 (c) 鋼製防護壁 (d) 発電所敷地の屋外に保管する資機材及び重大事故等対処設備 b. 機能的影響を与える可能性がある施設	3.4 竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設については，換気設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
(a)　非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）排気消音器 (b)　非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）付属排気配管及びベント配管 (c)　残留熱除去系海水系配管（放出側） (d)　非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水配管（放出側） (2) 要求機能 外部事象防護対象施設は，機械的及び機能的な波及的影響により，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，施設の安全機能を損なわないことが要求される。 (3) 性能目標 a.　機械的影響を与える可能性がある施設 （以降略） b.　機能的影響を与える可能性がある施設 （以降略） 3.5 竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 施設 a. 屋外の危険物貯蔵施設（火災） b. 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ（火災） c. 屋外タンク等（溢水） d. 送電線（外部電源喪失）	3.5 竜巻の影響を考慮する施設に対し，竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 施設 a. 屋外の危険物貯蔵施設等（火災） b. 屋外タンク等（溢水） c. 非常用所内電源設備（外部電源喪失）	設置する施設の違いによるものであり，MOX 燃料加工施設には同様の施設がないことから，新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
(2) 要求機能 竜巻随伴事象を考慮する施設は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，竜巻随伴事象により外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれのないことが要求される。	(2) 要求機能 竜巻随伴事象を考慮する施設は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，竜巻随伴事象により竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備のその機能を損なうおそれのないことが要求される。	
(3) 性能目標 a. 屋外の危険物貯蔵施設（火災） 屋外の危険物貯蔵施設は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，火災を発生させない又は火災が発生しても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを機能設計上の性能目標とする。	(3)性能目標 a. 屋外の危険物貯蔵施設等（火災） 屋外の危険物貯蔵施設等は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，火災を発生させない又は火災が発生しても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを機能設計上の性能目標とする。	
b. 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ（火災） 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプは，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，火災を発生させないことを機能設計上の性能目標とする。		設置する施設の違いによるものであり，MOX燃料加工施設には同様の施設がないことから，新たな論点が生じるものではない。
c. 屋外タンク等（溢水） 屋外タンク等は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，溢水を発生させない又は溢水が発生しても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを機能設計上の性能目標とする。	b. 屋外タンク等（溢水） 屋外タンク等は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，溢水を発生させない又は溢水が発生しても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを機能設計上の性能目標とする。	
d. 送電線（外部電源喪失） 送電線は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，外部電源	c. 非常用所内電源設備（外部電源喪失） 非常用所内電源設備は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後において	施設の違いによるものであり，新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
喪失を発生させない又は外部電源喪失が発生しても代替設備による電源供給ができることを機能設計上の性能目標とする。	も，電源供給ができることを機能設計上の性能目標とする。	
4. 機能設計 添付書類「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」で設定している設計竜巻に対し，「3. 要求機能及び性能目標」で設定している竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するために，各施設の機能設計の方針を定める。	4. 機能設計 添付書類「Ｖ－１－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針」で設定している設計竜巻に対し，「3. 要求機能及び性能目標」で設定している竜巻の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するために，各施設の機能設計の方針を定める。	
	4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋 (1)竜巻防護対象施設を収納する施設の設計方針 竜巻より防護すべき施設を収納する施設の設計方針は，「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために，以下の設計方針としている。	文章構成上の記載順序の違いによるもの（発電炉 4.3 に記載）
	a.　燃料加工建屋 燃料加工建屋は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，設計飛来物が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止するために，竜巻より防護すべき施設を建屋内部に収納することで，防護する設計とする。	施設の選定結果の差異は施設の違いによるものであり，新たな論点が生じるものではない。
	(2)重大事故等対処設備を収納する建屋の設計方針 重大事故等対処設備を収納する建屋については，屋外の重大事故等対処設備に合わせて説明する予定であり，次回以降に詳細を説明する。	
4.1 外部事象防護対象施設 (1) 屋外の外部事象防護対象施設		MOX 燃料加工施設に対象の

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
a. 残留熱除去系海水系ポンプの設計方針 残留熱除去系海水系ポンプは，「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1(1)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために，以下の設計方針としている。 防護対策施設に内包される残留熱除去系海水系ポンプは，設計竜巻の風圧力，気圧差及び防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，電源を確保するために，設計竜巻の影響を受けない原子炉建屋に設置している非常用所内電源から，地下等に設けたダクト内の電路を通じて受電する構成とする。また，ポンプの機能を維持することにより残留熱除去系負荷を冷却する機能を維持するために，ポンプモータへの電源供給を行い，ポンプの回転を維持することにより，残留熱除去系海水系に送水する設計とする。 b.　残留熱除去系海水系ストレーナの設計方針（以降略）		施設がないため、新たな論点が生じるものではない。
(2)　外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設（以降略）	4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設については，換気設備に合わせて説明する予定であり，次回以降に詳細を説明する。	
(3)　建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設 a. 燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーンの設計方針 燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーンは，「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1 (3)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために，以下の設	4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 a. 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系 非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は，「3. 要求機能及び性能目標」の「3.2 (2)c. 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために，以	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
計方針としている。 燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーンは，設計竜巻の風圧力及び防護ネットを通過する飛来物の衝突に対し，竜巻襲来予測時には，燃料取扱作業を中止し，外部事象防護対象施設に影響を及ぼさない待機位置への退避措置を行う運用等により，原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放状態においても，燃料の落下を防止し，近傍の外部事象防護対象施設に転倒による影響を及ぼさない設計とする。 4.2 防護対策施設 (1) 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構）の設計方針 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設は，防護ネット，防護鋼板及び架構で構成し，「3. 要求機能及び性能目標」の「3.2(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために，以下の設計方針としている。 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設のうち防護ネットは，設計竜巻による風圧力及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，設計飛来物が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止可能とするために，外部事象防護対象施設の上部及び側面に設置し，設計飛来物が防護ネットに衝突した際に破断せず，設計飛来物の鋼製材を受け止める設計とする。 また，防護ネットは設計竜巻の風圧力及び設計飛来物の鋼製材の衝突に対し，防護ネットがたわんだとしても，外部事象防護対象施設の必要な機能を損なわないように，外部事象防護対象施設に対し一定の離隔を有する設計とする。	下の設計方針としている。 なお，建屋の迷路構造により防護することから，竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針に包絡される設計とする。 非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設については，非常用所内電源設備に合わせて説明する予定であり，次回以降に詳細を説明する。	当社に対象の施設がないため、新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
防護ネットについては，網目の細かい複数枚のネットを重ねて設置することにより，設計飛来物の鋼製材はネットに衝突し，ネット内側に侵入させない設計とする。 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設のうち防護鋼板は，設計竜巻による風圧力及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，設計飛来物が外部事象防護対象施設へ衝突することを防止するために，非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファンを取り囲むように設置し，また，外部事象防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン防護対策施設のうち架構は，設計竜巻による風圧力及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，外部事象防護対象施設が必要な機能を維持するために，防護ネット及び防護鋼板を支持し，また，外部事象防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 (2)　中央制御室換気系冷凍機防護対策施設（防護ネット，防護鋼板及び架構）の設計方針　（以降略） <u>4.3　竜巻より防護すべき施設を内包する施設</u> (1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設の設計方針 竜巻より防護すべき施設を内包する施設の設計方針は，「3. 要求機能及び性能目標」の「3.3(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために，以下の設計方針としている。 a. タービン建屋，使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室 タービン建屋，使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛		文章構成上の記載順序の違いによるもの（当社 4.1に記載）

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，設計飛来物が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止するために，竜巻より防護すべき施設を建屋，地中構造物の内部に設置し，また，竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えないために，竜巻から防護すべき施設に対し一定の離隔を有する設計とする。 b. 排気筒モニタ建屋 排気筒モニタ建屋は，竜巻通過後において，内包する排気筒モニタの補修等の対応を考慮して，運転管理等の運用の措置により速やかに機能を復帰する運用とする。		
4.4　外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 （以降略）	4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設については，換気設備に合わせて説明する予定であり，次回以降に詳細を説明する。	
4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　屋外の危険物貯蔵施設（火災）の設計方針 屋外の危険物貯蔵施設（火災）は，「3.　要求機能及び性能目標」の「3.4(3)　性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために，以下の設計方針としている。 屋外の危険物貯蔵施設は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，火災を発生させない又は火災が発生しても他の原因による火災の影響の範囲内に収まるように，火災による損傷の防止における想定に包絡される設計とする。 屋外の危険物貯蔵施設に対する火災防護設計については，添付書類「Ｖ-1-1-2-5　外部火災への配慮に関する説明書」に示す。	4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1) 屋外の危険物貯蔵施設等（火災）の設計方針 屋外の危険物貯蔵施設等（火災）は，「3.　要求機能及び性能目標」の「3.4(3)　性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために，以下の設計方針としている。 屋外の危険物貯蔵施設等は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，火災を発生させない又は火災が発生しても他の原因による火災の影響の範囲内に収まるように，火災による損傷の防止における想定に包絡される設計とする。 屋外の危険物貯蔵施設等に対する火災防護設計については，添付書類「Ｖ－１－１－６　火災及び爆発の防止に関する説明書」添付書類「Ｖ－１－１－１－４　外部火災	

発電炉（東海第二）	MOX燃料加工施設	備考
	への配慮に関する説明書」に示す。	
(2)　残留熱除去系海水ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設計方針 残留熱除去系海水ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は，「3.　要求機能及び性能目標」の「3.4(3)　性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために，以下の設計方針としている。 残留熱除去系海水ポンプ及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，火災を発生させないように，海水ポンプエリア防護対策施設を設置し，火災を引き起こし得る設計飛来物が衝突しない設計とする。		設置する施設の違いによるものであり，MOX燃料加工施設には同様の施設がないことから，新たな論点が生じるものではない。
(3)　屋外タンク等（溢水）の設計方針 屋外タンク等（溢水）は，「3.　要求機能及び性能目標」の「3.4(3)　性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために，以下の設計方針としている。 屋外タンク等（溢水）は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，溢水を発生させない又は溢水が発生しても他の原因による溢水の影響の範囲内におさまるように，溢水による損傷防止における溢水量の想定に包絡される設計とする。 屋外タンク等に対する溢水防護方針については，添付書類「V-1-1-8　発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に示す。	(2)屋外タンク等（溢水）の設計方針 屋外タンク等（溢水）は，「3.　要求機能及び性能目標」の「3.4(3)　性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために，以下の設計方針としている。 屋外タンク等（溢水）は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，溢水を発生させない又は溢水が発生しても他の原因による溢水の影響の範囲内におさまるように，溢水による損傷防止における溢水量の想定に包絡される設計とする。 屋外タンク等に対する溢水防護方針については，添付書類「Ｖ－１－１－７　溢水影響に関する評価」に示す。	
(4)　送電線（外部電源喪失）の設計方針 送電線（外部電源喪失）は，「3.　要求機能及び性能目標」の「3.4(3)　性能目標」で設定している機能設計上の	(3)非常用所内電源設備（外部電源喪失）の設計方針 非常用所内電源設備（外部電源喪失）は，「3.　要求機能及び性能目標」の「3.4(3)　性能目標」で設定している	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
性能目標を達成するために，以下の設計方針としている。 送電線は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，外部電源を喪失させない又は外部電源喪失が発生しても代替設備による電源供給ができるように，代替設備としての設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，十分な強度を有する建屋等にディーゼル発電機を設置する設計とする。	機能設計上の性能目標を達成するために，以下の設計方針としている。 非常用所内電源設備は，設計竜巻の風圧力，気圧差及び設計飛来物の衝突に対し，竜巻時及び竜巻通過後においても，外部電源を喪失させない又は外部電源喪失が発生しても非常用所内電源設備の機能が維持できる設計とする。	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
1. 概要 本資料は，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第7 条及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に適合し，技術基準規則第54 条及びその解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備に配慮する設計とするため，添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書」のうち「V-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書」の「V-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針」（以下「V-1-1-2-3-3」という。）に基づき，竜巻の影響を考慮する施設が，設計竜巻に対して要求される強度を有することを確認するための強度評価方針について説明するものである。	1.　概要 本資料は，「加工施設の技術基準に関する規則」（以下，「技術基準規則」という。）第八条に適合し，技術基準規則第三十条に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備に配慮する設計とするため，添付書類「Ｖ－１－１－１　加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち「Ｖ－１－１－１－２　竜巻への配慮に関する説明書」の「Ｖ－１－１－１－２－３　竜巻防護に関する施設の設計方針」に基づき，竜巻の影響を考慮する施設が，設計竜巻に対して要求される強度を有することを確認するための強度評価方針について説明するものである。	適合を確認する規則の差異によるものであり，新たな論点が生じるものではない。
強度評価は，添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書」のうち「V-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書」の「V-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針」（以下「V-1-1-2-3-1」という。）に示す適用規格を用いて実施する。	強度評価は，本添付書類に示す適用規格を用いて実施する。	
なお，防護ネットや防護鋼板等の防護対策施設の設計方針については，添付書類「V-3-別添1-2 防護対策施設の強度計算の方針」に示し，屋外重大事故等対処設備に設置する固縛装置の設計方針については，添付書類「V-3-別添1-3 屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算の方針」に示す。具体的な計算の方法及び結果は，添付書類「V-3-別添1-2-1 防護対策施設の強度計算書」及び添付書類「V-3-別添1-3-1 屋外重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算書」に示す。		防護対策設備は発電炉固有の設計上の考慮であり，当 MOX 燃料加工施設に対象の設備がないため，新たな論点が生じるものではない。 屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算の方針については屋外の重大事故等対処設備の申請時に示す。
その他の竜巻の影響を考慮する施設の具体的な計算の方法及び結果は，添付書類「V-3-別添1-1-1 竜巻より防護すべき	燃料加工建屋に対する具体的な計算の方法及び結果は，添付書類「Ⅳ－２－２－１　竜巻への配慮が必要な施設を収納	

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>施設を内包する施設の強度計算書」から添付書類「V-3-別添1-1-10 波及的影響を及ぼす可能性がある施設の強度計算書」に示す。</td><td>する建屋の強度計算書」に示す。</td><td>換気設備の申請時に示す。</td></tr>
<tr><td>2. 強度評価の基本方針
強度評価は，「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設を対象として，「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で示す設計竜巻による荷重及び組み合わすべきその他の荷重による組合せ荷重により生じる応力等が「4.2 許容限界」で示す許容限界内にあることを「5. 強度評価方法」に示す計算方法を使用し，「6. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</td><td>2.　強度評価の基本方針
強度評価は,「2.1　竜巻の影響を考慮する施設」に示す竜巻防護に関する施設について,「4.1　荷重及び荷重の組合せ」で示す設計荷重(竜巻)が,「4.2　許容限界」で示す許容限界内にあることを「5.　強度評価方法」に示す計算方法を使用し,「6.　適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</td><td></td></tr>
<tr><td>2.1 評価対象施設
V-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」にて構造強度上の性能目標を設定している竜巻の影響を考慮する施設を強度評価の対象とする。強度評価を行うにあたり，評価対象施設を以下のとおり分類することとし，表2-1 に示す。</td><td>2.1　強度評価の対象施設
添付書類「Ｖ－１－１－１－２－３　竜巻防護に関する施設の設計方針」の「3.　要求機能及び性能目標」にて構造強度上の性能目標を設定している竜巻の影響を考慮する施設を強度評価の対象とする。強度評価を行うにあたり対象施設は以下に分類される燃料加工建屋である。強度評価における分類を第 2.1-1 表に示す。</td><td></td></tr>
<tr><td>(1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設
屋内の竜巻より防護すべき施設を防護する外殻となる，竜巻より防護すべき施設を内包する施設とする。</td><td>(1)　竜巻の影響を考慮する施設を収納する建屋
a. 竜巻防護対象施設を収納する建屋
竜巻より防護すべき施設を収納する施設であり，施設を防護する外殻となる施設とする。

第 2.1-1 表　強度評価における施設分類
<table><tr><th>強度評価における分類</th><th>施設名称</th></tr><tr><td>(1)竜巻より防護すべき施設を収納する施設</td><td>燃料加工建屋</td></tr></table></td><td>施設名称の違いによる定義の差異であるため，新たな論点が生じるものではない記載箇所の差異によるものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。(発電炉表2-1に該当)</td></tr>
<tr><td>(2) 屋外の外部事象防護対象施設
設計竜巻による荷重及びそれと組み合わせる荷重に対し構造強度を維持する必要がある屋外の外部事象防護対象施設とする。</td><td></td><td>当社に対象の設備がないため、新たな論点が生じるものではない。</td></tr>
</table>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
(3) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設 設計竜巻による荷重及びそれと組み合わせる荷重に対し構造強度を維持する必要がある，外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設とする。		換気設備及び非常用所内電源設備の申請時に示す。
(4) 建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設 設計竜巻による荷重及びそれと組み合わせる荷重に対し構造強度を維持する必要がある，建屋等による飛来物の防護が期待できない屋内の外部事象防護対象施設とする。		非常用所内電源設備の申請時に示す。
(5) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設とする。		換気設備の申請時に示す。
2.2 評価方針 竜巻の影響を考慮する施設は，V-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」にて設定している構造強度設計上の性能目標を達成するため，「2.1 評価対象施設」で分類した施設ごとに，竜巻に対する強度評価を実施する。 強度評価の評価方針は，それぞれ「2.2.1(1) 衝突評価」の方針，「2.2.1(2) 構造強度評価」の方針及び「2.2.1(3) 動的機能維持評価」の方針に分類でき，評価対象施設はこれらの評価を実施する。	2.2　評価方針 竜巻の影響を考慮する施設は，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－３　竜巻防護に関する施設の設計方針」の「3.　要求機能及び性能目標」にて設定している構造強度上の性能目標を達成するため，竜巻に対する強度評価を実施する。 強度評価の評価方針は，それぞれ「2.2.1　(1)　衝突評価」の方針及び「2.2.1　(2)　構造評価」の方針に分類でき，強度評価の対象施設はこれらの評価を実施する。	
外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設の強度評価は，防護措置として設置する防護対策施設，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の強度評価を踏まえたものであるため，防護対策施設，竜巻より防護すべき施設を内包する施設について示したうえで，外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設について示す。		換気設備の申請時に示す。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
2.2.1 評価の分類 (1) 衝突評価 衝突評価は，竜巻による設計飛来物による衝撃荷重に対する直接的な影響の評価として，評価対象施設が，貫通，貫入，ひずみ等の変形が生じた場合においても，当該施設の機能を維持可能な状態に留めることを確認する評価とする。 評価対象施設の構造及び当該施設の機能を考慮し，飛来物の衝突により想定される損傷モードを以下のとおり分類し，それぞれの評価方針を設定する。 a. 建屋・構造物 (a) 貫通 (b) ひずみ b. 機器・配管系 (a) 貫入	2.2.1　評価の分類 (1) 衝突評価 衝突評価は，竜巻による飛来物による衝撃荷重に対する直接的な影響の評価として，強度評価の対象施設に，貫通，裏面剥離が生じないことを確認する評価とする。 強度評価の対象施設の構造を考慮し，飛来物の衝突により想定される損傷モードを以下のとおり分類し，それぞれの評価方針を設定する。 a.　建屋 (a)　貫通評価 (b)　裏面剥離評価	飛来物の衝突による損傷モードとして貫通，裏面剥離を設定したこと、鋼材等のひずみによる評価対象が存在しないことから衝突評価は、貫通評価及び裏面剥離評価と整理しているものであり、新たな論点が生じるものではない。
(2) 構造強度評価 構造強度評価は，竜巻の風圧力による荷重，気圧差による荷重及び設計飛来物による衝撃荷重により生じる応力等に対し，評価対象施設及びその支持構造物が，当該施設の機能を維持可能な構造強度を有することを確認する評価とする。構造強度評価は，構造強度により閉止性及び開閉機能を確保することの評価を含む。 構造強度評価は，評価対象施設の構造を考慮し，以下の分類ごとに評価方針を設定する。 a. 建屋・構造物 建屋・構造物の構造強度評価は，鉄筋コンクリート造構造物と鋼製構造物に分類し， その構造を踏まえた評価項目を抽出する。 (a) 鉄筋コンクリート造構造物 イ. 裏面剥離	(2)　構造強度評価 構造強度評価は，竜巻の風圧力による荷重，気圧差による荷重，設計飛来物による衝撃荷重及びその他の荷重(通常時に作用している荷重，積雪荷重)を適切に組み合わせた荷重(以下「設計荷重(竜巻)」という。)により生じる応力等に対し，竜巻の影響を考慮する施設が，当該施設の機能を維持可能な構造強度を有することを確認する。 a.　建屋 建屋の構造評価は，鉄筋コンクリート造構造物を対象とし，その構造を踏まえた評価項目を抽出する。 (a)　鉄筋コンクリート造構造物 イ. 変形評価	当社及び発電炉それ

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>ロ．転倒及び脱落
ハ．変形

(b) 鋼製構造物
イ．転倒及び脱落
ロ．変形
b．機器・配管系

（以下，省略）

(3) 動的機能維持評価

（以下，省略）

表 2-1 強度評価における施設分類
<table>
<tr><th>強度評価における分類施設名称</th><th>強度評価における分類施設名称</th></tr>
<tr><td>(1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設</td><td>・タービン建屋
・使用済燃料乾式貯蔵建屋
・軽油貯蔵タンクタンク室</td></tr>
<tr><td>(2) 屋外の外部事象防護対象施設</td><td>・残留熱除去系海水系ポンプ
・残留熱除去系海水系ストレーナ
・主排気筒
・中央制御室換気系冷凍機
・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）室ルーフベントファン
・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含</td></tr>
</table></td><td>ロ．荷重評価</td><td>ぞれ固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。
換気設備の申請時に示す。

換気設備及び非常用所内電源設備の申請時に示す。

換気設備及び非常用所内電源設備の申請時に示す。</td></tr>
</table>

発電炉（東海第二）		MOX 燃料加工施設	備考
	む。）用海水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ストレーナ ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）吸気口 ・配管及び弁（残留熱除去系海水系ポンプ，中央制御室換気系冷凍機及び非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水ポンプ周り） ・非常用ガス処理系排気筒（配管部を含む。以下同じ。） ・原子炉建屋＊		
(3) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象 施設	・中央制御室換気系隔離弁，ファン（ダクト含む。），非常用ディーゼル発電機室換気系ダクト及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室換気系ダクト ・原子炉建屋換気系隔離弁及びダクト（原子炉建屋原子炉棟貫通部）		
(4) 外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 a. 機械的影響を及ぼす可能性がある施設 b. 機能的影響を	a. 機械的影響を及ぼす可能性がある施設 ・サービス建屋 ・海水ポンプエリア防護壁 ・鋼製防護壁 b. 機能的影響を及ぼす可能性がある施設 ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含		

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>及ぼす可能性がある施設</td><td>む。）排気消音器
・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）付属排気配管及びベント配管
・残留熱除去系海水系配管（放出側）
・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）用海水配管（放出側）</td></tr>
</table>
注記　＊：原子炉建屋は屋外の外部事象防護対象施設であるが，竜巻より防護すべき施設を内包する機能も有することから，強度評価においては「竜巻より防護すべき施設を内包する施設」の分類で評価する。

3. 構造強度設計
　V-1-1-2-3-1 で設定している設計竜巻に対し，「2.1 評価対象施設」で設定している施設が，構造強度設計上の性能目標を達成するように，V-1-1-2-3-3 の「4. 機能設計」で設定している各施設が有する機能を踏まえ，構造強度の設計方針を設定する。
　各施設の構造強度の設計方針を設定し，設計竜巻による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，各施設の構造強度を維持するように構造設計と評価方針を設定する。

3.1 構造強度の設計方針
　V-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度上の性能目標を達成するための設計方針を「2.1 評価対象施設」で設定している評価対象施設分類ごとに示す。
</td><td>3.　構造強度設計
　「Ｖ－１－１－１－２－１　竜巻への配慮に関する基本方針」で設定している設計竜巻に対し，「2.1 強度評価の対象施設」で設定している施設が，構造強度設計上の性能目標を達成するように，構造強度の設計方針を設定する。

　施設の構造強度の設計方針を設定し，設計荷重(竜巻)に対し，施設の構造強度を維持するように構造設計と評価方針を設定する。

3.1　構造強度の設計方針
　添付書類「Ｖ－１－１－１－２－３　竜巻防護に関する施設の設計方針」の「3.　要求機能及び性能目標」で設定している構造強度上の性能目標を達成するための設計方針を「2.1 強度評価の対象施設」で設定している強度評価の対象施設に対して示す。</td><td></td></tr>
</table>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
(1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設 原子炉建屋，タービン建屋，使用済燃料乾式貯蔵建屋及び軽油貯蔵タンクタンク室は，V-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」の「3.3(3) 性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ，設計竜巻による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，設計飛来物が竜巻より防護すべき施設に衝突することを防止するために，竜巻より防護すべき施設を内包する施設のうち，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材を設計飛来物が貫通せず，また，竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えないために，竜巻より防護すべき施設を内包する施設のうち，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材の転倒及び脱落が生じない設計とする。なお，外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす可能性がある施設に整理している，海水ポンプエリア防護壁についても，竜巻より防護すべき施設を内包する施設としての機能を期待する部位を含んでいることから，当該部位についても，上記の設計方針に準じた設計とする。	(1)　竜巻により防護すべき施設を収納する施設 燃料加工建屋は，添付書類「Ｖ－１－１－１－２－３　竜巻防護に関する施設の設計方針」の「3.　要求機能及び性能目標」の「3.1　(3)　要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標を踏まえ，設計荷重(竜巻)に対し，竜巻による飛来物から防護すべき施設を収納する施設のうち，竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻を構成する部材を飛来物が貫通せず，また，竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えないために，竜巻より防護すべき施設を収納する施設のうち，その外殻を構成する部材の脱落及び転落が生じない設計とする。	施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。 換気設備の申請時に示す。
(2) 屋外の外部事象防護対象施設 （省略）		発電炉固有の設計上の考慮であり、MOX 燃料加工施設に対象の設備がないため、新たな論点が生じるものではない。
(3) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設 （省略）		換気設備及び非常用所内電源設備の申請時に示す。
(4) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設		換気設備の申請時に示す。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
（以下，省略） 3.2 機能維持の方針 　V-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度上の性能目標を達成するために，「3.1 構造強度の設計方針」に示す設計方針を踏まえ，V-1-1-2-3-1 の「2.1.3(2) 荷重の組合せ及び許容限界」で設定している荷重を適切に考慮して，各施設の構造設計及びそれを踏まえた評価方針を設定する。 (1) 竜巻より防護すべき施設を内包する施設 　竜巻より防護すべき施設を内包する施設の機能維持の方針は，施設の設置状況に応じ，以下の方針とする。 a. 建屋（原子炉建屋，タービン建屋及び使用済燃料乾式貯蔵建屋） (a) 構造設計 　建屋は，「3.1 構造強度の設計方針」で設定している設計方針及びV-1-1-2-3-1 の「2.1.3(2) 荷重の組合せ及び許容限界」で設定している荷重を踏まえ，以下の構造とする。 　建屋に作用する荷重は，外殻を構成する屋根スラブ及び外壁に作用し，建屋内に配置された耐震壁又は鉄骨架構を介し，直接岩盤等に支持する基礎版へ伝達する構造とする。 建屋の構造計画を表3-1 に示す。 (b) 評価方針 イ．衝突評価 　建屋の衝突評価については，飛来物が竜巻より防護すべき施設の外殻を構成する部材を貫通しない設計とするために，飛来物による衝撃荷重に対し，当該部材が設計飛来物の貫通を生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する。 評価方法としては，「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す限界	3.2　機能維持の方針 　添付書類「V-1-1-1-2-3　竜巻防護に関する施設の設計方針」の「3.　要求機能及び性能目標」で設定している構造強度上の性能目標を達成するために「3.1　構造強度の設計方針」に示す設計方針を踏まえ，添付書類「V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針」の「4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で設定している荷重を適切に考慮して，施設の構造設計及びそれを踏まえた評価方針を設定する。 (1)竜巻防護対象施設を収納する建屋 　竜巻より防護対象施設を収納する施設の機能維持の方針は、以下に示す。 a.　建屋(燃料加工建屋) (a)　構造設計 　建屋は，「3.1　構造強度の設計方針」で設定している設計方針及び「4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で設定している荷重を踏まえ，以下の構造とする。 　建屋に作用する荷重は，外殻を構成する屋根及び壁に作用し，建屋に配置された耐震壁を介し，直接岩盤等に支持する基礎スラブへ伝達する構造とする。 建屋の構造計画を第 3.1-1 表に示す。 (b)　評価方針 イ．衝突評価 　建屋の衝突評価については，飛来物が竜巻により防護すべき施設の外殻を構成する部材を貫通しない設計とするために，飛来物による衝撃荷重に対し，当該部材が飛来物の貫通を生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する。 評価方法としては，「5.1.1(3)　強度評価方法」に示す限界厚	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
厚さ評価式により算出した厚さを基に評価を行う。 最小厚さ以上であることの確認ができない場合は，当該部材が設計飛来物の運動エネルギを吸収できること，又は，鋼板部については終局状態に至るひずみを生じないこと，若しくは鉄筋コンクリート部については鉄筋が終局状態に至るひずみを生じないことを確認する。評価方法としては，「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す限界厚さ評価式を基にして算出した吸収エネルギ，又はＦＥＭを用いた解析により算出したひずみを基に評価を行う。	さ評価式により算出した厚さを基に行う。	燃料加工建屋の壁及び屋根は、飛来物によっても貫通を生じさせない最小厚さ以上の版厚とすることとから施設固有の差異であり，新たな論点が生じるものではない。
ロ．構造強度評価 建屋の構造強度評価については，竜巻より防護すべき施設に波及的影響を与えない確認として，設計飛来物による衝撃荷重に対し，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる部材自体の脱落を生じない設計とするために，外殻となる屋根スラブ及び壁面のうち，コンクリートの裏面剥離により内包する外部事象防護対象施設への影響が考えられる箇所については，裏面剥離によるコンクリート片の飛散が生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する。評価方法としては，「5.1.1(3) 強度評価方法」に示す限界厚さ評価式により算出した厚さを基に評価を行う。最小厚さ以上であることの確認ができない場合は，屋根スラブのデッキプレート及び外壁内面に設置したライナが終局状態に至るようなひずみを生じないこと，内貼り材の無い壁面については，鉄筋が実験結果を基に設定した裏面剥離に至るひずみを生じないことを解析により確認する。評価方法としては，ＦＥＭを用いた解析により算出したひずみを基に評価を行う。	ロ．構造強度評価 建屋の構造強度評価については，竜巻により防護すべき施設に波及的影響を与えない確認として，飛来物による衝撃荷重に対し，竜巻により防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部材自体の脱落を生じない設計とするために，外殻となる屋根スラブ及び壁面のうち，コンクリートの裏面剥離により収納する外部事象防護対象施設への影響が考えられる箇所については，裏面剥離によるコンクリート片の飛散が生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する。評価方法としては，「5.1.1(3)　強度評価方法」に示す限界厚さ評価式により算出した厚さを基に評価を行う。	燃料加工建屋の壁及び屋根は、飛来物によっても貫通を生じさせない最小厚さ以上の版厚とすることとから施設固有の差異であり，新たな論点が生じるものではない。
また，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とするために，設計竜巻による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，屋根スラブ，屋根スラブのスタッド及び構造躯体に終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じないことを計算及び解析により確認する。評価方法としては，「5.1.2(3) 強度評価方法」	また，竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる建屋の倒壊及び部材の脱落を生じない設計とするために，設計荷重(竜巻)に対し，屋根及び耐震壁に終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じないことを計算及び解析により確認する。評価方法としては，「5.1.1(3)　強度評価方法」に示す強度評価式により算出した応力等並びに建屋の質点系モデ	燃料加工建屋の壁及び屋根は、飛来物によっても貫通を生じさせない最小厚さ以上の版厚とすることとから施設固有の差異であり，新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
に示す強度評価式により算出した応力等並びに建屋の地震応答解析モデルを用いて算出したせん断ひずみを基に評価を行う。 竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる扉については，設計竜巻の気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，扉支持部材の破断による転倒及び脱落を生じないことを計算により確認する。	ルを用いて算出したせん断ひずみ度を基に評価を行う。	発電炉固有の設計上の考慮であり、MOX 燃料加工施設では外殻となる扉の内側に竜巻より防護すべき施設がないことから，新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）

表3-1 建屋の構造計画(1/6)

施設分類	施設名称	計画の概要		説明図
		主体構造	支持構造	
建屋				

表3-1 建屋の構造計画(2/6)
(以下，省略)

表3-1 建屋の構造計画(3/6)
(以下，省略)

表3-1 建屋の構造計画(4/6)
(以下，省略)

表3-1 建屋の構造計画(5/6)
(以下，省略)

MOX 燃料加工施設

第 3.1-1 表　建屋の構造計画

施設名称	計画の概要		説明図
	主要構造	支持構造	
燃料加工建屋	鉄筋コンクリート造	建屋の荷重は外壁を構成する根太及び壁作用にし，建屋配置にされた耐震壁を介等し，基礎スラブ伝達構へする造とする。	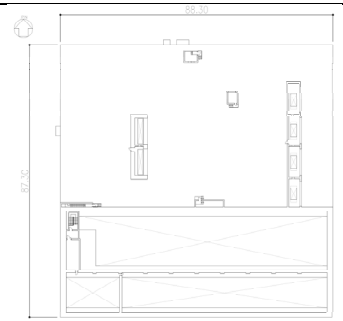 塔屋階平面図 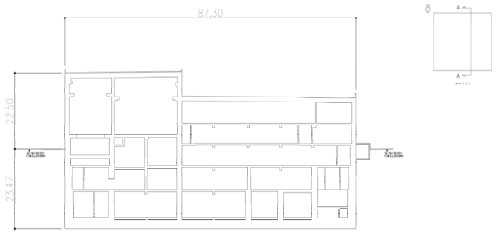 A-A 断面図 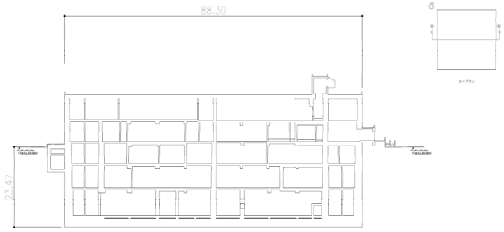 B-B 断面図

備考

施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
表3-1 建屋の構造計画(6/6) （以下，省略）		
b. 構造物（軽油貯蔵タンクタンク室） （以下，省略）		発電炉固有の設計上の考慮であり、MOX 燃料加工施設に対象の設備がないため、新たな論点が生じるものではない。
(2) 屋外の外部事象防護対象施設 （以下，省略）		発電炉固有の設計上の考慮であり、MOX 燃料加工施設に対象の設備がないため、新たな論点が生じるものではない。
(3) 外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設 （以下，省略）		換気設備及び非常用所内電源設備の申請時に示す。
(4) 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 （以下，省略）		換気設備の申請時に示す。

発電炉（東海第二）

表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(1/10)

分類	施設名称	評価対象部位	評価項目	評価項目分類	選定理由
竜巻より防護すべき施設を内包する施設	原子炉建屋	屋根スラブ（デッキプレート含む。），外壁，構造躯体	衝突	貫通ひずみ	竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる部分への設計飛来物の衝突を考慮し，当該部に貫通が生じないことを確認するため，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる外壁及び屋根スラブ（鉄筋を含む。）を評価対象部位として選定する。
			構造強度	裏面剥離	竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる部分への設計飛来物の衝突を考慮し，当該部の脱落による影響が生じないことを確認するため，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる外壁及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。
				転倒及び脱落	竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重の作用を考慮し，当該部の転倒及び脱落が生じないことを確認するため，構造躯体及び屋根スラブを評価対象部位として選定する。
		・原子炉建屋大物搬入口屋（原子炉建屋原子炉棟水密扉（潜戸含む。）及び内側扉） ・原子炉建屋付属棟1階電気室搬入口水密扉 ・原子炉建屋付属棟1階東側水密扉 ・原子炉建屋付属棟1階南側水密扉 ・原子炉建屋付属棟2階東側機器搬入口扉 ・原子炉建屋付属棟2階サンプルタンク室連絡通路扉	衝突	貫通	竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる部分への設計飛来物の衝突を考慮し，当該部に貫通が生じないことを確認するため，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる竜巻の影響に対する防護を期待する扉の扉板を評価対象部位として選定する。
		・原子炉建屋付属棟3階バルブ室東側扉 ・原子炉建屋付属棟3階バルブ室北側扉 ・原子炉建屋付属棟3階西側非常用階段連絡口扉 ・空調機械室搬入口扉（潜戸含む。） ・原子炉建屋付属棟4階南東側機器搬入口扉	構造強度	転倒及び脱落	竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる部分への竜巻の気圧差による荷重の作用を考慮し，当該部の転倒及び脱落が生じないことを確認するため，竜巻の影響に対する防護を期待する扉の扉板を固定する部位（カンヌキ若しくはボルト）を評価対象部位として選定する。

表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(2/10)
(以下略)

表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(3/10)
(以下略)

表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(4/10)
(以下略)

表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(5/10)
(以下略)

表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(6/10)
(以下略)

表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(7/10)
(以下略)

表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(8/10)

MOX 燃料加工施設

第 3.1-2 表　竜巻の影響を考慮する施設　強度評価対象部位

分類	施設名称	評価対象部位	評価項目	評価項目分類	選定理由
竜巻により防護すべき施設を収納する施設	燃料加工建屋	屋根，壁，構造躯体	衝突評価	貫通評価	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への飛来物の衝突を考慮し，竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に飛来物の貫通が生じないことを確認するため，竜巻防護対象施設を設置する区画の壁及び屋根を評価部位として選定する。
				裏面剥離評価	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への飛来物の衝突を考慮し，竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材に裏面剥離が生じないことを確認するため，竜巻防護対象施設を設置する区画の壁及び屋根を評価部位として選定する。
			構造評価	変形評価	竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重を考慮し，燃料加工建屋の倒壊，構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋に過大な変形が生

備考

施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>（以下略）

表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位(9/10)
（以下略）

表3-20 竜巻の影響を考慮する施設 強度評価対象部位
(10/10)
（以下略）

4. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界
竜巻の影響を考慮する施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せを，「4.1 荷重及び荷重の組合せ」に，許容限界を「4.2 許容限界」に示す。

4.1 荷重及び荷重の組合せ
竜巻の影響を考慮する施設の強度評価にて考慮する荷重及び荷重の組合せは，V-1-1-2-3-1 の「2.1.3(2) 荷重の組合せ及び許容限界」を踏まえ，以下のとおり設定する。

(1) 荷重の種類
a. 常時作用する荷重(Ｆｄ)
常時作用する荷重は，持続的に生じる荷重であり，自重，水頭圧及び上載荷重とする。
b. 竜巻による荷重(ＷＴ)
竜巻による荷重は，設計竜巻の以下の特性を踏まえ，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重とする。設計竜巻の特性値を表4-1 に示す。</td>
<td>じないことを確認するため，竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる建屋全体を評価対象部位として選定する。
荷重評価：竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻となる部分への竜巻による荷重を考慮し，燃料加工建屋の屋根の構造健全性を確認するため，屋根を評価対象部位として選定する。

4.　荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界
竜巻の影響を考慮する施設の強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せを「4.1　荷重及び荷重の組合せ」に，許容限界を「4.2　許容限界」に示す。

4.1　荷重及び荷重の組合せ
設計対処施設の強度評価にて考慮する荷重及び荷重の組合せは,「Ｖ－１－１－１－２－１　竜巻の影響を考慮する施設の基本方針」の「2.1.3(2) 荷重の組合せ及び許容限界」を踏まえ，以下のとおり設定する。
(1)　荷重の種類
a.　通常時に作用している荷重(F_d)
通常時に作用している荷重は，持続的に生じる荷重であり，固定荷重，積載荷重とする。
b.　竜巻による荷重(W_T)
竜巻による荷重は，設計竜巻の以下の特性値を踏まえ，風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重とする。設計竜巻の特性値を第 4.1-1 表に示す。</td>
<td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
・竜巻の最大気圧低下量(ΔＰｍａｘ)
ΔＰｍａｘ ＝ ρ V_{Rm}^2
ρ：空気密度(＝1.22 kg/m3)
ＶＲｍ：竜巻の最大接線風速(m/s)
・竜巻の最大接線風速(ＶＲｍ)
ＶＲｍ ＝ ＶＤ － ＶＴ
ＶＤ：竜巻の最大風速(m/s)
ＶＴ：竜巻の移動速度(m/s)
・竜巻の移動速度(ＶＴ)
ＶＴ ＝ 0.15 ＶＤ
ＶＤ：竜巻の最大風速(m/s)

表4-1 設計竜巻の特性値
<table>
<tr><th>最大風速
V_D
(m/s)</th><th>移動速度
V_T
(m/s)</th><th>最大接線風速
V_{Rm}
(m/s)</th><th>最大気圧低下量
ΔP_{max}
(N/m^2)</th></tr>
<tr><td>100</td><td>15</td><td>85</td><td>8900</td></tr>
</table>
(a) 風圧力による荷重(WW)
風圧力による荷重は，竜巻の最大風速による荷重である。竜巻による最大風速は，一般的には水平方向の風速として設定されるが，鉛直方向の風圧力に対して脆弱と考えられる竜巻の影響を考慮する施設が存在する場合には，鉛直方向の最大風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力についても考慮する。
風圧力による荷重は，施設の形状により変化するため，施設の部位ごとに異なる。そのため，各施設及び評価対象部位に対して厳しくなる方向からの風を想定し，各施設の部位ごとに荷重を設定する。
ガスト影響係数(Ｇ)は設計竜巻の風速が最大瞬間風速をベースとしていること等から，施設の形状によらず「竜巻影響
</td>
<td>
・竜巻の最大気圧低下量(ΔP_{max})
ΔP_{max}＝ρ×V_{Rm}^2
ρ：空気密度(=1.22(kg/m^3))
V_{Rm}：竜巻の最大接線風速(m/s)
・竜巻の最大接線速度(V_{Rm})
V_{Rm}＝V_D－V_T
V_D：竜巻の最大風速(m/s)
V_T：竜巻の移動速度(m/s)
・竜巻の移動速度(V_{Rm})
V_T＝0.15×V_D
V_D：竜巻の最大風速(m/s)

第 4.1-1 表　設計竜巻の特性値
<table>
<tr><th>最大風速
V_D
(m/s)</th><th>移動速度
V_T
(m/s)</th><th>最大接線風速
V_{Rm}
(m/s)</th><th>最大気圧低下量
ΔP_{max}
(N/m^2)</th></tr>
<tr><td>100</td><td>15</td><td>85</td><td>8,900</td></tr>
</table>
(a)　風圧力による荷重(W_W)
風圧力による荷重は，竜巻の最大風速による荷重である。竜巻による最大風速は，一般的には水平方向の風速として設定されるが，鉛直方向の風圧力に対して脆弱と考えられる竜巻の影響を考慮する施設が存在する場合には，鉛直方向の最大風速等に基づいて算出した鉛直方向の風圧力についても考慮する。
風圧力による荷重は，施設の形状により変化するため，施設の部位ごとに異なる。そのため，各施設及び評価対象部位に対して厳しくなる方向からの風を想定し，施設の部位ごとに荷重を設定する。
ガスト影響係数(G)は設計竜巻の風速が最大瞬間風速をベースとしていること等から，施設の形状によらず「原子力発
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
評価ガイド」を参照して，Ｇ＝1.0 とする。空気密度(ρ)は「建築物荷重指針・同解説」（（社）日本建築学会（2004 改定））よりρ＝1.22 kg/m^3 とする。 設計用速度圧については施設の形状に影響を受けないため，設計竜巻の設計用速度圧(ｑ)は施設の形状によらずｑ＝6100 N/m^{2}と設定する。 (b) 気圧差による荷重(ＷＰ) 外気と隔離されている区画の境界部など，気圧差による圧力影響を受ける設備及び竜巻より防護すべき施設を内包する施設の建屋の壁，屋根等においては，竜巻による気圧低下によって生じる施設等の内外の気圧差による荷重が発生する。閉じた施設（通気がない施設）については，この圧力差により閉じた施設の隔壁に外向きに作用する圧力が生じるとみなし設定することを基本とする。 部分的に閉じた施設（通気がある施設等）については，施設の構造健全性を評価する上で厳しくなるよう作用する荷重を設定する。 気圧差による荷重は，施設の形状により変化するため，施設の部位ごとに異なる。そのため，各施設の部位ごとに荷重を算出する。 最大気圧低下量(ΔＰｍａｘ)は空気密度及び最大接線風速から，ΔＰｍａｘ＝8900N/m^2 とする。 (c) 飛来物による衝撃荷重(WM) 鋼製材及び車両の衝突による影響が大きくなる向きで外部事象防護対象施設等に衝突した場合の衝撃荷重を算出する。衝突評価においても，飛来物の衝突による影響が大きくなる向きで衝突することを考慮して評価を行う。 但し，衝突荷重は瞬間的に作用するものであり，建物に対する鋼製材の衝突のように，飛来物に対し質量が十分に大きい施設の変形評価においては，全体的な変形直接もたらす荷	電所の竜巻影響評価ガイド」(平成 25 年 6 月 19 日　原規技発第 13061911 号　原子力規制委員会決定)(以下「竜巻ガイド」という。)を参照して，G＝1.0 とする。空気密度(ρ)は「建築物荷重指針・同解説」((社)日本建築学会(2004 改定))より ρ＝1.22 kg/m^{3}とする。 設計用速度圧については施設の形状に影響を受けないため，設計竜巻の設計用速度圧(q)は施設の形状によらず q＝6,100 N/m^2 と設定する。 (b)　気圧差による荷重(W_P) 外気と隔離されている区画の境界部など，気圧差による圧力影響を受ける竜巻より防護すべき施設を収納する施設の建屋の壁，屋根等においては，竜巻による気圧低下によって生じる施設等の内外の気圧差による荷重が発生する。閉じた施設(通気がない施設)については，この圧力差により閉じた施設の隔壁に外向きに作用する圧力が生じるとみなし設定することを基本とする。 部分的に閉じた施設(通気がある施設等)については，施設の構造健全性を評価する上で厳しくなるよう作用する荷重を設定する。 気圧差による荷重は，施設の形状により変化するため，施設の部位ごとに異なる。そのため，各施設の部位ごとに荷重を算出する。 最大気圧低下量(P_{max})は空気密度及び最大接線風速から，ΔP_{max}＝8,900N/m^{2}とする。 (c)　飛来物による衝撃荷重(W_M) 鋼製材の衝突による影響が大きくなる向きで外部事象防護対象施設等に衝突した場合の衝撃荷重を算出する。衝突評価においても，飛来物の衝突による影響が大きくなる向きで衝突することを考慮して評価を行う。	発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるもの

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>重としての影響は軽微であると考えられる。一方で，鉄骨構造物の個々の構造部材（柱，はり）に損傷をもたらすことは考えられるため，飛来物に対し質量が十分に大きな鉄骨構造物の変形評価においては，評価モデルに一部の構造部材の損傷を仮定し，WW及びＷｐと組み合わせる形で考慮する。
飛来物の寸法，質量及び飛来速度を表4-2 に示す。設計飛来物の飛来速度については，設置（変更）許可を受けたとおり設定する。また，その他の飛来物については，解析コード「ＴＯＮＢＯＳ」を用いて算出した速度を飛来速度として設定する。
なお，評価に用いた解析コード「ＴＯＮＢＯＳ」の検証及び妥当性確認等の概要については，添付書類「Ｖ-5-9 計算機プログラム（解析コード）の概要・ＴＯＮＢＯＳ」に示す。
表4-2 飛来物の諸元
<table>
<tr><th></th><th>鋼製材</th><th>砂利</th><th>車両</th></tr>
<tr><td>寸法(m)</td><td>4.2×0.3×0.2</td><td>0.04×0.04×0.04</td><td>3.6×2.5×8.6</td></tr>
<tr><td>質量(kg)</td><td>135</td><td>0.18</td><td>5000</td></tr>
<tr><td>水平方向の飛来速度(m/s)</td><td>51</td><td>62</td><td>52</td></tr>
<tr><td>鉛直方向の飛来速度(m/s)</td><td>34</td><td>42</td><td>－*</td></tr>
</table>
注記　＊：種々の車両の飛散解析結果と衝突対象建屋の屋根スラブの高さ及び厚さの関係から，車両が屋根に到達することは考え難く，仮に屋根に到達した場合でも，飛跡頂点から屋根までの落下距離は僅かであり，有意な衝突速度にならないと考えられるため。
c．運転時に作用する荷重(ＦＰ)
運転時の状態で作用する荷重として，配管等にかかる内圧</td>
<td>飛来物の寸法，質量及び飛来速度を第 4.1-2 表に示す。飛来物の飛来速度については，事業(変更)許可を受けたとおり設定する。
第 4.1-2 表　飛来物の諸元
<table>
<tr><th>飛来物の種類</th><th>鋼製材</th></tr>
<tr><td>寸法(m)</td><td>長さ×幅×奥行き
4.2×0.3×0.2</td></tr>
<tr><td>質量(kg)</td><td>135</td></tr>
<tr><td>最大水平速度(m/s)</td><td>51</td></tr>
<tr><td>最大鉛直速度(m/s)</td><td>34</td></tr>
</table>
c．　運転時の状態で作用する荷重（Ｆｐ）
運転時の状態で施設に作用する荷重としては，Ｖ－１－１</td>
<td>ではない。
その他の飛来物の衝突を想定しないため，展開不要。
建屋は運転時の状態</td>
</tr>
</table>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
やポンプのスラスト荷重等の運転時荷重とする。	－１－３－１の「2.1.3(2)a.　荷重の種類」を踏まえ，グローブボックス，配管等にかかる圧力及び最高使用温度を考慮する。これらは設備，機器及び配管単位で考慮されるものであり，燃料加工建屋全体に対して運転時に作用することを想定する荷重はない。	で作用する荷重を考慮しないとする発電炉と同様の整理であるため，新たな論点が生じるものではない。
	d.　積雪荷重(SL) 組合わせる積雪は，「青森県建築基準法等施行細則」による六ヶ所村の垂直積雪量 190cm に平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮し 66.5 cmとする。積雪荷重については，建築基準法施行令第 86 条第 2 項により，積雪量 1cm ごとに 30N/m^2 の積雪荷重が作用することを考慮し設定する。	立地条件の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。
(2) 荷重の組合せ 竜巻の影響を考慮する施設の設計に用いる竜巻の荷重は，気圧差による荷重(ＷＰ)を考慮した複合荷重ＷＴ１並びに設計竜巻の風圧力による荷重(WW)，気圧差による荷重(ＷＰ)及び飛来物による衝撃荷重(WM)を組み合わせた複合荷重ＷＴ２を以下のとおり設定する。 ＷＴ１＝ＷＰ ＷＴ２＝WW＋0.5・ＷＰ＋WM 竜巻の影響を考慮する施設にはＷＴ１及びＷＴ２の両荷重をそれぞれ作用させる。各施設の設計竜巻による荷重の組合せについては，施設の設置状況及び構造を踏まえ適切な組合せを設定する。施設分類ごとの荷重の組合せの考え方を以下に示す。 a. 竜巻より防護すべき施設を内包する施設（表4-3(1/5)） 設計竜巻による荷重とこれに組み合わせる荷重として，風圧力による荷重，気圧差による荷重，飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重の組合せを基本とする。 b. 屋外の外部事象防護対象施設（表4-3(2/5，3/5)）	(2)　荷重の組合せ 竜巻の影響を考慮する施設の設計に用いる竜巻の荷重は，気圧差による荷重(W_P)を考慮した複合荷重 W_{T1} 並びに設計竜巻の風圧力による荷重(W_W)，気圧差による荷重(W_P)及び飛来物による衝撃荷重(W_M)を組み合わせた複合荷重 W_{T2} を以下のとおり設定する。 $W_{T1}=W_P$ $W_{T2}=W_W+0.5\cdot W_P+W_M$ 竜巻の影響を考慮する施設には W_{T1} 及び W_{T2} の両荷重をそれぞれ作用させる。各施設の設計竜巻による荷重の組合せについては，施設の設置状況及び構造を踏まえ適切な組合せを設定する。施設分類ごとの荷重の組合せの考え方を以下に示す。 a.　竜巻より防護すべき施設を内包する施設 設計竜巻による荷重とこれに組み合わせる荷重として，風圧力による荷重，気圧差による荷重，飛来物による衝撃荷重及び常時作用する荷重の組合せを基本とする。 荷重の組合せ一覧表を第 4.1-3 表に示す。	発電炉固有の設計上

発電炉（東海第二）

（以下、省略）

c．外気と繋がっている屋内の外部事象防護対象施設（表4-3(4/5)）

（以下、省略）

d．外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設（表4-3（5/5））

（以下、省略）

上記の施設分類ごとの荷重の組合せの考え方を踏まえ，各評価対象施設における評価項目ごとの荷重の組合せを表4-3に示す。

表4-3 竜巻の影響を考慮する施設の荷重の組合せ(1/5)

分類	強度評価の対象施設	評価項目	荷重						
			常時作用する荷重（F_d）			風圧力による荷重(W_W)	気圧差による荷重(W_P)	飛来物による衝撃荷重(W_M)	運転時の状態で作用する荷重（F_T）
			自重	水頭圧	上載荷重				
竜巻より防護すべき施設を内包する施設	原子炉建屋，タービン建屋，使用済燃料乾式貯蔵建屋	衝突	○*	－	○*	○*	○	○	－
		構造強度	○	－	○	○	○	○	－
	軽油貯蔵タンクタンク室	衝突	－	－	－	－	－	○	－
		構造強度	－	－	－	－	－	○	－

（○：考慮する荷重を示す。）

注記　＊：「設計飛来物の貫通を生じない最小厚さであること」の確認においては考慮しない。

MOX 燃料加工施設

第 4.1-3 表　荷重の組合せ一覧表(建物)

分類	荷重の種類	内容	短期荷重（竜巻）
通常時に作用し	・固定荷重	構造物自体の重さによる荷重	○
	・機器配管荷重	建物に設置される機器及び配管の荷重	○
	・積載荷重	家具，什器，人員荷重のほか，機器・配管荷重に含まれない小さな機器類の荷重	○
	・土圧荷重	地下外壁に作用する土圧	○

備考

の考慮であり、MOX 燃料加工施設に対象の設備がないため、新たな論点が生じるものではない。

換気設備及び非常用所内電源設の申請時に示す。

換気設備の申請時に示す。

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>表4-3 竜巻の影響を考慮する施設の荷重の組合せ(2/5)
(以下略)

表4-3 竜巻の影響を考慮する施設の荷重の組合せ(3/5)
(以下略)

表4-3 竜巻の影響を考慮する施設の荷重の組合せ(4/5)
(以下略)

表4-3 竜巻の影響を考慮する施設の荷重の組合せ(5/5)
(以下略)

(3) 荷重の算定方法
「4.1(1) 荷重の種類」で設定している荷重の算出式を以下に示す。
a. 記号の定義
荷重の算出に用いる記号を表4-4 に示す。</td>
<td>
<table>
<tr><td rowspan="2">ている荷重</td><td>(静土圧)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・水圧荷重
(静水圧)</td><td>地下外壁に作用する水圧</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個別荷重</td><td>・積雪荷重</td><td>積雪深さに応じて算定する荷重</td><td>○
(190cm
×0.35
)</td></tr>
<tr><td>・地震荷重</td><td>Ss，Sd，1/2Sd 及び静的地震力による荷重
地震時土圧及び設備・機器からの反力もこれに含まれる</td><td>－</td></tr>
<tr><td>・風荷重</td><td>基準風速 34m/s(瞬間風速 45.4m/s 相当)に応じて算定する荷重</td><td>－</td></tr>
<tr><td>・竜巻荷重</td><td>設計竜巻(100m/s)による風圧力，気圧差及び飛来物の衝撃荷重</td><td>○</td></tr>
<tr><td>・降下火砕物による荷重</td><td>降下火砕物の堆積量(55cm)に応じて算定する荷重</td><td>－</td></tr>
</table>
注１　ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には，その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。

(3)　荷重の算定方法
「4.1(1) 荷重の種類」で設定している荷重の算出式を以下に示す。
a.　記号の定義
荷重の算出に用いる記号を第 4.1-4 表に示す。
</td><td></td></tr>
</table>

発電炉（東海第二）

表4-4 荷重の算出に用いる記号

記号	単位	定義
A	m^2	施設の受圧面積
C	－	風力係数（施設の形状や風圧力が作用する部位 （屋根，壁等）に応じて設定する。）
G	－	ガスト影響係数
g	m/s^2	重力加速度
H	N	自重による荷重
m	kg	質量
q	N/m^2	設計用速度圧
R_m	m	最大接線風速半径
V_D	m/s	設計竜巻の風速
V_{Rm}	m/s	設計竜巻の最大接線風速
W_M	N	飛来物による衝撃荷重
W_p	N	気圧差による荷重
W_W	N	風圧力による荷重
ρ	kg/m^3	空気密度
ΔP_{max}	N/m^2	最大気圧低下量

b．自重による荷重の算出
　自重による荷重は以下のとおり計算する。
Ｈ＝ｍ・ｇ
c．竜巻による荷重の算出
(a) 風圧力による荷重(WW)
　風圧力による荷重は，「建築基準法施行令」及び「建築物荷重指針・同解説」（（社）日本建築学会）に準拠して，次式のとおり算出する。
WW＝ｑ・Ｇ・Ｃ・Ａ
ここで，
$q = \frac{1}{2} \cdot \rho \cdot V_D{}^2$

MOX 燃料加工施設

第 4.1-4 表　荷重の算出に用いる記号

記号	単位	定義
A	m_2	施設の受圧面積
C	—	風力係数(施設の形状や風圧力が作用する部位 (屋根，壁等)に応じて設定する。)
G	—	ガスト影響係数
g	m/s^2	重力加速度
H	N	自重による荷重
m	kg	質量
q	N/m^2	設計用速度圧
R_M	m	最大接線風速半径
V_D	m/s	設計竜巻の風速
V_{Rm}	m/s	設計竜巻の最大接線風速
W_M	N	飛来物による衝撃荷重
W_P	N	気圧差による荷重
W_W	N	風圧力による荷重
ρ	kg/m^3	空気密度
ΔP_{max}	N/m^2	最大気圧低下量

b.　自重による荷重の算出
　自重による荷重は以下のとおり計算する。
H=m・g
c.　竜巻による荷重の算出
(a)　風圧力による荷重(W_W)
　風圧力による荷重は，竜巻の最大風速による荷重であり，竜巻ガイドを参考に次式のとおり算出する。
W_W＝q・G・C・A
ここで，
$q=(1/2) \cdot \rho \cdot V_D{}^2$

備考

発電炉（東海第二）

(b) 気圧差による荷重(ＷＰ)

気圧差による荷重は，次式のとおり算出する。

ＷＰ＝ΔＰｍａｘ・Ａ

ここで，

$\Delta Pmax = \rho \cdot V_{Rm}^2$

(c) 飛来物による衝撃荷重(WM)

飛来物による衝撃荷重は，飛来物が衝突する竜巻の影響を考慮する施設，評価対象部位及び評価方法に応じて適切に設定する必要があるため，個別計算書にその算出方法を含めて記載する。

評価条件を表4-5 に示す。

表4-5 評価条件

最大風速 V_D (m/s)	空気密度 ρ (kg/m3)	ガスト影響係数 G (－)	設計用速度圧 q (N/m²)	最大接線風速 V_{Rm} (m/s)	最大気圧低下量 ΔＰ (N/m²)
100	1.22	1.0	6100	85	8900

4.2 許容限界

許容限界は，Ｖ-1-1-2-3-3 の「3. 要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標及び「3.2 機能維持の方針」に示す評価方針を踏まえて，評価項目ごとに設定する。

「4.1 荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重及び荷重の組合せを含めた，評価項目ごとの許容限界を表4-7 に示す。

各施設の許容限界の詳細は，各計算書で評価対象部位の損傷モードを踏まえ評価項目を選定し，評価項目ごとに許容限界を定める。

MOX 燃料加工施設

(b)　気圧差による荷重(W_P)

気圧差による荷重は，次式のとおり算出する。

$W_P = \Delta P_{max} \cdot A$

ここで，

$\Delta P_{max} = \rho \cdot V_{Rm}^2$

(c)　飛来物による衝撃荷重(W_M)

飛来物による衝撃荷重は，飛来物が衝突する竜巻の影響を考慮する施設，評価対象部位及び評価方法に応じて適切に設定する必要があるため，個別計算書にその算出方法を含めて記載する。

評価条件を第 4.1-5 表に示す。

第 4.1-5 表　評価条件

最大風速 V_D (m/s)	空気密度 ρ (kg/m³)	ガスト影響係数 G (－)	設計用速度圧 q (N/m²)	最大接線風速 V_{Rm} (m/s)	最大気圧低下量 ΔP (N/m²)
100	1.22	1.0	6,100	85	8,900

4.2　許容限界

許容限界は，「Ｖ-1-1-1-2-2　設計対処施設の設計方針」の「3.　要求機能及び性能目標」で設定している構造強度設計上の性能目標及び「3.2　機能維持の方針」に示す評価方針を踏まえて，評価項目ごとに設定する。

「4.1　荷重及び荷重の組合せ」で設定している荷重及び荷重の組合せを含めた，評価項目ごとの許容限界を第 4.1-6 表に示す。

各施設の許容限界の詳細は，各計算書で評価対象部位の損傷モードを踏まえ評価項目を選定し，評価項目ごとに許容限界を定める。

備考

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
「原子力発電所耐震設計技術指針重要度分類・許容応力編ＪＥＡＧ４６０１・補－1984」（（社）日本電気協会），「原子力発電所耐震設計技術指針ＪＥＡＧ４６０１－1987」（（社）日本電気協会）及び「原子力発電所耐震設計技術指針ＪＥＡＧ４６０１－1991 追補版」（（社）日本電気協会）（以下「ＪＥＡＧ４６０１」という。）を準用できる施設については，ＪＥＡＧ４６０１に基づき「発電用原子力設備規格設計・建設規格ＪＳＭＥ　Ｓ　ＮＣ１-2005/2007（以下「ＪＳＭＥ」という。）の付録材料図表及びＪＩＳの材料物性値により許容限界を算出している。その他施設や衝撃荷重のみを考慮する施設については，ＪＳＭＥや既往の実験式に基づき許容限界を設定する。 ただし，ＪＳＭＥの適用を受ける機器であって，供用状態に応じた許容値の規定がＪＳＭＥにないものは機能維持の評価方針を考慮し，ＪＥＡＧ４６０１に基づいた許容限界を設定する。		施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。
4.2.1 建屋・構造物 (1) 許容限界の設定 a. 衝突評価 (a) 貫通（表4-7(1/9)） 建屋・構造物の衝突による貫通評価においては，設計飛来物による衝撃荷重に対し，設計飛来物が竜巻より防護すべき施設の外殻を構成する部材を貫通しない設計とするために，設計飛来物の貫通を生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材の最小厚さ若しくは部材の吸収エネルギを許容限界として設定する。	4.2.1　建屋 (1)　許容限界の設定 a.　衝突評価 (a)　貫通評価(第 4.1-6 表) 建屋の衝突による貫通評価においては，飛来物による衝撃荷重に対し，飛来物が竜巻より防護すべき施設の外殻を構成する部材を貫通しない設計とするために，飛来物の貫通を生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ，竜巻より防護すべき施設を収納する施設の外殻を構成する部材の最小厚さを許容限界として設定する。	
(b) ひずみ（表4-7(1/9)） 建屋・構造物の衝突による貫通評価においては，設計飛来物による衝撃荷重に対し，設計飛来物が竜巻より防護すべき		発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるもの

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
施設の外殻を構成する部材に貫通に至るようなひずみを生じないことを解析により確認する評価方針としていることを踏まえ，鉄筋の許容ひずみを許容限界として設定する。 b. 構造強度評価 (a) 裏面剥離（表4-7（1/9）） 設計飛来物による衝撃荷重に対し，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材自体の脱落による影響を生じない設計とするために，裏面剥離によるコンクリート片の飛散が生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ，施設の最小部材厚さを許容限界として設定する。また，許容限界を超えた場合は，裏面剥離に至るようなひずみを生じないことを解析により確認する評価方針としていることを踏まえ，鉄筋，デッキプレート若しくはライナの許容ひずみを許容限界として設定する。	(b)　裏面剥離評価(第 4.1-6 表) 飛来物による衝撃荷重に対し，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻を構成する部材自体の脱落による影響を生じない設計とするために，裏面剥離によるコンクリート片の飛散が生じない最小厚さ以上であることを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ，施設の最小部材厚さを許容限界として設定する。	ではない。
(b) 転倒及び脱落（表4-7（1/9）） 鉄筋コンクリート造構造物の転倒及び脱落の評価については，設計竜巻による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，竜巻より防護すべき施設を内包する施設の外殻となる部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とするために，構造躯体に終局状態に至るような変形が生じないことを計算により確認する方針としていることを踏まえ，コンクリートの終局せん断ひずみに基づく制限値を許容限界として設定する。制限値は2.0×10^{-3} とする。 鉄骨造構造物の転倒及び脱落の評価については，設計竜巻による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，竜巻より防護すべき施設の外殻となる部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とするために，構造躯体に終局状態に至るような変形が生じないことを計算により確認する方針としていることを踏まえ，「鋼構造設計規準･同解説―許容応力度設計法―」に準じた短期許容応力度を許容限界として設定する。外装板については，外装板メーカの技術資料を基に許容限界を設定す		発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
る。 　また，屋根スラブについては「ＲＣ規準」に基づく終局強度とし，屋根スラブのスタッドについては，各種合成構造設計指針・同解説」に基づく許容耐力を許容限界として設定する。 　扉の転倒及び脱落の評価については，設計竜巻の気圧差による荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，施設の外殻を構成する部材自体の転倒及び脱落を生じない設計とするために，扉支持部材の破断による転倒及び脱落が生じないことを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ，「鋼構造設計規準･同解説―許容応力度設計法―」に準じた短期許容応力度を許容限界として設定する。 (c) 構造躯体の変形（表4-7（8/9）） 　外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性のある施設については，設計竜巻による荷重及びその他の荷重に対し，サービス建屋が原子炉建屋及びタービン建屋に接触する変形を生じないことを計算及び解析により確認する評価方針としていることを踏まえ，原子炉建屋及びタービン建屋との離隔距離を許容限界として設定する。 　海水ポンプエリア防護壁については，海水ポンプエリア防護壁の鉄筋コンクリート壁並びに鉄骨架構と近接する外部事象防護対象施設との最小離隔距離を考慮し設定するものであるが，弾性限界内の変形に留めることで，外部事象防護対象施設との離隔を維持する設計とする。 　鋼製防護壁については，海水ポンプ室に接触する変形を生じないことを竜巻以外の荷重との比較により確認する評価方針としていることを踏まえ，竜巻の風荷重が，上部工に作用する基準津波の荷重に包絡されていることを確認する。	b.　構造評価 (a)　変形評価(第 4.1-6 表) 　竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう，竜巻防護対象施設を収納する建屋の倒壊，構成部材の転倒及び脱落並びに竜巻防護対象施設を収納する建屋に過大な変形が生じない設計とするため，構造躯体に終局状態に至るような変形が生じないことを計算により確認する方針としている。 　これを達成するため，構造躯体に終局状態に至るような変形が生じないことを計算により確認する方針としていることを踏まえ，原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）の考え方に基づき，終局点のせん断ひずみ度 4.0×10^{-3} に安全率２を有するようコンクリートせん断ひずみ度 2.0×10^{-3} を許容限界として設定する。	発電炉固有の設計上の考慮であり、対象の施設がないため、新たな論点が生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	(b)　荷重評価(第 4.1-6 表) 竜巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう，竜巻防護対象施設を収納する建屋の屋根の構造健全性を確保する設計とするため，設計荷重に対して屋根が終局状態に至らないことを荷重比較により確認する。 鉛直荷重により，鉄筋コンクリート造の屋根に発生する応力は，曲げモーメントが支配的となる。その曲げモーメントは主に鉄筋で負担することから，鉄筋の許容応力度をもとに屋根の許容限界を設定する。 具体的には，設計時長期荷重に対して，設計荷重(竜巻)の比が，鉄筋の長期許容応力度に対する短期許容応力度の比(以下「許容応力度比」という。)を下回ることを確認する。鉄筋の長期許容応力度及び短期許容応力度は，鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(以下「RC 規準」という。)に基づくものとする。許容応力度比は，RC 基準に示されるコンクリートの許容応力度，鉄筋の許容応力度及び鉄筋のコンクリートに対する許容付着応力度の許容応力度比の最小値を，許容限界として設定する。 以上より，鉄筋の許容応力度比の許容限界は 1.5 とする。	当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。
4.2.2 機器・配管系 （以下，省略）		換気設備及び非常用所内電源設備の申請時に示す。

発電炉（東海第二）

表4-7 施設ごとの許容限界(1/9)

施設分類	施設名称	荷重の組合せ	評価対象部位	評価項目	機能損傷モード		許容限界
					応力等の状態	限界状態	
竜巻より防護すべき施設を内包する施設	原子炉建屋，タービン建屋，使用済燃料乾式貯蔵建屋	W_M	屋根スラブ，外壁（外部事象防護対象施設が設置されている区画の建屋内壁を含む）	衝突	変形	貫通ひずみ	施設の最小部材厚さが貫通限界厚さ以上とする。
							鉄筋の許容ひずみ以下とする。
				構造強度	変形	裏面剥離によるコンクリート片の飛散	施設の最小部材厚さが裏面剥離限界厚さ以上とする。
							ライナ若しくはデッキプレートの許容ひずみ以下とする。
		F_d+W_T（W_W，W_P，W_M）			曲げ，せん断	部材の破断による部材自体の転倒及び脱落	コンクリートのせん断ひずみが制限値（2.0×10^{-3}）以下とする。
							鉄骨造部の部材が，「鋼構造設計規準・同解説―許容応力度設計法―」等に基づく短期許容応力度以下とする。外装板については，外装板メーカの技術資料を基にした許容限界以下とする。
							屋根スラブが「ＲＣ規準」に基づく終局強度以下とする。屋根スラブのスタッドについては，「各種合成構造設計指針・同解説」に基づく許容耐力以下とする。

表4-7 施設ごとの許容限界(2/9)
（以下略）

表4-7 施設ごとの許容限界(3/9)
（以下略）

表4-7 施設ごとの許容限界(4/9)
（以下略）

表4-7 施設ごとの許容限界(5/9)
（以下略）

表4-7 施設ごとの許容限界(6/9)

MOX 燃料加工施設

第 4.1-6 表　許容限界

施設分類	施設名称	荷重の組合せ	評価対象部位	評価項目	機能損傷モード		許容限界
					応力等の状態	限界状態	
竜巻により防護すべき施設を収納する施設	燃料加工建屋	W_M	壁，屋根	衝突評価	貫通	貫通	燃料加工建屋の最小部材厚さが貫通限界厚さ以上とする。
				衝突評価	裏面剥離	裏面剥離	燃料加工建屋の最小部材厚さが裏面剥離限界厚さ以上とする。
		複合荷重 W_{T1}($W_{P++}F_d$) 複合荷重 W_{T2}(W_W+0.5	耐震壁	構造評価	せん断	燃料加工建屋の倒壊，構成部材の転倒及び脱落並びに燃料加工建屋の過大な変形	コンクリートのせん断ひずみ度 2.0×10^{-3} 以下とする。
			屋		許	終局状態	鉄筋の許容

備考

施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>（以下略）

表4-7 施設ごとの許容限界(7/9)
（以下略）

表4-7 施設ごとの許容限界(8/9)
（以下略）

表4-7 施設ごとの許容限界(9/9)
（以下略）

<u>表4-8 クラス1・クラス2，3・その他の支持構造物の許容応力</u>

（以下，省略）

<u>表4-9 クラス2，3 容器の許容応力</u>

（以下，省略）

<u>表4-10 クラス2，3 配管の許容応力</u>

（以下，省略）

<u>表4-11 クラス2 ポンプの許容応力</u>

（以下，省略）</td><td><table>
<tr><td></td><td></td><td>・$W_P+W_M+F_d$)</td><td>根</td><td></td><td>容応力度比</td><td></td><td>応力度比 1.5 以下とする。</td></tr>
</table></td><td>換気設備の申請時に示す。

容器は，MOX 燃料加工施設に対象設備がないため，新たな論点が生じるものではない。

換気設備及び非常用所内電源設備の申請時に示す。

ポンプは MOX 燃料加工施設に対象設備がないため，新たな論点が生じるものではない。</td></tr>
</table>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
5. 強度評価方法 評価手法は，以下に示す解析法により，適用性に留意の上，規格及び基準類や既往の文献において適用が妥当とされる手法に基づき実施することを基本とする。 ・ＦＥＭ等を用いた解析法 ・定式化された評価式を用いた解析法 「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」を参照して，設計竜巻による荷重は地震荷重と同様に施設に作用する場合は，地震荷重と同様に外力として評価をするため，ＪＥＡＧ４６０１を適用可能とする。ただし，閉じた施設となる屋外配管等については，その施設の大きさ及び形状を考慮した上で，気圧差を見かけ上の配管の内圧の増加として評価する。	5.　強度評価方法 評価手法は，以下に示す解析法により，適用性に留意の上，規格及び基準類や既往の文献において適用が妥当とされる手法に基づき実施することを基本とする。 ・質点系モデルを用いた計算 ・定式化された評価式を用いた評価 竜巻ガイドを参照して，設計竜巻による荷重は，地震荷重と同様に施設に作用する場合は，地震荷重と同様に外力として評価をするため，JEAG4601 を適用可能とする。	閉じた施設となる屋外配管は，MOX 燃料加工施設に対象設備がないため，新たな論点が生じるものではない。
風圧力による荷重の影響を考慮する施設については，建築基準法施行令等に基づき風圧力による荷重を考慮し，設備の受圧面に対して等分布荷重として扱って良いことから，評価上高さの1/2又は荷重作用点より高い重心位置に集中荷重として作用するものとする。 設計竜巻による荷重が作用する場合に強度評価を行う施設のうち，強度評価方法として，ポンプ，容器及び建屋等の定式化された評価式を用いた解析法を以下に示す。 ただし，以下に示す強度評価方法が適用できない施設及び評価対象部位については，個別計算書にその強度評価方法を含めて記載する。	風圧力による荷重の影響を考慮する施設については，建築基準法施行令等に基づき風圧力による荷重を考慮し，設備の受圧面に対して等分布荷重として扱って良いことから，評価上高さの 1/2 又は荷重作用点より高い重心位置に集中荷重として作用するものとする。 設計竜巻による荷重が作用する場合に強度評価を行う施設のうち，強度評価方法として，容器及び建屋等の定式化された評価式を用いた解析法を以下に示す。 ただし，以下に示す強度評価方法が適用できない施設及び評価対象部位については，個別計算書にその強度評価方法を含めて記載する。	

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
5.1 建屋・構造物に関する評価式
5.1.1 鉄筋コンクリート造構造物
(1) 評価条件
a. 貫通限界厚さは，NEI07-13に示されているDegen式を用いて算定する。
Degen式における貫入深さは，「タービンミサイル評価について（昭和52年7月20日原子炉安全専門審査会）」で用いられている修正NDRC式を用いて算定する。
b. 裏面剥離限界厚さは，NEI07-13に示されているChang式を用い算定する。
c. 荷重及び応力は力学における標準式を用いて算出する。
(2) 評価対象部位
評価対象部位及び評価内容を表5-1に示す。

表5-1 評価対象部位及び評価内容
<table>
<tr><th>施設名称</th><th>評価対象部位</th><th>評価内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">原子炉建屋</td><td>屋根スラブ
外壁
構造躯体</td><td>貫通
裏面剥離
転倒及び脱落</td></tr>
<tr><td>鉄筋</td><td>ひずみ</td></tr>
<tr><td>タービン建屋</td><td>外部事象防護対象施設が設置されている区画の建屋内壁（オペレーティングフロア床版，気体廃棄物処理系バルブ室）
構造躯体</td><td>貫通
裏面剥離
転倒及び脱落</td></tr>
<tr><td>使用済燃料乾式貯蔵建屋</td><td>屋根スラブ，外壁</td><td>貫通
裏面剥離
転倒及び脱落</td></tr>
<tr><td>軽油貯蔵タンクタンク室</td><td>頂版</td><td>貫通
裏面剥離</td></tr>
<tr><td>サービス建屋</td><td>耐震壁</td><td>変形</td></tr>
<tr><td>海水ポンプエリア防護壁</td><td>鉄筋コンクリート壁</td><td>変形
貫通
裏面剥離</td></tr>
</table>

(3) 強度評価方法
a. 記号の定義
Degen式による貫入限界厚さの算定に用いる記号を表5-2に，Chang式による裏面剥離限界厚さの算定に用いる記号を
</td>
<td>
5.1　建屋に関する評価式
5.1.1　鉄筋コンクリート構造物
(1)　評価条件
a.　貫通限界厚さは，NEI07-13 に示されている Degen 式を用いて算定する。
Degen 式における貫入深さは，「タービンミサイル評価について（昭和 52 年 7 月 20 日原子炉安全専門審査会)」で用いられている修正 NDRC 式を用いて算定する。
b.　裏面剥離限界厚さは，NEI07-13 に示されている Chang 式を用い算定する。
c.　荷重及び応力は力学における標準式を用いて算出する。
(2)　評価対象部位
評価対象部位及び評価内容を第 5.1.1.1-1 表に示す。

第 5.1.1.1-1 表　評価対象部位及び評価内容
<table>
<tr><th>施設名称</th><th>評価対象部位</th><th>評価内容</th></tr>
<tr><td>燃料加工建屋</td><td>屋根
壁
構造躯体</td><td>貫通
裏面剥離
燃料加工建屋の倒壊，構成部材の転倒及び脱落</td></tr>
</table>

(3)　強度評価方法
a.　記号の定義
Degen 式による貫通限界厚さの算定に用いる記号を第
</td>
<td>施設の違いによる差異であり、新たな論点が生じるものではない。</td>
</tr>
</table>

発電炉（東海第二）

表5-3に示す。

表5-2 Degen式による貫入限界厚さの算定に用いる記号

記号	単位	定義	
D	kgf/cm³	飛来物直径密度　　D＝W/d³	
d	cm	飛来物の（等価）直径	
e	cm	貫通限界厚さ（コンクリート）	
F_c	kgf/cm²	コンクリートの設計基準強度	
N	－	飛来物の形状係数	
V	m/s	外壁	飛来物の衝突速度（水平）
		屋根	飛来物の衝突速度（鉛直）
W	kgf	飛来物重量	
X	cm	貫入深さ	
α_e	－	低減係数	

表5-3 Chang式による裏面剥離限界厚さの算定に用いる記号

記号	単位	定義	
d	cm	飛来物の（等価）直径	
f_c'	kgf/cm²	コンクリートの設計基準強度	
S	cm	裏面剥離限界厚さ	
V	m/s	外壁	飛来物の衝突速度（水平）
		屋根	飛来物の衝突速度（鉛直）
V_0	m/s	飛来物基準速度	
W	kgf	飛来物重量	
α_s	－	低減係数	

MOX 燃料加工施設

5.1.1.1-2 表に，Chang 式による裏面剥離限界厚さの算定に用いる記号を第 5.1.1.1-3 表に，荷重の算定に用いる記号を第 5.1.1.1-4 表に示す。

第 5.1.1.1-2 表　Degen 式による貫通限界厚さの算定に用いる記号

記号	単位	記号の説明
α_e	－	低減係数
d	cm	設計飛来物直径
Fc	N/mm²	コンクリートの設計基準強度
N	－	飛来物の形状係数
D	kgf/cm³	飛来物直径密度 W/d³
W	kgf	飛来物重量
V	m/s	設計飛来物の衝突速度

第 5.1.1.1-3 表　Chang 式による裏面剥離限界厚さの算定に用いる記号

記号	単位	記号の説明
α_s	－	低減係数
V_0	m/s	飛来物基準速度
V	m/s	飛来物の衝突速度
M	kg	飛来物質量
d	cm	飛来物直径
fc'	N/mm²	コンクリートの設計基準強度

第 5.1.1.1-4 表　荷重の算定に用いる記号

記号	単位	記号の説明
W_M	N	飛来物による衝撃荷重
F_M	N	静的な衝撃荷重
m	kg	飛来物の質量

備考

MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。

<table>
<tr><th>発電炉（東海第二）</th><th>MOX 燃料加工施設</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>b. 評価方法
(a) Degen式による貫通限界厚さの算定
Degen式を以下に示す。
X／d ≦1.52の場合
e＝α e ｛2.2(X／d)－0.3(X／d)^2｝・d
1.52≦X／d ≦13.42の場合
e＝α e ｛0.69＋1.29(X／d)｝・d

(b) Chang式による裏面剥離限界厚さの算定
Chang式を以下に示す。
$$S = 1.84 \cdot \alpha_S \cdot \left(\frac{V_0}{V}\right)^{0.13} \cdot \frac{\left(\frac{W \cdot V^2}{0.0980}\right)^{0.4}}{d^{0.2} \cdot f'_c{}^{0.4}}$$</td>
<td>
<table>
<tr><td>V</td><td>m/s</td><td>飛来物の衝突速度</td></tr>
<tr><td>t</td><td>s</td><td>接触時間</td></tr>
<tr><td>L_t</td><td>m</td><td>飛来物の最も短い辺の長さ</td></tr>
</table>
b.　評価方法
(a)　Degen 式による貫通限界厚さの算定
Degen 式を以下に示す。
$e = \alpha_e\{2.2(X/d) - 0.3(X/d)^2\} \cdot d$　（X/d ≦ 1.52の場合）
$e = \alpha_e\{0.69 + 1.29(X/d)\} \cdot d$　（$1.52 \leqq X/d \leqq 13.42$の場合）

<u>ここで貫入深さXは，</u>
$$X/d = 2\left\{\left(12145/\sqrt{f_c{}'}\right) \cdot N \cdot d^{0.2} \cdot D \cdot (V/1000)^{1.8}\right\}^{0.5}$$
<u>（$X/d \leqq 2.0$の場合）</u>
$$X/d = \left(12145/\sqrt{f_c{}'}\right) \cdot N \cdot d^{0.2} \cdot D \cdot (V/1000)^{1.8} + 1$$
<u>（$X/d \geqq 2.0$の場合）</u>

(b)　Chang 式による裏面剥離限界厚さの算定
Chang 式を以下に示す。
$$S = 1.84\alpha_S \cdot (V_0/V)^{0.13} \cdot \left(\frac{M \cdot V^2}{0.0980665}\right)^{0.4} \Big/ \left(d^{0.2} \cdot f_c{}'^{\,0.4}\right)$$

<u>(c)　荷重の算定</u>
設計荷重のうち，風圧力による荷重 W_W 及び気圧差による荷重 W_P は，「4.1(1) 荷重の種類」に示す算出式を用いる。
飛来物による衝撃荷重を以下に示す。
$$W_M = F_M = m \cdot V/_t = m \cdot V^2/_{L_t}$$
</td>
<td>貫通限界厚さの算定に必要な「X/d」を明確化しているが，発電炉と同じ評価式を用いているため，新たな論点が生じるものではない。

MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</td>
</tr>
</table>

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
	(d)　屋根の荷重評価の算定 $P_C = P_B / P_A$	MOX 燃料加工施設固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。
5.1.2 鋼製構造物 （以下，省略）		換気設備の申請時に示す。
5.2 機器・配管系に関する評価式 （以下，省略）		換気設備及び非常用所内電源設備の申請時に示す。
6. 適用規格 Ｖ-1-1-2-3-1 においては，竜巻の影響を考慮する施設の設計に係る適用規格を示している。 これらのうち，竜巻の影響を考慮する施設のうち防護対策施設及び屋外重大事故等対処設備の固縛装置を除く施設の強度設計に用いる規格，基準等を以下に示す。 ・建築基準法及び同施行令 ・日本工業規格(ＪＩＳ) ・「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編ＪＥＡＧ４６０１－補1984」（社）日本電気協会 ・「原子力発電所耐震設計技術指針 ＪＥＡＧ４６０１-1987」（社）日本電気協会 ・「原子力発電所耐震設計技術指針 ＪＥＡＧ４６０１-1991 追補版」（社）日本電気協会 ・「発電用原子力設備規格設計・建設規格 ＪＳＭＥ ＳＮＣ１-2005/2007」（社）日本機械学会 ・ＩＳＥＳ７６０７-３「軽水炉構造機器の衝撃荷重に関する調査 その３ ミサイルの衝突による 構造壁の損傷に関	6.　適用規格 適用する規格，基準等を以下に示す。 ・建築基準法・同施行令・同告示 ・青森県建築基準法施行細則 ・原子力発電所耐震設計技術指針　JEAG4601-1987((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針　重要度分類・許容応力編　JEAG4601・補-1984((社)日本電気協会) ・原子力発電所耐震設計技術指針　JEAG4601-1991　追補版((社)日本電気協会) ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 -許容応力度設計法((社)日本建築学会，1999) ・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説((社)日本建築学会，2005) ・Methodology for Performing Aircraft Impacts Assessments for New Plant Designs(Nuclear Energy Institute 2011 Rev 8P(NEI07-13)) ・原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第	分割申請のため、建屋に関するものを記載。そのほかも後次回で申請予定の添付書類で記載するため、新たな論点として生じるものではない。

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
する評価式の比較検討」（高温構造安全技術研究組合） ・「タービンミサイル評価について」（昭和52年7月20日 原子炉安全専門審査会） ・Methodology for Performing Aircraft Impacts Assessments for New Plant Designs(Nuclear Energy Institute 2011 Rev8（NEI07-13）） ・「コンクリート標準示方書 設計編」（（社）土木学会，2007 改定） ・「コンクリート標準示方書 2002 年（構造性能照査編）及び2012 年（設計編）」土木学会 ・「道路橋示方書・同解説」 Ⅱ鋼橋編，Ⅳ下部構造編（(社)日本道路協会 平成24 年3 月） ・「建築物荷重指針・同解説」（（社）日本建築学会，2004 改定） ・「鋼構造設計規準－許容応力度設計法－」（（社）日本建築学会，2005 改定） ・「各種合成構造設計指針・同解説」（（社）日本建築学会，2010 改定） ・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（（社）日本建築学会，1988） ・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（（社）日本建築学会，1999） ・「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（（社）日本建築学会，2010） ・「容器構造設計指針・同解説」（（社）日本建築学会，2010） ・「煙突構造設計施工指針」（（一財）日本建築センター，1982） ・「塔状鋼構造設計指針・同解説」（（社）日本建築学会，1980） ・「煙突構造設計指針」（（社）日本建築学会，2007） ・「2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」（国土交	1409172 号）	

発電炉（東海第二）	MOX 燃料加工施設	備考
通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 2015) ・「新版機械工学便覧」（1987 年日本機械学会編） (参考文献) ・「自動車の衝突安全」2012年2月29日 名古屋大学出版会 著者 水野幸治		

令和３年10月５日　Ｒ１

別紙５

補足説明すべき項目の抽出

補足説明すべき項目の抽出
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

	基本設計方針	添付書類		補足すべき事項
1	第1章　共通項目 3.自然現象 3.3外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2　竜巻 　安全機能を有する施設は，事業許可（変更許可）を受けた想定される竜巻（以下「設計竜巻」という。）が発生した場合において，作用する荷重を設定し，その荷重に対して影響評価を行い，必要に応じ対策を行うことにより，安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○安全機能を有する施設への防護対策 ・安全機能を有する施設は，設計竜巻によりその安全機能が損なわないよう，設計時にそれぞれの施設の設置状況等を考慮して，竜巻より防護すべき施設に対する設計竜巻からの影響を評価し，安全機能を有する施設が安全機能を損なうおそれがある場合は，影響に応じた防護対策を講ずる設計とする。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
2	設計竜巻から防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1　竜巻より防護すべき施設	【2.1.1　竜巻より防護すべき施設】 ○竜巻防護対象施設等 ・事業許可（変更許可）を受けたとおり，竜巻より防護する施設（以下「竜巻防護対象施設」という。）としては，安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器を漏れなく抽出する観点から，安全上重要な機能を有する構築物，系統及び機器を抽出する。竜巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋（以下「竜巻防護対象施設等」という。）は，竜巻により臨界防止及び閉じ込め等の機能の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により，安全機能を損なわない設計とする。 ・竜巻より防護すべき施設は，竜巻防護対象施設等とする。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計 (1)　設計方針 a.　竜巻の影響を考慮する施設を収納する建屋	【2.1.3(1)a.　竜巻防護対象施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 　竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。 　また，設計飛来物の衝突に対しては，貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		b.　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【2.1.3(1)b.　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対し安全機能を損なわないよう要求機能を維持する設計とする。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は，建屋にて防護されることから，竜巻防護対象施設を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻より防護すべき施設を収納する建屋を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋内に設置している竜巻の影響を考慮する施設は，建屋にて防護されることから，重大事故等対処設備を収納する建屋を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻より防護すべき施設を収納する建屋を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 ○竜巻防護対象施設 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設及び建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設についても竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻防護対象施設を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。	＜竜巻防護対象施設等＞ ⇒安全評価上その機能を期待する構築物，系統及び機器のうち，竜巻防護対象施設等を抽出するための考え方をフロー図を用いて説明 ・［補足外竜巻01］竜巻の影響を考慮する施設の抽出について
		V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 2.　設計の基本方針	【2.　設計の基本方針】 ○竜巻の影響を考慮する施設の設計方針について 　MOX燃料加工施設に影響を与える可能性がある竜巻の発生により竜巻より防護すべき施設が，その安全機能又は重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないようにするため，竜巻の影響を考慮する施設の設計を行う。竜巻の影響を考慮する施設は，設計竜巻に対して，その機能が維持できる設計とする。 　竜巻の影響を考慮する施設の設計に当たっては，施設分類ごとの要求機能を整理するとともに，施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
3	また，その施設の倒壊又は転倒により竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設の影響及び竜巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 c.　竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(1)c.　竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設】 　竜巻防護対象施設等及び重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重（竜巻）に対し，機械的及び機能的な波及的影響により竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備のその機能を損なわない設計とする。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		i.　竜巻防護対象施設に対し，竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.3(1)d.竜巻随伴事象を考慮する施設】 竜巻防護対象施設は，危険物貯蔵施設等の火災，屋外タンク等からの溢水及び雷の影響による外部電源喪失の竜巻随伴事象により，その安全機能を損なわない設計とする。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設として，機械的影響を及ぼす可能性がある施設，機能的影響を及ぼす可能性がある施設を抽出し竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 ○竜巻随伴事象 ・また，竜巻随伴事象として想定される火災，溢水，外部電源喪失も考慮し，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性がある施設及び竜巻随伴事象を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。	＜波及的影響＞ ⇒竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設を選定するための考え方を説明 ・［補足外竜巻02］竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定について

補足説明すべき項目の抽出
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

	基本設計方針	添付書類		補足すべき事項
4	上記に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計	【2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計】 ○その他安全機能を有する施設について ・上記に含まれない安全機能を有する施設は，竜巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは竜巻による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その安全機能を損なわない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
5	さらに，重大事故等対処設備についても，竜巻からの影響に対し，必要な機能が損なわれないよう，防護措置その他の適切な措置を講ずる設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.1　竜巻より防護すべき施設	【2.1.1　竜巻より防護すべき施設】 ○重大事故等対処設備 重大事故等対処設備を竜巻より防護すべき施設とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
		e.　重大事故等対処設備を収納する建屋等	【2.1.3(1)e.　重大事故等対処設備を収納する建屋等】 重大事故等対処設備を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対して，主要構造の構造健全性を維持するとともに，個々の部材の破損により施設内の重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 また，設計飛来物の衝突に対しては，貫通及び裏面剥離の発生により重大事故等対処設備が重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
		h.　重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1.3(1)h.　重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設】 ・重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計荷重（竜巻）に対し，機械的及び機能的な波及的影響により重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
		j.　重大事故等対処設備に対し，竜巻随伴事象に対する設計	【2.1.3(1)j.竜巻随伴事象に対する設計】 ・竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，重大事故等対処設備が重大事故等に対処に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
		V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	【2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針】 ○屋外に設置している重大事故等対処設備 ・屋外に設置している重大事故等対処設備は，竜巻による荷重が作用するため，竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 「3.　竜巻の影響を考慮する施設の選定」に屋外に設置している重大事故等対処設備を踏まえて，竜巻の影響を考慮する施設を選定した結果を示す。 屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については，添付書類「V-1-1-1-別添1 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出」に示す。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
		V-1-1-1-別添1 屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出 2.屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出	【2.屋外に設置している重大事故等対処設備の抽出】 抽出した重大事故等対処設備について示す。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
6	ただし，内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする。また，機能が確保できない場合には，関連する工程を停止すること等を保安規定に定めて，管理する。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.　竜巻防護に関する基本方針 2.1　基本方針	【2.1　基本方針】 ○内的事象 内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は，竜巻による損傷を考慮して，代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする。また，上記機能が確保できない場合には，関連する工程を停止することを保安規定に定めて，管理することを「安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて説明する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
7	(1)影響評価における荷重の設定 構造健全性等の評価においては，設計竜巻（最大風速100m/ｓ）による風圧力による荷重，気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に通常時に作用している荷重，運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせた設計荷重（竜巻）を設定する。 風圧力による荷重，気圧差による荷重としては，設計竜巻の特性値に基づいて設定する。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1)　設計竜巻の設定	【2.1.2(1)　設計竜巻の設定】 ・事業許可（変更許可）を受けたとおり，設計竜巻の最大風速は100m／sとする。設計竜巻の最大風速100m／sに対して，風（台風）の風速は41.7m／sであるため，風（台風）の設計は竜巻の設計に包絡される。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
		(2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○基本方針 竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計における構造強度評価は，設計竜巻荷重とそれ以外の荷重の組合せを適切に考慮して，施設の構造強度評価を実施し，その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認する。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）
8	飛来物の衝撃荷重としては，事業許可（変更許可）を受けた設計飛来物である鋼製材（長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m，質量135ｋｇ，最大水平速度51m／ｓ，最大鉛直速度34m／ｓ）が衝突する場合の荷重を設定する。 鋼製材よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなるものは，固定，固縛，建屋収納，車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避又は撤去を実施することから荷重としては考慮しない。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (1)　設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○設計飛来物について ・事業許可（変更許可）を受けたとおり，固縛等の運用，管理を考慮して，鋼製材を設計飛来物として設定する。	＜飛来物の選定＞＜風速場モデル＞ ⇒飛来物の選定及び飛来物発生防止対策の要否を判断する手順について説明 ・［補足外竜巻03］飛来物の選定について（竜巻影響評価の風速場モデルについては，本補足説明資料の別紙にて示す）
9	さらに，設計飛来物に加えて，竜巻の影響を考慮する施設の設置状況その他環境状況を考慮し，評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。 また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，設計飛来物の衝撃荷重を上回ると想定される飛来物は，飛来距離を考慮すると竜巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから，飛来物として考慮しない。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2)　設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○砂利について 設計飛来物に対して比較的小さい飛来物である砂利が飛来物として考えられる。竜巻防護対象施設を収納する建屋は，建物・構築物による防護を基本としていることから，砂利は飛来物として考慮する必要はない。 ○敷地外の飛来物について また，再処理事業所外から飛来するおそれがあり，かつ，再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものとしてむつ小川原ウィンドファームの風力発電施設のブレードがある。むつ小川原ウィンドファームの風力発電施設から竜巻防護対象施設等までの距離及び設計竜巻によるブレードの飛来距離を考慮すると，ブレードが竜巻防護対象施設等まで到達するおそれはないことから，ブレードは飛来物として考慮しない。	＜敷地外からの飛来物＞ ⇒敷地外から飛来する恐れがある飛来物について竜巻防護対象施設等までの飛来距離と離隔距離を比較し竜巻防護対象施設等に到達しないことを説明 ・［補足外竜巻04］敷地外からの飛来物について
10	なお，設計飛来物よりも運動エネルギ又は貫通力が大きくなる重大事故等対処設備及び資機材等は，設置状況を踏まえ，固定，固縛を実施することにより，飛来物とならない設計とする。	V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定 2.　選定の基本方針 2.2　竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針	【2.2　竜巻防護のための固縛対象物の選定の基本方針】 竜巻による飛来物として想定すべき資機材等を調査し，設計竜巻により飛来物となり竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼす可能性があるものを固定，固縛，建屋収納，敷地からの撤去又は頑健な建屋内に収納する。 ※4.にて固縛対象物の選定の考え方を示し，選定結果については，添付書類「V-1-1-1-2-4　竜巻防護に関する屋外の重大事故等対処設備の設計方針」に示す。	－ （基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える）

補足説明すべき項目の抽出
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

	基本設計方針	添付書類		補足すべき事項
11	(2)竜巻に対する影響評価及び竜巻防護対策 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 ・建屋の外殻を構成する部材は，飛来物の衝撃荷重に対し，貫通及び裏面剥離が生じない最小厚さ以上であることを許容限界として示す。 ・設計荷重(竜巻)に対し，屋根及び耐震壁に終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じないことを許容限界として示す。	＜空気密度＞ ⇒竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備を収納する建屋の構造強度評価のために設定する風圧力による荷重のパラメータである空気密度の設定根拠について説明 ・［補足外竜巻05］設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度について
		V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋 竜巻防護対象施設を収納する建屋は，設計荷重(竜巻)に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.　機能設計 4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針 竜巻より防護すべき施設を収納する建屋である燃料加工建屋の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
12	工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 気圧差荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性域内にとどまることを許容限界として示す。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備は，気圧差荷重に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である気体廃棄物の廃棄設備の工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	＜評価対象部位及び組合せ荷重＞＜対象施設の代表性＞＜換気空調設備の竜巻の影響＞ ⇒設計荷重を踏まえた評価部位及び組合せ荷重、設備の代表性及び換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設を説明 ・［補足外竜巻06-1］評価対象部位及び組合せ荷重について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設） ・［補足外竜巻07-1］強度計算に用いる対象設備の代表性について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設） ・［補足外竜巻08］換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について
13	非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は，気圧差荷重に対して構造健全性を維持し，安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用発電機の給気系及び排気系 気圧差荷重及びその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性域内にとどまることを許容限界として示す。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【3.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系は，気圧差荷重に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	【4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系及び排気系の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	＜評価対象部位及び組合せ荷重＞＜対象施設の代表性＞ ⇒評価対象部位、組合せ荷重及び施設の代表性を説明 ・［補足外竜巻06-2］評価対象部位及び組合せ荷重について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設） ・［補足外竜巻07-2］強度計算に用いる対象設備の代表性について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設）
14	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，開口部を有する室に設置される竜巻防護対象施設のうち安全機能を損なうおそれがある竜巻防護対象施設であり，建物・構築物による防護対策を講ずることにより，設計荷重（竜巻）による影響に対して，安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【3.2(2)　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設は，設計荷重(竜巻)に対し，安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。 なお、非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系は、建屋の迷路構造により防護することから、竜巻防護対象施設を収納する建屋の要求機能及び性能目標に包絡される。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
15	具体的には，設計飛来物の侵入を防止するため，非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系については建物により迷路構造とすることで設計飛来物の侵入を防止する。	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設の設計方針	【4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系について 建屋の迷路構造により防護することから、竜巻防護対象施設を収納する建屋の設計方針に包絡される。	＜開口部の防護＞ ⇒非常用所内電源設備の非常用発電機の給気系について，迷路構造にて防護することを図により説明 ・［補足外竜巻09］　建屋開口部の防護について

補足説明すべき項目の抽出
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

	基本設計方針	添付書類		補足すべき事項
16	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系はその一部を構成する構築物である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒を十分な板厚とすることにより設計飛来物の侵入を防止する設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用発電機の排気系 風荷重及び飛来物の衝撃荷重並びにその他考慮すべき荷重に対し，おおむね弾性域内にとどまることを許容限界として示す。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	【4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】 ○非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系について ・建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系は，排気筒を十分な板厚とすることで設計飛来物の侵入を防止する設計とする。 ・設計飛来物に対して比較的小さい飛来物である砂利等が開口部から侵入したとしても，侵入した飛来物を除去できるようにダクトは取り外しが可能な設計とする。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	＜排気系の許容応力＞＜設計飛来物の侵入防止の考え方＞ ⇒非常用発電機の排気系に関する、許容応力及び飛来物の侵入防止の考え方を説明 ・［補足外竜巻10］非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の許容応力について ・［補足外竜巻11］非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒に関する設計飛来物の侵入防止の考え方 ＜評価対象部位及び組合せ荷重＞＜対象施設の代表性＞ ⇒非常用発電機の給気系及び排気系に関する、評価対象部位、組合せ荷重及び施設の代表性の考え方を説明 ・［補足外竜巻06-2］評価対象部位及び組合せ荷重について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設） ・［補足外竜巻07-2］強度計算に用いる対象設備の代表性について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設）
17	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価を実施し，周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 ・機械的な波及的影響として，倒壊，損傷等が生じても，施設が終局状態に至らない強度を保持することを許容限界として示す。 ・また，施設を構成する主要な部材に塑性ひずみが生じる場合でも，その量が微小なレベルに留まり，破断延性限界に十分な余裕を有することを許容限界として示す。 ・機能的な波及的影響として，竜巻防護対象施設等の機能が損なわなうおそれのある変形を生じないことを許容限界として示す。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 竜巻防護対象施設は，機械的及び機能的な波及的影響により，設計荷重（竜巻）に対し，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	＜評価対象部位及び組合せ荷重＞＜排気筒に求められる機能＞＜対象施設の代表性＞ ⇒設計荷重を踏まえた評価部位及び組合せ荷重、排気筒に求められる機能及び設備の代表性を説明 ・［補足外竜巻06-1］評価対象部位及び組合せ荷重について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設） ・［補足外竜巻07-1］強度計算に用いる対象設備の代表性について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設） ・［補足外竜巻12］気体廃棄物の廃棄設備の排気筒に求められる機能について
18	重大事故等対処設備を収納する建屋等は，設計荷重（竜巻）に対して，構造強度評価及び設計飛来物の衝突に対する貫通及び裏面剥離の評価を実施し，構造健全性を維持するとともに，貫通，裏面剥離の発生により建屋内の重大事故等対処設備の機能を損なうおそれがない設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 ・建屋の外殻を構成する部材は，飛来物の衝撃荷重に対し，貫通及び裏面剥離が生じない最小厚さ以上であることを許容限界として示す。 ・設計荷重(竜巻)に対し，屋根及び耐震壁に終局状態に至るようなひずみ又は応力が生じないことを許容限界として示す。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.　機能要求及び性能目標 3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【3.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋 重大事故等対処設備を収納する建屋に関する対象の施設，要求機能及び性能目標を説明する。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.　機能設計 4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋	【4.1　竜巻より防護すべき施設を収納する建屋】 ○重大事故等対処設備を収納する建屋の設計方針 重大事故等対処設備を収納する建屋に関する設計方針について説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
19	建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重を考慮して他の設備に悪影響を及ぼさないよう，重大事故等対処設備を収納する建屋等により防護する設計とする。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 f.　建屋内の重大事故等対処設備	【2.1.3(1)f.　建屋内の重大事等対処設備】 ・建屋内の重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，竜巻より防護すべき施設を収納する建屋等により防護する設計とする。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
20	屋外の重大事故等対処設備は，位置的分散により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	V-1-1-1-2-4　竜巻防護に関する屋外の重大事故等対処設備の設計方針 2.　設計の基本方針	【2.　設計の基本方針】 屋外に保管する重大事故等対処設備については，竜巻による風荷重に対して，位置的分散を考慮した保管により，機能を損なわない設計とする。	＜固縛装置の保守性＞＜固縛装置の設備の代表性＞＜固縛装置の評価対象部位＞ ⇒屋外の重大事故等対処設備に対する浮き上がり又は横滑りの防止、固縛対象物の選定について説明 ・［補足外竜巻13］屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護設計 ・［補足外竜巻14］固縛装置の設計における保守性について ・［補足外竜巻15］固縛装置の設計における設備の代表性について ・［補足外竜巻16］固縛装置の評価対象部位について
		3.　位置的分散による機能維持設計	【3.　位置的分散による機能維持設計】 位置的分散による機能維持の設計方針及び保管場所を示す。	

補足説明すべき項目の抽出
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

	基本設計方針	添付書類		補足すべき事項
21	屋外の重大事故等対処設備は，竜巻による風圧力による荷重に対し，竜巻防護対象施設及び重大事故等に対処するために必要な機能に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の重大事故等対処設備は，拘束することにより浮き上がり又は横滑りを防止し，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。ただし，拘束する車両等の重大事故等対処設備のうち，地震時の移動を考慮して地震後の機能を維持する設備は，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，余長を有する固縛で拘束する。	Ⅴ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 e.　重大事故等対処設備 (a)　屋外の重大事故等対処設備	【2.1.3(1)g.　屋外の重大事故等対処設備】 屋外の重大事故等対処設備は，竜巻時及び竜巻通過後において，設計竜巻の風圧力による荷重に対し，重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，位置的分散等を考慮した設置又は保管するとともに，浮き上がり又は横滑りによって飛散させないよう固定・固縛の措置をとることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		(2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○屋外の重大事故等対処設備 ・固縛装置の連結材は，破断が生じない強度を有していることを許容限界として示す。 ・固定材は，塑性ひずみが生じる場合であっても，終局耐力に対し，十分な強度を有していることを許容限界として示す。 ・基礎部は，弾性状態に留まることを許容限界として示す。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		Ⅴ-1-1-1-2-4 竜巻防護に関する屋外重大事故等対処設備の設計方針 4.　悪影響防止のための固縛設計	【4.　悪影響防止のための固縛設計】 屋外の重大事故等対処設備は，浮き上がり又は横滑りを防止し，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするため，固縛の設計方針，固縛対象設備の選定の考え方及び固縛装置の設計方針を示す。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	項目番号20と同じ
22	重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設は，倒壊による機械的影響を及ぼし得る施設及び転倒による機能的影響を及ぼし得る施設であり，設計荷重（竜巻）に対して，構造健全性を維持することにより，重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	Ⅴ-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 (2)　荷重の組合せ及び許容限界	【2.1.3(2)　荷重の組合せ及び許容限界】 ○重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設 ・機械的な波及的影響として，倒壊，損傷等が生じても，施設が終局状態に至らない強度を保持することを許容限界として示す。 ・また，施設を構成する主要な部材に塑性ひずみが生じる場合でも，その量が微小なレベルに留まり，破断延性限界に十分な余裕を有することを許容限界として示す。 ・機能的な波及的影響として，竜巻防護対象施設等の機能が損なわなうおそれのある変形を生じないことを許容限界として示す。	－ (基本方針であり，特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		Ⅴ-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【3.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 重大事故等対処設備は，機械的及び機能的な波及的影響により，設計荷重（竜巻）に対し，重大事故等対処設備の安全機能を損なわないよう対象の施設，要求機能及び性能目標を示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設】 重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼし得る施設の設計方針を説明する。 ※機能設計上の設計方針を達成するための強度計算を「Ⅳ-2-1　竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
23	(3)竜巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における竜巻被害状況及びＭＯＸ燃料加工施設の配置から，竜巻随伴事象として火災，溢水及び外部電源喪失を想定し，これらの事象が発生した場合においても，竜巻防護対象施設及び重大事故等対処設備がその機能を損なわない設計とする。	Ⅴ-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○竜巻防護対象施設について 竜巻随伴事象を考慮する施設は，設計荷重（竜巻）に対し，竜巻防護対象施設の安全機能を損なわないよう要求機能を示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○竜巻防護対象施設について 竜巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
	竜竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は火災に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	Ⅴ-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5(1)　火災】 ○竜巻防護対象施設について 屋外の危険物貯蔵施設等は，設計荷重（竜巻）に対し，火災が発生したとしても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。	－ (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)

補足説明すべき項目の抽出
（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

	基本設計方針	添付書類		補足すべき事項
24		4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　火災	【4.5(1)　火災】 ○竜巻防護対象施設について 　火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，竜巻防護対象施設の許容温度を超えないように防護対策を講じ，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて考慮する。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
25	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため，「6.　加工施設内における溢水による損傷の防止」において示す。	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5(2)　溢水】 ○竜巻防護対象施設について 　屋外タンク等は，設計荷重（竜巻）に対し，溢水が発生したとしても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (2)　溢水	【4.5(2)　溢水】 　溢水源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，竜巻防護対象施設の安全機能が損なわれないよう必要に応じて防護対策を講じ，竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」にて考慮する。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
26	竜巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては，竜巻の影響を想定しても非常用所内電源設備による電源供給を可能とすることで竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○外部電源喪失 　非常用所内電源設備は，設計荷重（竜巻）に対し，外部電源喪失が発生したとしても非常用所内電源設備の機能が維持できることを機能設計上の性能目標とする。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (3)　外部電源喪失	【4.5(3)　外部電源喪失】 　設計竜巻，設計竜巻と同時に発生する雷・霰等，あるいはダウンバースト等による外部電源喪失に対しては，非常用所内電源設備の安全機能を確保できる設計とすることにより，竜巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
27	竜巻随伴事象として火災，溢水が発生した場合においても，重大事故等対処設備がその機能を損なうおそれがない設計とする。	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○重大事故等対処設備について 　竜巻随伴事象を考慮する施設は，設計荷重（竜巻）に対し，重大事故等対処設備の機能を損なわないよう要求機能を示す。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設	【4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設】 ○重大事故等対処設備について 　竜巻随伴事象を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するための機能設計の方針を定める。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
28	竜巻随伴事象のうち火災に対しては，火災源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての火災に対する影響は火災に包絡されるため，「3.3.3　外部火災」及び「5.　火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　火災	【3.5(1)　火災】 ○重大事故等対処設備について 　屋外の危険物貯蔵施設等は，設計荷重（竜巻）に対し，火災が発生したとしても他の原因による火災の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (1)　火災	【4.5(1)　火災】 ○重大事故等対処設備について 　火災源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で，重大事故等対処設備の許容温度を超えないように防護対策を講じ，重大事故等対処設備の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書」にて考慮する。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
29	竜巻随伴事象のうち溢水に対しては，溢水源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，重大事故等対処設備の機能に影響を与えない設計とする。竜巻随伴事象としての溢水に対する影響は溢水に包絡されるため，「6.　再処理施設内における溢水による損傷の防止」に基づく設計とする。	V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針 3.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (2)　溢水	【3.5(2)　溢水】 ○重大事故等対処設備について 　屋外タンク等は，設計荷重（竜巻）に対し，溢水が発生したとしても他の原因による溢水の影響の範囲内に収まることを性能目標に示す。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
		4.5　竜巻随伴事象を考慮する施設 (2)　溢水	【4.5(2)　溢水】 　溢水源と重大事故等対処設備の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で，重大事故等対処設備の安全機能が損なわれないよう必要に応じて防護対策を講じ，重大事故等対処設備の安全機能に影響を与えない設計とすることを「V-1-1-7 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」にて考慮する。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
30	(4)必要な機能を損なわないための運用上の措置 　竜巻に関する設計条件等に係る新知見の収集や防護措置との組合せにより安全機能や重大事故等に必要な機能を損なわないための運用上の措置として，以下を保安規定に定めて，管理する。 ・設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うこと。	4.4　竜巻の影響を考慮する施設に波及的影響を及ぼし得る施設	【2.1　基本方針】 ○新知見の定期的な確認 設計竜巻の特性値，竜巻と同時に発生する自然現象等について，定期的に新知見の確認を行い，新知見が得られた場合に評価を行うことを保安規定に定めて，管理する。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)
31	・重大事故等対処設備及び資機材等の固定，固縛並びに車両の周辺防護区域内への入構管理及び退避場所へ退避を行うこと。	V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針 2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2)設計飛来物の設定	【2.1.2(2)　設計飛来物の設定】 ○重大事故等対処設備及び資機材等並びに車両の運用について 飛来した場合の運動エネルギ又は貫通力が鋼製材よりも大きな重大事故等対処設備及び資機材等については設置場所等を考慮し，竜巻より防護すべき施設に衝突し竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある場合には，固定，固縛並びに車両の退避を実施することを保安規定に定めて，管理する。	— (特に補足説明が必要な事項は無いと考える)

補足説明すべき項目の抽出
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目

V-1-1-1-2-2　竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定	2.　選定の基本方針 2.1　竜巻の影響を考慮する施設の選定の基本方針	＜竜巻防護対象施設等＞	［補足外竜巻01］	竜巻の影響を考慮する施設の抽出について
		＜波及的影響＞	［補足外竜巻02］	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定について
V-1-1-1-2-1　竜巻への配慮に関する基本方針	2.1.2　設計竜巻及び設計飛来物の設定 (2) 設計飛来物の設定	＜設計飛来物の選定＞＜風速場モデル＞	［補足外竜巻03］	飛来物の選定について （別紙：竜巻影響評価の風速場モデル）
		＜軟地外からの飛来物＞	［補足外竜巻04］	軟地外からの飛来物について
	2.1.3　竜巻の影響を考慮する施設の竜巻防護設計 (2) 荷重の組合せ及び許容限界	＜空気密度＞	［補足外竜巻05］	設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度について
V-1-1-1-2-3　竜巻防護すべき施設の設計方針	4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 4.4　竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設	＜評価対象部＞	［補足外竜巻06-1］	構造強度評価における評価部位の選定について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設）
			［補足外竜巻06-2］	構造強度評価における評価部位の選定について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設）
	4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 4.4　竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設	＜対象施設の代表性＞	［補足外竜巻07-1］	強度計算に用いる対象設備の代表性について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設）
			［補足外竜巻07-2］	強度計算に用いる対象設備の代表性について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設）
	4.2　建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	＜換気空調設備の竜巻の影響＞	［補足外竜巻08］	換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について
	4.3　建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	＜建屋開口部の防護＞	［補足外竜巻09］	建屋開口部の防護について
		＜非常用発電機の排気管＞	［補足外竜巻10］	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の許容応力について
		＜排気筒に関する設計飛来物の侵入防止の考え方＞	［補足外竜巻11］	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒に関する設計飛来物の侵入防止の考え方
	4.4　竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設	＜排気設備の排気筒に求められる機能＞	［補足外竜巻12］	起因事象を竜巻とした場合の廃棄設備の排気筒に求められる機能について
V-1-1-1-2-4　竜巻防護に関する屋外の重大事故等対処設備の設計方針	2.　設計の基本方針 3.　位置的分散による機能維持設計 4.　悪影響防止のための固縛設計	＜固縛対象物の選定＞	［補足外竜巻13］	屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護設計
		＜固縛装置の保守性＞	［補足外竜巻14］	固縛装置の設計における保守性について
		＜固縛装置の設備の代表性＞	［補足外竜巻15］	固縛装置の設計における設備の代表性について
		＜固縛装置の評価対象部位＞	［補足外竜巻16］	固縛装置の評価対象部位について

発電炉の補足説明資料の説明項目

		展開要否	理由
補足-70-1［竜巻への配慮に関する説明書］	１．１外部事象防護対象施設のうち竜巻の影響を考慮する施設の抽出	○	
補足-70-1［竜巻への配慮に関する説明書］	１．２外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	１．４飛来物の選定	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	１．８東海第二発電所の竜巻影響評価の風速場モデルの適用	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	１．７隣接事業所からの飛来物が想定される施設の設計方針	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明】	１．４構造強度評価における評価対象部位の選定について	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明】	１．２強度計算時の施設の代表性について	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明】	１．３換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	１．３建屋開口部の調査結果	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明】	８．１ディーゼル発電機排気管の許容応力について	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明】	５．２起因事象を竜巻とした場合の主排気筒に求められる機能について	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	１．６屋外重大事故等対処設備の竜巻防護設計	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明】	４．１固縛装置の設計における保守性について	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明】	４．２固縛装置の設計における設備の代表性について	○	
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明】	４．４固縛装置の評価対象部位について	○	
補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】	１．５砂利等の極小飛来物による外部事象防護対象施設への影響	－	添付書類で説明するため
補足-440-1【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明】	１．１風力係数について	－	添付書類で説明するため
	２．１鉄筋コンクリート部材の裏面剥離評価方法について	－	裏面剥離を防止するための十分な板厚があるため対象外
	２．２原子炉建屋大物搬入口扉の貫通評価について	－	MOX燃料加工施設には該当する施設が無いため対象外
	２．３ブローアウトパネル開口部から侵入する風に対する対応方針について	－	ブローアウトパネル及び類似する竜巻により開放する壁はないことから対象外
	２．４使用済燃料乾式貯蔵建屋の使用済燃料乾式貯蔵容器冷却性能について	－	MOX燃料加工施設では，竜巻防護対策設備を設置しないことから，竜巻防護対策設備の設置により，冷却性能に影響を与える施設がないため対象外
	２．５飛来物として設定する車両の設定について	－	車両は退避することにより飛来物とならないことから対象外
	２．６鉄筋コンクリートの衝突解析モデルにおける破断限界の設定について	－	裏面剥離を防止するための十分な板厚があるため対象外
	２．７原子炉建屋原子炉棟屋根スラブ変形評価の許容値の設定について	－	
	２．８車両衝突時における使用済燃料乾式貯蔵建屋内壁ライナの挙動について	－	車両は退避することにより飛来物とならないことから対象外
	２．９原子炉建屋原子炉棟屋根スラブの貫通及び裏面剥離評価について	－	裏面剥離を防止するための十分な板厚があるため対象外
	２．１０鉄筋コンクリート部材の貫通評価及び裏面剥離評価について	－	強度計算書で説明するため
	３．１海水ストレーナの評価対象部位について	－	MOX燃料加工施設に当該設備が無いため
	４．３屋外の重大事故等対処設備の収納ラックに対する固縛対応について	－	同様の設備が無いこと及び固定する設備の設計については計算書にて示すことから対象外
	５．１設計飛来物による構造欠損の想定箇所について	－	鉄塔部材を損傷させることで飛来物による影響を考慮する評価は無いことから対象外
	６．１ディーゼル発電機吸気口の局部ばね定数及び局部応力の算出について	－	構造が異なることから対象外
	７．防護対策施設の強度計算に関する補足説明資料	－	MOX燃料加工施設には該当する施設が無いため対象外
	７．１シャックルの許容限界について	－	
	７．２飛来物のオフセット衝突の影響について	－	
	７．３金網の設計裕度の考え方	－	
	７．４ワイヤロープの変形を考慮したネットシステムのたわみについて	－	
	７．５ワイヤロープの初期張力について	－	
	７．６補助金網の影響について	－	
	７．７防護鋼板及び架構の解析手法の保守性について	－	

基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果，追加で補足すべき事項は無い。

補足説明すべき項目の抽出
（第８条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

東海第二発電所　補足説明資料	MOX燃料加工施設　補足説明資料	記載概要	補足すべき事項	申請回次							
				第1回	第1回　記載概要	第2回	第2回　記載概要	第3回	第3回　記載概要	第4回	第4回　記載概要
補足-70-1[竜巻への配慮に関する説明書]											
１．１外部事象防護対象施設のうち竜巻の影響を考慮する施設の抽出	竜巻の影響を考慮する施設の抽出について	竜巻の影響を考慮する施設を抽出，その結果を説明	［補足外竜巻01］	【外竜巻02】竜巻の影響を考慮する施設の抽出について	竜巻の影響を考慮する施設を抽出、その結果を説明	－	－	－	－	－	－
１．２外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定	竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定について	波及的影響を及ぼし得る施設を選定，その結果を説明	［補足外竜巻02］	【外竜巻19】竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設の選定について	波及的影響を及ぼし得る施設を選定，その結果を説明	－	－	－	－	－	－
１．３建屋開口部の調査結果	建屋開口部の防護について	竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部を調査した結果及び建屋開口部に対する防護について説明	［補足外竜巻09］	建屋開口部の防護について	竜巻防護対象施設に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部を調査した結果及び建屋開口部に対する防護について説明	－	－	－	－	－	－
１．４飛来物の選定	飛来物の選定について（別紙：竜巻影響評価の風速場モデル）	飛来物の選定及び飛来物発生防止対策の要否を判定する手順の説明	［補足外竜巻03］	【外竜巻03】飛来物の選定について	飛来物の選定及び飛来物発生防止対策の要否を判定する手順の説明	－	－	－	－	－	－
１．６屋外重大事故等対処設備の竜巻防護設計	屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護設計	屋外の重大事故等対処設備の竜巻防護設計について説明	［補足外竜巻13］	―（次回以降）	－	－	－	－	－	○	屋外ＳＡ設備は，竜巻防護対策として，同じ機能を有する設備が竜巻によって同時に損傷しないよう，位置的分散を考慮した設置若しくは保管により，必要な機能が損なわれない設計としているため，固縛対象物の選定及び固縛方法の考え方について説明
１．７隣接事業所からの飛来物が想定される施設の設計方針	敷地外からの飛来物について	敷地外からの飛来物に対する設計方針及び飛来物の飛来距離から敷地内に到達しないことについて説明	［補足外竜巻04］	【外竜巻04】敷地外からの飛来物について	敷地外からの飛来物に対する設計方針及び飛来物の飛来距離から敷地内に到達しないことについて説明	－	－	－	－	－	－
補足-440[竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書の全般の補足説明]											
1．強度計算の方針に関する補足説明資料	1．強度計算の方針に関する補足説明資料										
	設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度について	設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度の設定について説明	［補足外竜巻05］	【外竜巻07】設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度について	設計竜巻荷重の設定において考慮する空気密度の設定について説明	△	第1申請から追加事項無し	△	第1申請から追加事項無し	△	第1申請から追加事項無し
1.2 強度計算時の施設の代表性について	強度計算に用いる対象設備の代表性について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設）	同種類の計算対象施設が複数存在する場合の代表施設の代表性を説明	［補足外竜巻07-1］	―（次回以降）	－	○	同種類の計算対象施設が複数存在する場合の代表施設の代表性を説明	－	－	－	－
	強度計算に用いる対象設備の代表性について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設）		［補足外竜巻07-2］	―（次回以降）	－	－	－	○	同種類の計算対象施設が複数存在する場合の代表施設の代表性を説明	－	－
1.3 換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について	換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について	気圧差荷重の評価において，評価を実施しない部位の理由を説明	［補足外竜巻08］	―（次回以降）	－	○	気圧差荷重の評価において，評価を実施しない部位の理由を説明	－	－	－	－
1.4 構造強度評価における評価対象部位の選定について	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒に関する設計飛来物の侵入防止の考え方	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒に設計飛来物が侵入しないこと説明	［補足外竜巻11］	―（次回以降）	－	－	－	○	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気筒に設計飛来物が侵入しないこと説明	－	－
	構造強度評価における評価部位の選定について（工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，波及的影響を及ぼし得る施設）	評価対象ごとに機器の構造等を踏まえ，荷重を受ける部位の選定、応力の種類、選定理由を説明	［補足外竜巻06-1］	―（次回以降）	－	○	評価対象ごとに機器の構造等を踏まえ，荷重を受ける部位の選定、応力の種類、選定理由を説明	－	－	－	－
	構造強度評価における評価部位の選定について（非常用発電機の給気系及び排気系の建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設，建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設）		［補足外竜巻06-2］	―（次回以降）	－	－	－	○	評価対象ごとに機器の構造等を踏まえ，荷重を受ける部位の選定、応力の種類、選定理由を説明	－	－
4．屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算に関する補足説明資料	4．屋外の重大事故等対処設備の固縛装置の強度計算に関する補足説明資料										
4．1 固縛装置の設計における保守性について	固縛装置の設計における保守性について	屋外の重大事故等対処設備に対する固縛装置の保守性について説明	［補足外竜巻14］	―（次回以降）	－	－	－	－	－	○	屋外の重大事故等対処設備に対する固縛装置の保守性について説明
4.2 固縛装置の設計における設備の代表性について	固縛装置の設計における設備の代表性について	複数存在する固縛対象設備のうち，計算対象の代表として選定された固縛装置の代表性について説明	［補足外竜巻15］	―（次回以降）	－	－	－	－	－	○	複数存在する固縛対象設備のうち，計算対象の代表として選定された固縛装置の代表性について説明
4.4 固縛装置の評価対象部位について	固縛装置の評価対象部位について	固縛装置を構成する部材の評価対象部位の選定について説明	［補足外竜巻16］	―（次回以降）	－	－	－	－	－	○	固縛装置を構成する部材の評価対象部位の選定について説明
5．主排気筒の強度計算に関する補足説明資料											
5.2 起因事象を竜巻とした場合の主排気筒に求められる機能について	起因事象を竜巻とした場合の廃棄設備の排気筒に求められる機能について	排気筒を修理する際の地上放出を行っても問題ないことを説明	［補足外竜巻12］	―（次回以降）	－	○	排気筒を修理する際の地上放出を行っても問題ないことを説明	－	－	－	－
6．ディーゼル発電機吸気口の強度計算に関する補足説明資料											
8．排気管，放出管及びベント管の強度計算に関する補足説明資料											
8.1 ディーゼル発電機排気管の許容応力について	非常用所内電源設備の非常用発電機の排気系の許容応力について	高温時の設計降伏点の設定について説明	［補足外竜巻10］	―（次回以降）	－	－	－	○	高温時の設計降伏点の設定について説明	－	－

令和３年８月 10 日　Ｒ０

別紙 6

変更前記載事項の
既工認等との紐づけ

注：当該条文は、変更前の記載がないため、対象外とする。